

女性史研究

特集 『母権論』をたたえる



第27集 '92・XII

編集・家族史研究会

始・地母神デーメーテルをたたえる 光永洋子

第一部 現代を生かすバッチャオーフェン

I 『母権論』を学ぶために

三たび邦訳された『母権論・序説』 犬童美子

II なぜ女は第二の性なのか？

ポーボォワールと『母権論』 光永洋子

III デーヴィス『第一の性』における母権

英訳『神話、宗教そして母権—バッチャオーフェン選集—』の校訂 石原通子

第二部 原始を生かすバッチャオーフェン

IV 母権とフェティシズム

バッチャオーフェンとド＝ブロス 石塚正英

V 梟の女神アテーナー

アッティカ四部族における母権 布村一夫

終・未来を生かすバッチャオーフェン 石塚正英

『母権論』(1861年)をかいたスイスの法学者・神話学者であるJ・Jバッチャオーフェンは、ギリシア神話のなかから原始社会は母権社会であったことを発見し、復元した男です。

この原始母権社会をアメリカ・インディアンとくにイロクォイ族の研究によって実証したのが、L・H・モルガン『古代社会』(1977年)です。さらに原始母権社会を母系的要素、氏族外婚と部族内婚、トーテム、そのなかでの自由・平等・友愛の人間関係として理論づけたのがイギリスのW・H・R・リヴァーズです。

このように現在では社会人類学において立証された原始母権社会を、神話のなかにみだしたバッチャオーフェンのロマンチズム、そして「起源は後代の発展を制約し、それがたどる進路に絶えず、その方向をあたえる。」とするバッチャオーフェンの歴史哲学は、女性史、女性学、フェミニズムの根拠であります。五十年にわたるモルガン、バッチャオーフェン研究家である布村一夫教授を中心とした母権論研究グループによるこの書は、難解な『母権論』をよむための唯一の参考書です。(ご購入をのぞまれる方は家族史研究会熊本事務局へご連絡ください)。

女性史研究 〓 も く じ 〓 1992・XII 27

特集・『母権論』をたたえる

『母権論』をよむ

——テキスト・クリティク事はじめ——・布村一夫 2

『梟の女神アテーナー』をよむ

——「生命の生産と再生産」の正しい解明・緒方 都 22

乳を与える地母神ヘーラー

——聖婚のヘーラーとくらべて——・光永洋子 24

中川善之助と『母権論』・石原 通子 26

日本女性史における母権

——原始日本における「母権」の証明はむつかしい——・犬童美子 30

夫妻別氏をもとめる

——「選択的別氏同籍」に反対する——・林 葉子 34

- ✓ 我妻 栄を読む——その革新と限界と——・伴 栄子 38
- ✓ セク・ハラ考・小玉稜子 40
- ✓ 『結婚届』によせし・中山そみ 42
- ✓ 『家庭雑誌』一〇〇年によせし・富田佐保子 44
- ✓ バッハオーフェン学者布村一夫先生
——『母権論』研究のあゆみをお聞きして——緒方和子 46
- ✓ バッハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集—Ⅶ—・訳・石塚正英 47
- ✓ 一九世紀後半のロマン主義と進化主義（補訂稿）
——『母権論』と『古代社会』と——布村一夫 53
- 『母権論』第一版、第一章第一節（試訳） 71
- 『バッハオーフェン論集成』によせし・石塚正英 75
- 『母権論』諸版について・石原通子 83

史学史の窓 No.15 1992. III

石原 通子・熊本女性学研究会 1991 年の活動報告
犬童 信義・横井時敬論 その1 略年譜・総論
布村 一夫・『イロクォイ族の連盟』をよむ

史学史の窓 No.16 1992. VI

小玉 稜子・セクハラをなくするために
富田敬一郎・池辺三山 熊本ジャーナリスト列伝(その1)
布村 一夫・『イロクォイ族の連盟』をよむ(つづき)

史学史の窓 No.17 1992. IX

吉田 淑子・『星の王子さま』訳者・内藤濯
その父・泰吉と横井小楠のことなど
布村 一夫・『イロクォイ族の連盟』をよむ(おわり)

史学史の窓 No.18 1992. XII

伊藤 則子・母性によせて
— 木下順二と伊藤芳文と —
富田敬一郎・鳥居素川 熊本ジャーナリスト列伝(その2)
布村 一夫・著書『諸名称体系』によせて(つづき)
— 「1859・10・19 日誌」 —
布村 一夫・『正倉院文書拾遺』によせる

女性史研究

『母権論』をたたえる

27

『母権論』をよむ

テクスト・クリティク事はじめ

布村一夫

(一)

すでにわたしは、論文「原始、母性は月であった——族母アメノウズメのことなど——」を¹かいたが、これを「露出、ベレロポーンとサルタヒコ」と改題して、単行本『原始、母性は月であった』一九八六年におさめた。

その論文のなかで、わたしはつぎの文章を引用した。

「しかし、女たちが『衣服の裾をからげて』、彼を出迎えたとき、彼は恥じらいゆえにわれにもどり、同時に海水もひいたと²のことである。」

これは井上五郎による『母権論』第一章第一節の邦訳によまれるものである³。

この引用文のあと、わたしはここでは、「裾をからげるのである」⁴が、グレーヴス『ギリシア神話』では、「スカートを腰の上までまくりあげ」とかかれているとした。そのあとつづけて、「ブルータルコス『エーティカ』のロープ文庫本では When the women, gathering up their garments と訳されているので、裾をからげるとしたほうがこのましいかもしれないが、グレーヴスはたしかにスカートとイギリス語でかいている⁵」⁶とかいたのであった。

この「衣服の裾をからげる」とか、「スカートを腰の上までまくりあげ」とかと、訳されている箇所は、みずず版と略称する邦訳『母権論』第一巻では、つぎのように邦訳されている。

「ところが、女たちが、 *anagrapteiv touc Xtravokouc* (その着衣をたくし上げて) 彼に近寄ってきた途端に、彼は気恥かしさを覚え後退した。と同時に、語られているところでは、海水もまた引いていったのである⁶。」

この訳書では、ギリシア語文があり、そのあとに、「その着衣をたくし上げて」と邦訳がカッコのなかにいれられている。白水版と略称する『母権制』上巻では、つぎのとおりである。

「しかし、女たちが着物の裾をまくり上げてベレロポンにあいまみえた。と見るや、彼は恥じ入ってふたたび海のなかへ引き返した。すると同時に海水も退いた、という話である。」⁽⁷⁾

そして三元版と略称する『母権論』では、つぎのように言まれる。

「しかし、女たちが△スカートをまくり上げて〔希〕▽彼を迎えにゆくと、恥ずかしくなった彼が取って返し、それとともに海の水も引いていったということである。」⁽⁸⁾

ここでは〔希〕とあって、△スカートをまくり上げて▽がギリシア語でかかれていることをしめしている。もちろんそのギリシア語文はしめされていない。

これらの引用文によって、もともとのギリシア語文が、つぎのようにさまざまに邦訳されていることがわかる。

- (a) 「衣服の裾をからげて」
- (b) 「スカートを腰の上までまくり上げ」
- (c) 「その着衣をたくし上げて」
- (d) 「着物の裾をまくり上げて」
- (e) 「スカートをまくり上げて」

これらをよむと、まさしく訳者のこのみにしたがっているかのような感をあたえられるが、ここでとどまってはおられない。クレイナー版と略称する R・マルクス編『J・J・バッハオーフェン、母権と原始宗教』一九二七年では、ドイツ語でつぎのようにかかれている。

als aber die Weiber, > ihre Gewänder emporruffend, < ihm entgegenkamen, so ging er aus Schamhaftigkeit zurück, und zugleich wich auch, wie man sagt, das Meerwasser mit zurück.⁽⁹⁾

ここではもとのギリシア語文が > ihre Gewänder emporruffend と < > につつまれて、ドイツ語訳されている。ちなみに、このクレイナー版はドイツ文字でかかれているが、第一版も第三版もラテン文字がつかわれている。ここに第一版の新しさがあるのはなからうか。

この箇所はズールカンフ版では、クレイナー版とまったく同じである。ただしラテン文字でかかれている。⁽¹⁰⁾ ここでのドイツ語訳を「着物を上へからげて」とでも邦訳すると、みずず版での訳に似ている。なお二七六頁にわたるクレイナー版は『母権

論』第一版からのわずかな抜粋がよまれるのであるが、ズールカンパ版でも省略がある。

それでは第一版と第三版でのギリシア語文をどうよみとるのがこのましいか、あるいは正しいかである。ギリシア・イギリス語字典をたよりにして、そしてローブ文庫本でのイギリス語訳にみならって、あえてイギリス語訳文をつくる。

When the women, drawing their short coats

short coatのほかに little tunicともやれるが、tunicは「古代ギリシア・ローマの男女の肌着」とされている。だが古典古代のまえの原始あるいは太古のベレロポンのときには、short coatがふさわしいとしたい。短い上衣を身につけているが、スカートをはいていなかったらしい(考古学的考証をもとめたい)。したがってその部分がわずかにかくされているような短い上衣を draw または pull up することは、グレーヴスがイギリス語で、

hoisted their skirts to she waist……offering themselves to him one and all⁽¹⁾

と説明していることを意味する。このようなことを意味するプルータルコスの記事のドイツ語訳(この訳文はバッハオーフェンじしんのかどうかをたしかめていない)を引用しているが、そのところを、わざわざギリシア語文のままにしたのである。このバッハオーフェンの一〇〇年あとにグレーヴスがかいているのであるが、バッハオーフェンの心くばりは、もはや不用である時代になっている。

第三版八六頁では、この引用箇所にたいして、編者は「p.247f sqq.」うんぬんと脚注をつけている。これを白水版は原注として、「(プルタルコス「女の徳性について」二四七「以下」)さらにテオクリトス『牧歌』一六・四八を参照せよ⁽¹²⁾」とされている。みずず版では、原注として、「[p.247f sqq.]〔索引補遺〕テオクリトス『エイデュリオン』[Theocrit. Id. 16, 48も参照のこと]⁽¹³⁾」とある。これも第三版での脚注に忠実である。さきの白水版での原注と対照するがよいが、この白水版での原注は、第三版での原注を意味するのであるから、白水版は第一版を底本とするが、第三版をつよく参照していることはまちがいない。

ついでながら、著作『女の徳性について』が、『女の勇氣』と邦訳されているのをしめしておきたい。「たちまち津波が起って平原を覆ったが、男たちがいかほど嘆願してもベレロポンテスの怒りを鎮められずにいたところ、女たちが衣裳を捲り上げて進み出た。ベレロポンテスが恥ずかしくて引き下がると、波もまた共に後退した、という(『女の勇氣』二四八A⁽¹⁴⁾)」。このように訳出した者は、そのあとに、「プルタルコスが『恥ずかしくて』と記しているのは、勿論本旨を忘れた心理的解釈で、女性器に厭勝の呪力があったのである」とかいている。

ブルータルコスはそのように生まれもしようが、バッハオーフェンがこれを引用したのは、『母権論』のすべてをつらぬいて論証しようとした母権の存在のためなのであり、「厭勝の呪力」をうらづけるためではなかったのである。

それだから、ここでのさいごに、あえていうならば、身をさしだすための露出ではなくて、汝はここから生まれきたのだということをしめすための露出であったとせざるをえないのかもしれない。これは、原始において、女したがって母がもっている権威といえるものに、ベレロポーンがしたがわざるをえなかったということなのである。

ここでアマゾンたちが追放されて、母権が確立されたということがはつきりとしめされているといわんがために、神話といわれるものなかでのこの説話を、バッハオーフェンが第一節のむすびとして引用したのであった。大冊の『母権論』のかきはじめの第一節をしめくくるのに、きわめて意味ぶかい説話であるとみたのである。

もはや「露出」は「母の権威」である。

このための傍証としては、第三章「アテーナイ」のはじめの節である第二三節でのネプトゥーヌス（ギリシアのポセイドーン）対アテーナーの争いの説話と、この第一節でのポセイドーンに祈るベレロポーンの説話とを比較せよとする。第二三節ではポセイドーンに勝ったが、結局は母権てんぶくをしめすアテーナーの敗北にさきだって、第一節ではポセイドーンをおがむベレロポーンに打ちかった女たちの説話である。このポセイドーン＝ベレロポーンに打ちかった女たちの説話を第一節でとりあげ、ポセイドーンの怒りをなだめるために母系出自をすてざるをえなかったアテーナイ女たちの説話を第二三節でとりあげたのである。

これらの説話を引用する順列に、バッハオーフェンのするどい論理がはたらいっているのをみのがしてはならない。

- (1) 「教育国語」七三、一九八三年。
- (2) 『原始、母性は月であった』（女性史双書第Ⅰ）、九四頁。
- (3) 「女性史研究」一一、四七頁。
- (4) 『ギリシア神話』上巻、二二七頁。
- (5) 『原始、母性は月であった』、九四―九五頁。ちなみにこの引用文のなかのイギリス語でかかれたものは、ラルフ・マンハイム編訳『神話、宗教および母権』一九六八年、一二三頁でもそのままによまれる。
- (6) みすず版と略称する岡道男・河上倫逸監訳『母権論』1、六三頁。

- (7) 白水版と略称する吉原達也・平田公夫・春山清純訳『母権制』上巻、七九頁。
- (8) 三元版と略称する佐藤信行・佐々木充・三浦淳・桑原聡訳『母権論』、八二頁。
- (9) J.J. Bachofen, Mutterrecht und Urreligion. hrsg. von Rudolf Marx. 1927. Leipzig. S. 159.
- (10) J.J. Bachofen, Das Mutterrecht, hrsg. von H.J. Heinrichs, S. 62.
- (11) R. Graves, The Greek Myths, p.253—254.
- (12) 白水版、四九三頁。
- (13) みずず版、三四八頁。
- (14) 中務哲郎『物語の海へ』、一六五頁。ここでのペレロポンテスはペレロポーンのことである。

(一)

『バッハオーフェン全集』第二、第三巻におさめられている『母権論』第三版では、その本文は、第二巻の八五頁からはじまる。つぎの八六頁の頭部欄外の左に「S. I」とあり、右に「Ib. 2a」とあるので、八五頁の頭部欄外には、左に「Ia. Ib.」、右に「S. I」と印刷されておらねばならないはずなのである。

第三版での「S. I」を第一章とするか、第一節とするかであるが、これは訳者そして読者にゆだねられる。それにしても、第三版でも第一版でも、本文はたんに「1.」ではじまる。それで第三版では、井上訳によると、つぎのようにかきはじめられる。⁽¹⁾

「リュキア

1. 母権に関するあらゆる研究は、リュキア民族から出発しなければならぬ。……」

はじめの「リュキア」は第一版ではよまれない。したがって第三版編者がつけくわえたものであり、その目次もつぎのよう⁽²⁾に始まっている。

Übersicht des Inhalts

Lykien

§ 1. Zusammenstellung der Zeugnisse für das lykische Mutterrecht..... 85
 第一版目次はこぎのよひである。

Uebersicht des Inhalts.

Lycien

§§. I—X, CLII—CLIII, S.1—28, 1; 390, 1—398, 1.

§ 1. Zusammenstellung der Zeugnisse für das lykische Mutterrecht.

第一版では本文は第一頁からはじまる。しかも本文は二欄にくまれている。さきの第三版八六頁の頭部欄外にある「[b. 2a]」は、第一版の第一頁右欄と第二頁左欄をしめして、そこにかかれた本文が、第三版八六頁に組まれていることを指示する。これによつても第一版と第三版とのちがいがわかる。

白水版は第一版を底本とするがあるが、その七七頁から本文がはじまる。一九〇七五頁には「序説」が印刷されている。第三版では九〇六六頁が、第一版では前づけ V~XXXIII 頁が、Vortrede und Einleitung である。これを「序論」と訳すか、「序説」とするかも、読者や訳者にゆだねられる。なお第三版の六七〇八四頁が、第二版の XXXV~XL が、「内容の概要」いわゆる目次である。「序言と概説」のあとに「目次」があるが、すべての邦訳書では逆である。

みず版では、本文はつぎのようにはじまる（みず版の欄外下に、第三版の頁がしめされている）。

「リュキア

1

母権制に関する研究はいずれも、リュキア^[1]民族をその出発点としなければならぬ⁽³⁾。」

はじめの「リュキア」のつぎの「1」は、

すなわち第一節とするものをしめしているが、その目次では、「1 リュキアの母権制に関する証言の概要」とある。「1」は訳注である。

三元版ではつぎのとおりである。

「第一章

およそ母権制の研究はリュキア民族から始めなくてはならない。」

これは第三版を底本とするが、中扉に「リュキア」とあり、つぎの八〇頁から本文がはじまる。そして目次では「第一章リュキアの母権制に関するヘロドトス他の証言」とあるが、これは第三版目次の直訳ではない。

三邦訳書をくらべてみたが、すべて第三版にしたがっているようである。そしてドイツ語本文の邦訳が、こうもちがったあらわれかたをしているのにおどろく。すべてにおいて「母権制」とあるが、これはたんに「母権」でよいはずである。

クレナー版と略称するR・マルクス編『J・J・バッハオーフェン、母権と原始宗教』一九二七年、ライプティヒでの本文のはじめに、「リュキア」との小さいだしがあるのに、第三版は追従しているかのようである。クレナー版では本文のはじめの「1」がとりのぞかれている。したがって「2」ものぞかれている。ズールカンパ版ではとりのぞかれていない。

第一章第一節の冒頭文をめぐって対比してきたが、形のうえでの対比は、すでに「短衣」をめぐってのべたような内容での対比にまではいりこむというテキスト・クリティクに、なおもすすまねばならないのである。

『母権論』第二版第一頁の左欄における第二段はつぎのようにはじまる。

Herodot 1, 173 berichtet, die Lykier stammten ursprünglich aus Kreta……

この引用文のさいごのコンマは、第三版ではセミコロンになっている。ここをみず版はつぎのように訳している。

「ヘーロドトス⁽²⁾一・一七三は、リュキア人がもともとはクレータの出身であると伝えている⁽⁵⁾。」

ここでの注(2)は訳注であり、ヘーロドトスのことが二行にわたってかかれている。白水版では、つぎのようによまれる。

「ヘロドトス『歴史』によると、リュキア人は古くはクレタに発し、」

ここでの注の(1)は原注をしめしているが、「(1)ヘロドトス『歴史』一・一七三」である。井上訳をつぎにしめす。

「ヘーロドトス(の『歴史』第一巻、第一七三節は、リュキア人は本来クレータの出であり、」

(の『歴史』)は訳注である。これらの訳文をくらべながら、岩波文庫におさめられているヘーロドトス『歴史』での訳文とくらべよといいたい。

さてバッハオーフェンは、第二段で、ヘーロドトスにおけるリュキア人についての言及を引用することから、みずからの具体的な研究についての論述をはじめることになる。それで第一版で、さきの第二段でのドイツ語文の数行あとに、つぎのように彼はかく。

Dann fährt der Geschichtschreiber also fort:

Ihre Sitten sind zum Theil Kretisch, zum Theil Karisch.

バツハオーフェンは第一節第二段のはじめに「ヘーロドトス、一・一七三」をしめしたが、そのあとのここではヘーロドトス『歴史』からの文章を改行して引用する。このところは、みず版ではつぎのように訳されている。

「史家はさらに続ける。¹⁾『彼らの習俗は一部はクレータ風であり、一部はカーリア風である。⁸⁾』」

ここでの注(一)は第三版での(脚注一)にあたる。この(脚注一)が、もとのギリシア語文のまま、みず版ではしめされている。第一版では第三版でのような(脚注一)はないのである。

第三版での編者による(脚注一)は、つぎの引用されているヘーロドトスの記述にたいするものなのである。

「しかしながら、独特の風習を一つ彼らはもっている。それはかつて、他のどの民族にもなかったものである。つまり、彼らには母方の名前が付けられるのであって、父方のそれではないということである。⁹⁾それで、リュキア人は自分が何者であるか尋ねられると、母方の家系を述べ、自分の母からさらにその母へと遡って名前を挙げていくのである。⁹⁾」

このみず版からの引用文のなかで、わたしがつけた※印と※※印のあとに、いかえると、第一版でのドイツ語訳での引用文のあとに、それぞれにもとのギリシア語文がある。それらはみず版では省略されているが、これは第三版での省略にしたがってのことである。この省略されたギリシア語文が、第三版ではさきの(脚注一)でしめされることになる。クレナー版でもズールカンブ版でも、これらのギリシア語文は省略されている。

まえの引用文のあと、つづけてつぎの文章が、ヘーロドトスから引用される。

「また市民権を有する女子が奴隷と婚姻を結べば、その子は嫡出子 (*γενναία*)[▲]と認められるのである。しかし、男子市民では、その者がたとえ有力者であるとしても、外国人女子あるいは妾を娶った場合、その子は市民権をもたない市民 (*αρισταία γενναία*)^{▲▲} (市民権を奪われた子) となる。¹⁰⁾」

これをもってプルータルコスからの引用がおわる。この箇所を三元版から引用する。

「自由市民の女性が奴隷と結婚すれば、子供は△高貴な生まれ〔希〕▽とされる。しかし、もっとも高い身分であれ、自由市民の男性が異部族の女と結婚してできた子や妾に生ませた子は、△市民としての権利を持たない〔希〕▽」。

三元版では〔希〕として、もとはギリシア語原文であることがしめされている。さらにまた井上訳文を、ねんのために、し

めす。

「もし市民の女が奴隷の男と結婚しても、子供たちは高貴な生まれとみなされるが、市民の男が、たとえば最上流階級の人であつても、外国の女か妾を娶るならば、子供たちは卑しい出である。」

つまりは、みすず版からの引用文のなかで、わたしがつけた▲印と▲▲印との箇所にあるギリシア語文は、三元版では〔希〕でしめされているのであるが、この▲のところのギリシア語文の邦訳は、「嫡出子」(みすず版)であり、「高貴な生まれ」(三元版)である。

▲▲箇所でのギリシア語文は、「市民権を奪われた子」(みすず版)であり、「市民としての権利を持たない」(三元版)である。

このように邦訳されている二箇所は、第一版でも第三版でも、つぎのようにかかれているところである。

▲箇所 *edelgeboren (yevvata)*

▲▲箇所 *unehrlich (arua ta tekva)*

この二箇所はプリンストン版と略称する、Rマンハイム訳『神話、宗教、そして母権。パッハオーフェン選集』一九六七年、プリンストン大学出版部では、are regarded as nobly born と、the children are dishonorable とイギリス語訳されているのも参照されねばならないとしても、第一版と第三版でのギリシア語文を正しくうけとめねばならないのである。

このために、松平千秋訳とくらべる。

「また市民権をもつ女が奴隷と同棲した場合、その子供は嫡出子と認められるが、男の市民の場合は、たとえば町の有力者であつても、外国人の妻または妾に生ませた子供は、市民権を与えられないのである。」

まちがいなくギリシア語本からのこの邦訳では、「嫡出子」と訳されており、みすず版での「嫡出子」とおなじである。これはドイツ語訳やイギリス語訳での「高貴な生まれ」にあたるので、「嫡出子」としたのかもしれない。それとも birth「生まれ」または descent「出自」が正しいということ。「嫡出子」と邦訳したのかもしれないのである。だが、race, descent とイギリス語訳されているギリシア語のゲノスにかかわりのあるかぎり、「正しい出自をもっているもの」を意味するのであるならば、これは生まれた子供は母系出自にしがたつて、母が帰属している集団であるゲノス(またはゲンス。民族学で「氏族」と邦訳される原始社会での社会組織)にぞくするということであると、理解されもする。リュキア人での母系出自の存在をのべ

たあとでよまれる記述であるので、その邦訳が「嫡出子」であっても、「高貴な生まれ」であっても、「正しい出自をもつもの」、したがって「母系出自をもつもの」であるとされはしないかということである。

▲▲簡所が「市民権を与えられない」と松平訳はしているが、この訳は、つまるところでは、みずず版と三元版とでの邦訳と、おなじである。古典古代のアテーナイでの「市民権をうしなった子供たち」という表現をかりるヘーロドトスは、リュキアで外国人である女（妾のことをとわないでおく）から生まれた子供を、そのようであるとしたが、バッハオーフェンはこれを「卑しい出」「卑しい生まれ」とドイツ語訳したのかもしれない。そうであるならば、母系出自をもっているリュキア人のあいだでは、外国人である女は、生まれた子供につたえるべき母系出自をもたないということである。これをいいかえると、リュキアでは、外国人の女は、その帰属する集団としてのゲノス（＝ゲンス。「氏族」）をもたないので、その子供は母系出自にしたがって、帰属する集団をもたないことになるのである。帰属する集団としてのゲンスをもたないことは、そのゲンス（氏族）がぞくするトライブ（部族）という原始の独立、自治の共同体にぞくする人間ではないことである。この原始共同体の人間が、古典古代になると都市国家アテーナイの市民権をもっている人間となるのである。

リュキアでの女を、ヘーロドトスは、アテーナイでつかわれている術語をつかって、「女市民」としたとおもわれるが、リュキアに都市があり、そこでの人間が都市の民、市民とよばれていたかどうかはわからないが、とにかくリュキアの女は、リュキアのリュキア人であり、そこに住んでいるものとしての成員のうちでの女成員である。この女成員が生んだ子供たちが、母系出自にしたがって、男成員・女成員なのである。こうして正式にリュキア人である人間が、アテーナイでの術語をつかって、「市民権」をもっている子供とされるが、外国人の女から生まれた子供は、「市民権をうしなった子供」「市民権を奪われた子供」「市民としての権利を持たない子供」と、ヘーロドトスは記述した。それをバッハオーフェンは「卑しい出」「卑しい生まれ」とドイツ語訳した。こうしてバッハオーフェンは、▲▲簡所の「高貴な生まれ」と▲▲簡所の「卑しい生まれ」と対照させたが、これは「母系出自をもつもの」と「母系出自をもたないもの」との対照であるはずである。これによってバッハオーフェンは、リュキアにおける母系出自の存在、その母系出自の有無による子供の区別を、指示したのであるとする。ようするに Sie benennen sich nach der Mutter あるいは nennen sich nach der Mutter すなわち「母にしたがって名称する」とは、母系出自によって、母がぞくする集団に帰属することであり、その集団名を姓とすることと理解する。古い中国では、母族をしめす「姓」は、ある族母から生まれてきたものたちの集りとしての族をしめすものであるので、「母にしたがって」は「母の姓にし

たがって」であり、その姓を自分の姓とする、すなわち名称するということなのである。したがって「母の姓にしたがって名称する」とすれば、もっともわかりやすい。

このような私見は、アッティカ地域でのケクロプス時代の「アテーナイ市民」という術語によって、たしかめられる。「母権論」の第三章「アテーナイ」の第三節で、つぎのようにかかれている。

「またそのかぎりにおいて、彼女たちはアテーナイの女、この町の真正の市民なのであった。後には彼女たちは単に市民の妻であるというにすぎなくなつた。⁽¹⁴⁾」

こゝでの(1)「アテーナイの女たち」は Athenäerinnen であり、(2)「真正な市民」は wahre Bürgerinnen であり、(3)「市民の妻」は Bürgerfrauen である。それで(1)は「女アテーナイ人」であり、(2)は「真正な女市民」であり、(3)は「男市民の妻」と邦訳されるべきである。したがって、さきの引用文のまえに、「女たちは投票権を失い、子供たちは以後母の名前を継がない、そしてこれ以後女たちを(女神にちなんだ呼び名である)アテーナイ市民とは呼ばない、と。」とあるが、ここでのアテーナイ市民は Athenäerinnen すなわち「女アテーナイ人」である。したがって、アテーナイという都市の「真正な女市民」であり、「女アテーナイ人」である女たちは、アテーナー女神の敗北のあと、投票権をうしない、母系出自ではなくなる(子供は母の出自をつがない)。

これはもはや母権てんぶくをしめすが、このあとでは女は「女アテーナイ人」とよばれず、「真正な女市民」ではなくなった。こうして彼女は「男市民」の妻であるにすぎなくなつたのである。

アッティカ地域・アテーナイ市での母権てんぶくのあとに生まれでてくる古典古代のアテーナイ都市国家では、父系出自である。それでアテーナイ市の成員であり、市の民である男から生まれた子供が、外国人の女からうまれたとしても、「高貴な生まれ」である。

このような古典古代でのありかたを念頭におくと、リュキアでは、まる反対である。女リュキア人は「真正な女市民」としての「真正な成員」であるからこそ、彼女が生んだ子供は「真正な市民」としての、「真正な成員」としての「高貴な生まれ」なのである。

ちなみに古典古代では、トライブ(部族)が消滅しているが、生まれた子供は父のフラトリー(胞族)に登録することによってアテーナイ人であることになっていた。このような父の族籍によって、「高貴な生まれ」としてのギリシア人であることも証

明されたのであるが、これはリュキアでは母の族籍にしたがって「高貴な生まれ」とされたというヘーロドトスの記述とは正反対である。ヘーロドトスのギリシア語による記録をバッハオーフェンによんで、古典古代の父系出自のまえに、母系出自があったことをみとめざるをえなくなった。だが、その母系出自が古典古代のまえのものとしても、原始社会での母系出自であるというモルガンの認識にまでいたらなかった。バッハオーフェンは原始社会のゲンス（氏族）やトライブ（部族）という社会組織の認識にまでいたらなかった（これはモルガン『古代社会』をまたねばならない）。したがってバッハオーフェンは「市民」「市民的」という古典古代の術語をもちいて、そのまえの原始での成員であるということはどういうことなのかという事態を説明したのである。

- (1) 井上訳、「女性史研究」二二、四六頁。
- (2) 『バッハオーフェン全集』第二巻、六七頁。
- (3) みずず版、六一頁。
- (4) 三元版、八〇頁。
- (5) みずず版、六一頁。
- (6) 白水版、七七頁。
- (7) 井上訳、四六頁。
- (8) みずず版、六一頁。
- (9) 同上。
- (10) 同上、六一―六二頁。
- (11) 三元版、八〇頁。
- (12) 井上訳、四六頁。
- (13) 松平千秋訳『歴史』（岩波文庫）上、一三二頁。
- (14) みずず版、一五八頁。

(三)

わたしの論文「一九世紀後半のロマン主義と進化主義——『母権論』と『古代社会』と⁽¹⁾」は、一九九二年二月にかかれたものであるが、このときにはわたしたちの共著『母権論解説』はまだ刊行されていなかった。それで、まえもってこの共著を紹介することをめざしたものであるが、すでにみず版第一巻は刊行されていた。

この論文をかきあげたあとに、白水版上巻が出版されたので、これを追記としてふれておいた。そのときには、この白水版は第一版を底本とするところであるので、第一版と第三版とのちがいが、白水版とみず版とにあらわれていることは、くらべてみればすぐにわかるとかいたのであるが、このちがいのほどは、すでにここでのべた。さらにさきにすすんで、第一版、第三版、それにクレナー版やズールカンパ版との対比さえも、わずかに第一章第一節にほんだけだが、おこなってきたのである。つまり一九九二年二月の論文での、『母権論』序論の諸訳文の比較のあとをうけて、ここで『母権論』の本文校訂のいとぐちを、ひらいたことになるが、このあとも、志ある人たちによって、これをすすめてほしい。

それにしても、まえの二月論文で、アヴンクラートについてくわしい説明をおこなって、これを「母方オジ権」あるいはたんに「オジ権」と邦訳することの不可をのべた。アヴンクラート（イギリス語でのアヴンクレート）には、「権」の意味はふくまれていないのである。

このような探求は、バッハオーフェンのアヴンクラートを理解しないものが、敬愛するE・B・リーコック女史の論文集『男優位の諸神話』一九八一年（『論文集』と略称する）を批判するのは、きわめて残念なこととさせるので、蛇足ながらも、これをややくわしく指示せざるをえない。その大げさな題をもっている一九八六年の本には、「母系制社会の民族誌は、母権制をはっきり否定している」とかかかれているが、これにはおどろかされた。ひきつづいて、「単系出自とは成員権の継承に関わる規則であり、そこでの父系制と母系制とのちがいは、女が産んだ子供に対する権利と権威とを夫・父が行使するか（父系制）、母の兄弟・母方オジが行使するか（母系制）のちがいにすぎない」と、混乱をしめしている。

一方では「母系制」とは「母系出自」のことであるとして、成員権の継承にかんするとしながら、他方では、母方オジが甥にたいする権利・権威を行使することを母系制とする。そのような「母系制」と「母権制」とのちがいをさえもはっきりさせていないのである。

たとえばE・ウィルソン『イロクオイ族への謝罪』一九五九年では、すくなくともアメリカ独立戦争のころまでは、独立自治の部族であったモホーク部族(イロクオイ連合体をつくっていた一部族)の後裔たちで、いまはあちこちに散在しているモホーク人(もはやモホーク部族とはいえない)とよばれるものたちが、なおも母系出自をもっていることがあきらかである。モホーク人であるスタンディング・アローとよばれる首長の指揮のもとに、モホーク・インディアンの一バンド(群)が、ニューヨーク州アムステルダムのかかくに住みついたのであつた。⁽³⁾

このモホーク・バンドの人たちが母系出自をもっているが、いまそこに「母系制」があるとは断定できない。だが、このモホーク人の祖先たちは、かつては母権をもっていたことは、アメリカ市民戦争(この国で南北戦争といわれている)のころの民族学者L・H・モルガン『古代社会』一八七七年のなかで、はっきりと論証されている。これをみのがし、そのうえに現存のおくれた人たちのくらしかたを、ウィルソンのように具体的にしめさないで、「母系制社会の民族誌」といい、「母権制」否定というのは、民族学の歴史をまったく知らないことを意味する。

たとえば、つとに、A・ファーガスン『市民社会史論』一七六七年(大道安次郎訳『市民社会史』二卷、一九四八年)では、アメリカ・インディアンにかんして、「家事の世話が女性に任せられるように、家庭の財産は同じく彼女たちに帰してゐるようである。子供は母親に属するものと考へられ、父系は殆んど問題にされない」とあり、「主婦は獵人戦士を彼女の富の一部として数へるのである」とのべられている。⁽⁴⁾

そしてW・H・R・リヴァーズ『社会組織』一九三四年(井上吉次郎訳『社会体制』一九四四年)では、「完全な母権の好事例は、アッサムのカアシ族 *Khasis* のそれである。ここでは氏族の出自は母系だ。家屋及び他の財産は、女に属し、娘たちに依つて相続される。そして首長は、その兄弟或は長姉の息子に依つて継承される。」とある。

このまえにリヴァーズは「母権と父権とを区別するに役立つ社会組織の主たる様目」、すなわち(1)出自(2)相続(3)継承(4)權威(5)婚処をあげているが、「世界のその他の諸部分に於ける母権の制度にかんする事例に就いては、母権にかんする自分の論文を参照されたい」として、脚注で「ヘースティグ百科事典」をしめしている。これはヘースティグ編『宗教倫理百科事典』第八卷一九一五年、八五——八五九頁によまれる項目「母権」をさしている。

このようなことをみとめないのが、いまのシカゴあたりでのアメリカ文化人類学であり、いま存在しないからとして、過去に存在したことにについては沈黙したり、否定したりする。だがリーコックはそうではない。彼女は現状調査のまえに、過去に

ついでに記録を研究している。しかもこれに長い年月をかけているのである。

『母権制』のファンタジーを描いたバッハオーフェンでさえ、彼の『母権論』の意図は母系制から父系制への歴史的移行の必然性を論証することであったのである。⁶⁾

『母権論』がよまれていない。バッハオーフェンはなによりもまず、母系出自の存在をはっきりと証明したのである。このあと彼は、母系による相続・継承、母の権威がみられることを発見したが、これらをふくめての広い意味での母権がてんぶくするのである。したがって「母系制から父系制へ」ではなくて、「母権から父権へ」の「歴史的移行の必然性」を論証したことになるのである。これがバッハオーフェンの単なる「意図」にすぎないのではない。彼はギリシア神話の、これまでとまったくちがった解明を、法律的に宗教的に、いいかえると不文の慣習法と原始信仰の場において、あたえたのである。このために彼はどれほどの努力をかさねたかを知ってほしい。

「バッハオーフェンの研究は主として『女神』神話にもとづいており、神話を歴史と混同する誤りを犯している。」とはこまつたことである。ギリシア神話における女神たちにたいする崇拜も、古典古代ギリシアでの女神礼拝も知っており、リュキアでは「彼らは成文化された制定法をまったくもたず、たんに不文の慣行があるにすぎない。昔から彼らは女たちによって支配されていた」との報告さえも『母権論』では引用されている。過去の事実をさがさないところの「母系制社会の民族誌」に依存するもののおよぶところではない。

バッハオーフェンでは男神たちや人間の男たちが、女神たちや女人たちにどのように対応しているか、そして神と男とのあいだにある英雄といわれるものに女人たちがどのような態度にでたかも論ぜられている。こうしてバッハオーフェンはギリシア神話のなかに歴史を発見したのである。ギリシア神話を奇妙な作り話とする見解をなげすめた。いいかえると、古典古代ギリシアのまえにあるものを神話時代ギリシアとして、神話↓歴史とするのではない。神話のなかにのべられている時代がもはや歴史時代であるとするのは、バッハオーフェンの功績の一つともいえる。この神話のなかに歴史を発見したことを、神話と歴史との混同であるとするものは、バッハオーフェンの「誤ち」と見ちがえる自らの「誤ち」をあらわにしているだけである。

さきの「混同する誤ち」との発言のあとには、ひきつづいて、「その上フェミニストの『母権論』への思い入れに反して、バッハオーフェンが事実上行なっているのは、父権制が母権制にとって代わる『女性の世界的敗北』への整合的な説明であり、『母殺し』の合理化である」とよまれる。「女性の世界的敗北」とカッコのなかにいれられているが、あきらかに『家族の起

原」からの借用である。これの「整合的な説明」であるならば、これの正否を、説明すればよいのである。「フェミニストの『母権論』への思い入れ」とはなにかを、どのフェミニストがどのように思っていたかを、もっと具体的にいかねばならないはずである。フェミニストが『母権論』をよみ、みずからのフェミニズムのために『母権論』をよむことはこのましいことである。これは『母権論』についての無知をふりまくよりもましではあるまいか。すくなくとも女は本原的に母であること、その具体的な母のうえに、神のごとき母性であることを心からのぞむという生物的そして人間的な願望さえも、事実婚と中絶とによって、ふみにじるのであるならば、もはやフェミニストでもなく、学問の徒でもありえない。

「バッハオーフェンの『母権論』(Bachofen, 1861)からレヴィ・ストロースの『母方交叉イトコ婚説』(Lévi-Strauss, 1949)まで、人類学の親族理論は母系から父系へのこの移行の『必然性』を奏でてきたにすぎない。」

「人類学の親族理論」とはなにかということをおいて、ここで「母系から父系への」「移行の必然性」を「奏でてきたにすぎない」のではない。

モルガン『古代社会』にみられるように、氏族という原始社会の基礎的な社会組織における母系出自が、氏族の変貌とともに、父系出自にかたむいていくことが、あきらかにされたのである。このモルガンにレヴィ・ストロースが反対しているのがあるが、レヴィ・ストロースの母方交叉イトコ婚説は、とくに彼によるものではないし、その彼の『親族の基本構造』(邦訳、一九七七年)をよんでのこととしても、彼もまたアヴァンクラートを理解していないことは、よめばすぐにわかる。彼は反モルガンであり、反『母権論』である。

もっとも大切なことは、「リー・コックへのコメントの中でコーエンが言うように」と、リー・コックをひきだしていることである。「エレノア・リー・コックは『男性優位の神話』(Leacock, 1981)の中で、さらに一步を進めて、母系的な北米インディアン、モンタニエ・ナスカピ Montagnais-Naskapi の民族誌にもとづいて、『前植民地平等社会 pre-colonial egalitarian society』説を打ち出している。」

かつて早くに、リー・コックのこの本を知ったとき、わたしは注文したが、もはや購入できなかった。だが、この国では大阪大学と慶応大学に所蔵されていることがわかった。いまでは、このリー・コック『論文集』を知ったものは、この本をよんでも、上野記述に不審をよみとすることはむずかしいかもしれない。

コーエンによるリー・コックへのコメントは、(Cohen, 1981: 166)としてしめされている箇所ではよまれるのだが、じつはリー

コックがその『論文集』のなかで、コーエン・コメントを引用しているのである。「リーコックの『植民地化』」「女性の没落」説は、西欧近代の汚染を受ける前の『前植民地化社会』を理想化し、人類学が完膚なく粉砕したはずのバツハオーフェンの『母権論』(Bachofen, 1861)のファンタジーを甦らせる。事実、彼女は『エンゲルスは正しかった』と主張して、一九世紀的な進化論に再び道を開くとして、コーエンから批判されている(Cohen, 1981, cited in Leacock, 1981: 163)。とあるが、さういごのカッコのなかでわかるように、リーコック『論文集』一六三頁に引用されているコーエン・コメントによってかかれていますのである。孫引きされているのである。

それではリーコックがなぜコーエン・コメントを自著『論文集』で引用したのか。このコーエン・コメントにたいするリプライをリーコックがかいているのをみのがしてはならない。『論文集』の一六二―一六七頁に comment by Ronald Cohen があり、そのあとの一六七頁後半から一七四頁までの八頁にわたって Reply by Eleanor Leacock がかかれています。つまりリーコックは自説をまもるために、わざわざコーエン・コメントを引用し、そのあとにリプライを展開したのである。これをみのがしては論議にならない。リーコック・リプライを省略して、ただただコーエン・コメントを紹介して、鬼の首でもとったかのようにかくのは、あきらかにアカデミズムに反する。

リーコックが調査したモンタニエ^{II}ナスカピ族の民族誌の内容にまで、くわしくふれられていないのは、まことに残念である。

アルゴンキン族にぞくするモンタニエ^{II}ナスカピ族は、セント・ローレンス河の河口あたりで狩猟を生業としている。いまの人口は一万五千人。イロクオイ式の親族名称体系をもっているが、母方居住婚で、交叉イトコ婚がひろくおこなわれている。これらからしても、かつてのイロクオイ族との対比で、母系出自で、部族の生活をおくっていたとされる。ここからでも農耕をもたずに母権をもっていたことが逆推できるのである。したがって農耕のまえの狩猟のときには母権はなかったとするものたちがいるが、これはまちがっている。

一七世紀はじめに、彼らのあいだでのキリスト教の宣伝がはじめられたが、これらのフランス人の宣教師たちがかきのこした諸記録を、リーコックは文献調査として、現地調査に先行させている。モルガンも宣教師の記録をよみ、ききとりをおこなっているが、これらは植民地時代のインディアン研究には不可欠のものである。これほどの彼女によるモンタニエ^{II}ナスカピ族についての研究は、たんなるコーエン・コメントによって打ちたおされるものではない。コーエン・コメントのあわれさを、

つよく認識すべきなのである。それだけに、『母権論』は『古代社会』によって、さらにはいまのリーコックによって補訂されることをしらねばならないのである。

- (1) 「社会思想史の窓」九四、一九九二年三月。この論文を補訂したものが、本集によまれる。
- (2) 『女は世界を救えるか』一九八六年、三七頁。
- (3) 「史学史の窓」一六、一九九二年、一〇頁。
- (4) ファーガソン『市民社会史』上巻、一六一頁。
- (5) リヴァーズ『社会体制』一一三頁。
- (6) 『女は世界を救えるか』三九頁。
- (7) 同上、七二頁。
- (8) 『家長長制と資本制』一九九〇年、八七頁。
- (9) 『女は世界を救えるか』一〇〇頁。
- (10) 同上、一〇〇—一〇一頁。

(四)

三元版の出版のまえに、その訳者たちである新潟大学教師グループによる邦訳があるのだが、それを知ったのも、一九九二年二月論文のあとであった。彼らの邦訳の第四回分(「新潟大学教養部研究紀要」二二、一九九一年)のあとがきでは、みず版にふれて、「分担訳であるため場所によって訳の出来が相当に異なっている。率直なところ、『リュキア』と『クレタ』は欠陥翻訳と言いたくなるほど誤訳が多い。註も親切とは言えないものがある」とかかかれている。なかなかきびしい。

そのあとにも、「著名な監訳者を戴いた割には出来栄えは芳しくないというのが、我々の感想である」とかかかれている。その著名な監訳者の一人は、白水版によまれる解説をかいたものの教えをうけたものであるとしたら、そして別の教え子たちが白水版を邦訳したのであるとしたら、その白水版解説者の解説(その彼の『母権論序説』一九八九年での解説をふくめて)を、みず版での解説、とくに三元版での解説とくらべなければならぬ。みず版にたいして、するどい批判をくわえた訳者たちによる三元版解説が、それほどのものではないようであるが、これはこれとして、これら三訳書がほとんど時をおなじくし

て出版されたという偶然を解く鍵がみいだせるかもしれないのである。

この偶然ともいえるものにはさまれて、わたしたちの共著『母権論解説』がこの世にうまれてきた。これまでの長いあいだの模索のあとにかかれたものである。これはまさしくわたしたちにとっての必然であったとしても、この必然がさきの偶然とくらみあっているのも、よろこびであるにちがいない。

ついでながらに、この国での一九二六―二七年における偶然とくらべてほしい。

(1) 佐喜真興英『女人政治考』一九二六年。

(2) 井上芳郎『古代女性史論』一九二七年。

(3) 中川善之助「母権論に関する新刊二つ」(『社会学雑誌』三一三七、一九二七年)。彼はつぎの本を紹介している。

(4) R・マルクス編『パッハオーフェン、母権と原始宗教』一九二七年、ライプティヒ(クレイナー版と略称してきた)。

だがドイツでは、一九二六年にはつぎの二冊が刊行されている。

(5) M・シュレーター編『東洋と西洋の神話。古代世界の形而上学。パッハオーフェン選集』一九二六年、ミュンヘン。

(6) C・A・ベルヌーイ編『原始宗教と古代の象徴。パッハオーフェン選集』一九二六年、ライプティヒ。

このような三冊の刊行によって、パッハオーフェン・ルネッサンスともよばれた。つとに一九一五年はパッハオーフェン生誕一〇〇年であり、一九一七年はパッハオーフェン三〇年忌であったが、これらは第一次大戦のなかにあった。だが戦後のワイマル共和国のなかにあって、ロマン主義的神秘主義が強調されて、パッハオーフェンが利用されたのである。これはネオ・ロマン主義のときといえる。

このような一九二六―二七年のあちらでのパッハオーフェン・ルネッサンスと、こちらの島国での二冊とは、なんのつながりもない。それから六五年もあとのいまの島国での『母権論』の三訳書の出現である。これは六五年まえの二つのことと、なんのつながりもないとみてよい。ましてや一九三八年の富野敬照訳『母権論・序説』の邦訳もしかりである。ただ偶然がかさなっているだけであるとしても、これらの偶然が、この島国の人たちを目ざめさせていくかもしれない。

こうしたなかで、これからあとにおこなわれるべきテキスト・クリティクの進行が、三訳書での諸解説を、より完全なものにさせていくにちがいないと思ひ、そのときには、あちらでの二〇世紀はじめのネオ・ロマン主義のこちらへの影響が、完全に克服されていると期待するのである。

『ファロスの王国』というすごい題名の本が一九八五年に刊行され、一九八九年に邦訳された。とんでもないと思うのが時代おくれであるとしたら、それにならっての「ブレ『古代ギリシアの性の政治学』』としての『母権論』の解説が、『ヴァギナの女王国』という書名であらわれるにちがいないとしたい。活字ばなれば、その命名で救われるのをのぞんでいるらしいとしても、バツハオーフェンの配慮を、グレーヴスがあらわにしたよりもはげしく、『母権論』第一章第一節でのリュキアの女たちの行為が、表現されるときになってきて、『母権論』がわがものとされるにちがいないのである。

そのような時代がせまってきている。

それはテンニースにならっていえば、きわめてゲゼルシャフト的であるものをくみいれてのゲマインシャフトの世の中であるということである。

正倉院籍帳の研究

布村 一夫

- 序章 日本上代の女たち
- 第一部 親族名称の研究(第一～第四章)
- 第二部 「籍帳」における人間関係(第五～第十二章)
- 第三部 早期封建制のために(第十三～第十七章)
- 終章 「籍帳」研究の軌跡

近刊 刀水書房

「梟の女神アテーナー」をよむ

「生命の生産と再生産」の正しい説明

緒方 都

このたび刊行された共著『母権論解説』におさめられた、布村一夫先生の論文「梟の女神アテーナー」は、「娘・妻・母には、女の大きなうつつりかわりが、はっきりと目にみえてあらわれる」という、しなやかなかきだしで、一人の人間が成長し、結婚し、出産するという生きるいとなみを、すなわち「生命の生産と再生産」の姿を、浮きあがらせています。みずからの生命を生産しながら、その生きることのなかに子を生むこと（生命の再生産）を含むのだというところえかたが、はっきりよみとれます。また、「生命の生産と再生産は、彼女一人だけのことではありえない」ことを指摘し、それが個人の問題であるとともに、他の女たちや男たちとのかわり、すなわち、社会関係をもつものであることに気づかせます。

アメリカの一九世紀の民族学の父といわれるL・H・モルガンを、戦前から研究されている布村先生は、モルガンが、アメリカ・インディアンにおける親族名称体系や、氏族的諸制度のもとにある母権（母系出自・母系相続など）を発見したこと、またこのモルガンが、バツハオーフェンと深くかわることに早くから注目されました。そのバツハオーフェンが、母権の存在とその特質（共同体的人間関係すなわち生命の生産と再生産が人間的であること）を逆推し、神話・伝説を歴史に接続させたことを高く評価されます。

まず、原始における生命の生産と再生産が、婚姻のありかたをとお

して検討されています。ここでは原始のプロミスキティの時代を経て、集団婚（一集団の男女がそれぞれ他集団の異性と婚姻する、族内婚、族内婚の關係）から、対偶婚（一人のパートナーを夫とし妻とするが、結合も離別も容易な結びつき）へとすすみ、一夫一妻婚が確立されて、現代に至るといふ進化主義の立場がとられています。

そこでの生命の生産と再生産——生きるいとなみ、ともに生きての婚姻、妊娠、出産、子育て——が共同体的・人間的で疎外がない母権の特質を、バツハオーフェンの『母権論』および、モルガンの『古代社会』の記述にもとづいて、アッティカ四部族の人びとのあいだにあることを検証されました。さらに、晩年のバツハオーフェンがモルガンとの学問的交流により、民族学の分野にまで研究をおすすすめ、オーストラリアの階級婚制度をあきらかにしたとされています。

この一八六一年刊の『母権論』は、エンゲルスの『家族の起原』で一般のひとびとに知らされ、ペーベルの『婦人論』がその人びとの輪をひろげたといわれていますが、この二人それぞれの「母権」理解が論じられています。

これらの論考をとおして、わたしたちは、「母権」の存在とその特質がひろくみとめられていくことを学ぶことができます。

さらにまた、母権がくつがえされ、生きにくい父権に変わる歴史の変わり目に、奇妙な誕生の謎をもつ女神アテーナーがあって、裏切り

の役目を負わされるのはなぜかなどをあきらかにして、アッティカ地域で存在した母権、その母権のてんぶくから始めて、パッハオーフェンの民族誌的研究をふみこえようとこのころみが興味深くのべられています。

つぎに、近現代における生命の生産と再生産が問われています。みづからの力で生きる女、他に依存して（または依存させられて）生きる女、他に寄生して（みづからを放棄して）生きる女、女が生きるということにもいろいろあるのです。

個人の尊厳は、自立の裏づけで守られるものであるのに、現代に至ってもなお、妻を自立させない、女の自立を認めない諸政策がとられており、女の生命の生産をくるしいものになっています。

なによりも論文の末尾で、「そこでの家父長権そして夫権のもとでの女の生命の生産・再生産は、人間疎外のもとにある。しかも、おしなべてあらゆる女たちの生命の生産・再生産は、大部分の男たちの生命の生産・再生産と、共通の場をもちさえしている」との指摘があります。女が生きづらいということは、多くの男も生きづらい状況にあるということなのです。

現在、生命の生産にいきづまりがあり、追いつめられて、もろもろの病理的諸症状をふきだしています。そして、「みづからの生命の生産のくるしさを味わっているものが、再生産されたものにふたたび、生命の生産のくるしさとというおなじ経験をさせたくない」ところにまで至っているのです。それが母権を求めさせるのです。

「かつての母権をくつがえした政治的社会的人間支配と父権は、いまや止揚されるべきときに来た。そのときにあるのはより高い段階にある母権である」と、原始母権→父権→未来母権がしめされてお

ります。これはすごい未来像です。

「生命の生産と再生産」は、『家族の起原』第四版序文での、「唯物論の見解によると、歴史における究極の規定要因は、直接的な生命の生産と再生産とである」をめぐって、「エンゲルス命題」として、戦前から問題になってきたものですが、ここでの「生命の生産と再生産」とらえかたは、これに対する具体的な回答とみることができま

す。すでに布村先生は論文「生命の生産と再生産は一元である」（歴史学研究一九八五年四月）のなかで、生命の生産と再生産は一元である根拠として、「エンゲルス命題」原文の究極の規定要因は単数でかかれており、生命の生産と再生産は一つのものとして、エンゲルスのかいている後続部分へつづき、「これじたいはまた二位一体的なものである。一方では、生活手段すなわち衣食住の対象の生産と、それに必要な道具の生産であり、他方では、人間じしんの生産すなわち種の繁殖である」とされます。そして、原始のトライブでの二位一体的組織である双分組織を用い、生活資料をつくりだして、それによって自分の生命を維持するという「生命の生産」と、人間そのものを生むという「再生産」の二つのものが、直接的な生命の生産と再生産に一体化する、二位一体のものであることを明確にされています。

これについては、クローノーの「家族は、社会発展を規定する要因として、物質的生産と同列におきうるものではない」「生活資料の生産」と「人間の生殖」とは単に言葉の類似、すなわち二つの言葉の中に『生産』なる言葉が出ているという事実に基づいているにすぎない」という二元論があるが、このクローノーはまちがっている、と布村先生は批判されています。この論文によって、クローノー追随派とエンゲルス擁護派の不生産的論争は、ここに克服をみたとはいえます。

乳を与える地母神ヘーラー

聖婚のヘーラーとくらべて

光 永 洋 子

(1)

もともとヘーラーはペラスゴイ人のヘーラーといわれて、ギリシアの先住民たちに崇拜されていた神でした。「アルゴスとスパルター」と、路もひろやかな「ミュケネー」が、ヘーラーのいとしんだ城市であることが、『イリリアス』ではうたわれています。ミュケナイ市の起原について、はるかな昔、ヘーラーとポセイドーンの土地争いがあったことが語りつがれています。これはアテーナイでのアテーナーとポセイドーンの土地争いをおもいおこさせて、地母神とポセイドーンの深いかかわりがうかがわれます。また、アルゴス市の近くには、ヘーラーが毎年沐浴をして、無垢な処女の姿にかえったというカナトスの泉があり、ヘーラーは乙女、花嫁、寡婦として崇められていたという伝承があります。

(2)

オリュムポス神話では、ヘーラーは、大母神レアとクロノスとの間に生まれたヘステリア、デーメーテルの姉妹であり、同腹の兄弟ゼウスの妻となっています。二人の結婚は神聖な結婚としての聖婚といわれて、人びとの模範となる一夫一妻婚であるために、ヘーラーは結婚の神、子供や妻たちの守護神とされています。

ヘーラーとゼウスの間には、ヘーペー、アレース、エイレイテュイアの三人の子どもがいます。アテーナーが武装した姿で、ゼウスの頭

からとび出してきたのを見て、ヘーラーは一人の力で、鍛冶の神ヘーパイトスを生みました。ヘーラーの処女受胎です。聖婚の神とされたヘーラーが一夫一妻婚を守ったのに対して、ゼウスは家父長的横暴さで女たちと関係をもちました。アンピトリオンの妻アルクメーネーとの間にはヘーラクレスが、レトラーとの間にはアルテミスとアポロンが生まれました。レーダーへの恋には白鳥となり、ダナーには黄金の雨となって降りかかり、エウローペーには白い牡牛となり、ヘーラーの眼をのがれて、さまざまな姿に変身して思いをとげます。河の神イーナコスの娘イーオーの場合、イーオー自身を白い牝牛に変身させますが、ヘーラーに見破られて、イーオーは苦しみに苦しみを重ねてエジプトにたどりつき、エパポスの母となりました。

時にはアプロディーテーの魔法の帯を借りて、ゼウスを誘惑してみるヘーラーでしたが、度重なる夫の背信行為に、誇り高いヘーラーは傷つけられ通しました。ゼウスの恋人たちを追いまわし、生まれてくる子どもたちまで迫害するヘーラーなのです。これが一夫一妻婚の実態だったのです。ゼウスに対して堂々と楯つくヘーラーには、母権の名残りも感じられますが、他方では男性原理における婚姻のずるさも感じられます。ところでヘーラーは、ローマ神話ではユノーとよばれて、ユノーに捧げられた六月の月は花嫁の月とされています。これはあくまでもユノー崇拜の宗教的なものなのですが、今の日本

ではブライダル産業にもちこまれて、ブティックの店頭にはユーノーの像がかざられたりして、娘たちのウェディングドレスにたいするあこがれをかきたてているのです。

(3)

『母権論』ではヘーラーはどのようにとりあつかわれているのでしょうか。「女性支配は人間の、とりわけ男の教育において必要欠くべからざる位置を占めている」ことの例として、粗暴な息子アレースに舞踏を徹底的に教えこむことによって、そのあり余る力をおさえたヘーラーのことがのべられています。「女によって保持された婚姻のきびしい法の中には、調和的な動きをもたらす原理が含まれている」と、バツハオーフェンはのべておられます。アレースを教育する母親ヘーラーのこのような姿は、オリュムポス神話には見られないものでした。

乳を与える牛と大地の関係から、牝牛は母をあらわしていると『母権論』には記されています。壺絵にも残るヘーラクレースに乳をのませるヘーラー、他人の児に乳を与えるヘーラーの姿は感動的でさえあります。牝牛に関係のあるヘーラーを、バツハオーフェンが地母神とみているのはまちがいありません。でもバツハオーフェンは、結婚の神で嫉妬深い女神として印象づけられているヘーラーを、デーメーテールに対するようなとり扱いをしていません。デーメーテールの母権としてるように、ヘーラーの母権とはいっていないのです。それでもサモス島では、カーリア人やレゲス人によるヘーラー、アプロディーテー崇拜が、独特な形で生きつづけていたと述べておられます。

(4)

このようにして、バツハオーフェンは『母権論』で、一夫一妻婚が

人類にはじめからあったものでなく、アプロディーテー的ヘテリスムの時代、すなわち婚姻をとまなわなない母権の時代から、デーメーテールのギュナイコクラティーすなわち婚姻にもとづいて嫡出子を認める母権の時代を経て、アポロンの父権の時代へと発展してきたことを主張しています。バツハオーフェンが「歴史の詩」と表現しているデーメーテールに代表される女人統治の時代は、母権のもとで人びとは自由であり、一族の尊敬と信望を受けた母を中心に、女たちは美しく気高く、生き生きとしていたにちがいません。

昨年十二月刊行の「女性史研究」二六集でアプロディーテーを、今年三月出版した布村一夫ほか四名の共著である『母権論解説』で、地母神デーメーテールについて書いてみました。つづいてここでは、結婚の女神ヘーラーについて考えてみました。ヘーラーは婚姻の法にしたがっているかぎり、父権のもとにある結婚の女神なのです。つまり古典古代での「婚姻の法」とは「父権」のことであり、結婚する女たちは父権や夫権に従属するということになります。女のそばに強い力をもった男が付き添って、婚姻が真の高みに到達したのであるならば、一夫一妻婚はたたえられるべきものである筈です。ですが、実際にみたヘーラーとゼウスの聖婚は、心ならずもヘーラーのゼウスへの屈服に他なりません。聖婚の女神とは哀しい女神です。婚姻を「ヘーラーの掟」として、ゼウスの掟、男の掟としなかつたところに、大きなごまかしを感じずにはいられません。このごまかしは今にいたるまでつづいていて、いまの民法は女たちを縛っているのです。どうすればおおらかに生きることができるか、私たちは模索中です。フェニズムの基底は『母権論』にこそあると確信して、『母権論解説』を出版したことにも、その模索、強い願いがこめられています。

中川善之助と『母権論』

「序説」四箇所の邦訳

石原通子

戦後の民法改正にたずさわった身分法学者・中川善之助氏はJ・
J・バツハオーフェン『母権論』第二版(いわゆる未亡人版)一八九
七年を、一九三三年に留学先のベルリンで入手した。そして一四年後
に、この本の「序説」から四箇所訳出している。それらを紹介し、そ
のほかの人びとによる邦訳と比較する。

一

引用第一

(z) 「社会の性関係が進化して行く際の転回期は、いつも流血に彩ら
れてゐる。少しづつ平和の裡に移り変つて行くといふことは極めて稀
であつて、大抵は強力による顛倒である……。」(中川善之助「婚姻史
概説」『家族制度全集 史論篇1』河出書房、一九三七年、二頁。この
著作をZ本とする)。

このZ本で訳されているところは、『母権論』第二版のつぎの箇所か
らである。

(c) Jeder Wendepunkt in der Entwicklung des Geschlechterv-
erhältnisses ist von blutigen Ereignissen umgeben, die allmähige
friedliche Fortbildung viel seltener als der gewaltsame Umsturz.
(J.J.Bachofen, Das Mutterrecht. Eine Untersuchung über die Gyn-
akokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und rechtlichen
Natur. Zweite unveränderte Auflage. Basel, 1897. S.xviii. の訳)

ある。この著作を第二版とする)。(また「J.J.Bachofens Gesammelte
Werke, Band 2, Basel, 1948. S.35-36.」によまれる。この著作を第三
版とする)。

この箇所のイギリス語訳はつぎのようである。

(c) Every change in the relation between the sexes is attended
by bloody events; peaceful and gradual change is far less fre-
quent than violent upheaval (Myth, Religion, and Mother Right,
Selected Writings of J.J.Bachofen. Translated from the German by
Ralph Manheim. New York, 1967. p.93) (これを選集本とする)。

なお現在『母権論』「序説」の邦訳書は七つもあるので、引用第一と
おなじ箇所の訳をつぎにしめしたい。

(f) 「両性関係の発展に於ける一切の転換点は血腥い出来事によつ
て取巻かれて居り、漸進的な平和的發展は、暴力的顛覆のそれに比べ
てはるかに稀れなのである。」(富野敬照訳『母権論』白揚社、一九三
八年、一二二頁。この邦訳本をF本とする)。

(g) 「両性関係の発展におけるあらゆる転換点は血なまぐさい出来
事に取り巻かれており、漸次的かつ平和的進化は暴力的な転覆よりも
はるかに稀れである。」(井上五郎訳『母権論・序説』「女性史研究」第
三集、一九七六年、二四頁。この邦訳本をG本とする)。

(h) 「両性関係の歴史はつねに血なまぐさい事件によつて転換され、

暴力によって覆されたのであり、平和のうちに連続的に移行していったのは稀である。」(吉原達也訳『母権論序説、付自叙伝』創樹社、一九八九年、一二二—一二三頁。この邦訳本を日本とする)。

(f) 「両性関係の歴史は、つねに血なまぐさい事件によって転換期を迎え、暴力によって覆されたのであって、平和のうちに漸次的に移行していった例はきわめて稀れである。」(吉原達也ほか訳『母権制』上巻、白水社、一九九二年、四六頁。この邦訳本を日本とする)。

(i) 「両性関係の歴史における転換点はすべて、血なまぐさい事件におおわれており、漸次的で平穩に推移していくことは、暴力的変革と比べればはるかに稀なことであった。」(岡道男、河上倫逸監訳『母権論』1、みすず書房、一九九一年、二九頁。この邦訳本を日本とする)。

(j) 「男女関係の発展における大きな転換期はどれも血なまぐさい事件を伴っており、漸次的平和的な移行は暴力的な転覆よりはるかに稀である。」(佐藤信行ほか訳『母権論』序論「新潟大学教養部研究紀要」第一九集、一九八八年、一八頁。この邦訳本を日本とする)。

(k) 「両性関係の発展における大きな転換期はどれも血なまぐさい事件を伴っており、ゆっくりとした平和的な移行は暴力的な転覆よりはるかに稀である。」(佐藤信行ほか訳『母権論』(序論・リュキア・クレタ)「三元社、一九九二年、四二頁。この邦訳本を日本とする)。

引用第二

(2) 「父権支配の前には母権時代があるのだが、その母権時代のさらに前には全く無羈束なヘテリスムスの時代があったのだ。従ってデメートル型の母権支配は人類が最も低い生活階段から最も高い生活階段へと進むための橋渡しとなった中間地点なのである。向側はヘテリ

スムスに、此方側は父権支配に接続してゐるのだから、デメートル型母権は自然的な母性中心主義 Der stofflich-mütterliche Standpunkt を採る点でヘテリスムスと共通であり、また婚姻の排他性を認める点では父権社会に共通するのである。しかもそれらの何れとも異なる点では実にその母性中心主義がデメートル的に規定されてゐるといふことである。ヘテリスムスの如く無羈束ではなく、また後の生活形式たる父権とは異つて生める者の優越が認められた。……」(Z本二頁)。(第二版 S.v. Wind の訳である。また第三版三六頁、選集本九三頁によまれる)。

この邦訳と対照するために、以下では富野訳のF本とだけ対比する。それは中川氏のZ本出版の翌年に、富野敬照訳・F本があるのであるが、中川氏はそれを書評して、「序説」だけの訳ではあるが、本邦初訳の出版をたたえるところにも、翻訳のありかたについてかいてからである。

(f) 「母権時代の後に父権の支配が続く如く、無規律なヘテリスムス(Heterismus)が前者に先行してゐる。デメートル的規制をもつ女治制は、従つて、人類がその実存の最深の段階から最高の段階に至る通過点として現はれるところの一つの中間地位を取得する。それは、前者とは物質的母性的見地を共通にし、後者とは結婚に於ける排他性を共通にする。女治制を両者から区別するところのものは、前者に対しては、母性のデメートル的規制——これによつて女治制はヘテリスムスの法則を超越して自己を高める——であり、後者に対しては、産出する母胎に許容された特権——これによつて女治制は発達せる父権に對して、より深い生活形態としての自己を表明する——である。」(F本二二三頁)。(なおG本二四頁、H本一二三頁、H本四六—四七

頁、J本二九——三〇頁、J本一八頁、J本四一——四三頁によまれる。

引用第三

(z) 「後章に於いて検討するどの民族についても、またその他の凡ゆる民族についても吾々はその太古に於けるヘテリスムスの生活形式の痕跡を最も明瞭に看取することが出来、またこのヘテリスムスと、高度のデメーテル型法則との争闘が人間生活の深奥に喰ひ込んで色々な意味深い一聯の事件となつて現はれてゐることを屢々発見するのである、実に母権支配は女性を踏み躪つたヘテリスムスに対して彼女等が意識的に戦ひ続けた抗争によつて作り上げられ、確實にせられ獲得せられたものであることを看過してはならない。男性の暴力下に身を曝しながら、ストラポウのアラビア伝説の如く、身をもつて男性の慾望に奉仕しなければならなかつた女性は何よりも先に、また何よりも深刻に規律ある状態と純潔な習俗とに憧憬した。しかもかゝる強制に對し、優れた腕力を白負する男性が常に不服であつたことはいふまでもない。……」(Z本三三頁)。(第二版 Sxviii-xixa の訳である。また第三版三七頁、選集本九四頁によまれる)。

(f) 「以下の探究に於て、吾々の觀察の對照として現はれてくる諸民族に於て、そしてかゝる範圍をはるかに越えても、根源的にヘテリスムス的な生活形態の非常に明瞭な諸痕跡に吾々の探究を押し進める。そして、それ(ヘテリスムス——訳者)と、より高いデメーテルの原則との争闘が、深く生活にまで喰ひ込めるところの意味慎重な一聯の諸現象のなかに、あらゆる探究が試みられる。ところが、先づ次のことは誤認することを許さない。即ち、女治制は、つねに婦人を屈從せしめるヘテリスムスに對する、婦人の意識的・持続的抵抗のうちに

形成され、確立され、維持されてきたといふことである。男性の虐待に無抵抗に服従してきた、そしてストラポウによつて伝へられたアラビアの伝説が語る如く、男性の欲望のために疲労の極度に死に到らしめられた、かゝる婦人は、先づ第一に統制された状態や、より清らかな習俗——この強制に對し、より勝つた自然的肉体力を恃む男性は、ただいや／＼乍ら従ふのである——に對する憧憬を最も深く感ずる。」(F本二二四——二五頁)。(なおG本二五頁、H本二二三——二二四頁、J本四七——四八頁、J本三〇頁、J本一九頁、J本四二——四三頁によまれる)。

引用第四

(z) 「これを要するに)母権主義がデメーテル型のものに出来上るまでには、全く何等の人為も加はらないありのまゝなる地上主義 *Terrestrialism* の完全無制約な自然さ *Naturalheit* をもつた原始母権觀念が支配したのである。……後者は女子の雜交と前者は完全母権のデメーテル型嚴格婚姻法と結びついてゐる。産める者の支配といふ点では両者とも同じ基調の上に立つといへよう。たゞその異なるところは母権觀念がどれだけ人為的制約をうけるかといふ程度の問題に歸着する。……」(Z本三三——三四頁)。(第二版 Sxxb の訳である。また第三版四〇頁、選集本九七頁によまれる)。

(f) 「母性のデメーテルの稱揚と共に、そのより深い、根源的な觀念、また如何なる制限をも受けない・純粹にして自足せるテルリスムス (*Tellurismus*) の・完全な自然性、が自己を呈示する。……後者の例には婦人のヘテリスムスが、前者の例には完成された女治制のデメーテル的に嚴格な婚姻法則が、同様に結びついてゐる。この二つの生活段階はいづれも同一の根本原則、即ち産出する母体の支配の上に

基礎を置くものである。両者の区別は、唯それを以て両者が母性を把握せるところの、自然への忠実さの中のみ存する。」(F本一三〇—一三一頁)。(なおG本二七—二八頁、日本二二八頁、G本五一頁、I本三四頁、J本二二頁、J本四六—四七頁によまれる)。

二

中川氏は富野訳・F本に対する書評において、「語句錯綜文意晦澁なる古典の翻訳には、もつと技術的に工夫の余地があるのかも知れない。練りに練って意訳するとか、各所に注辞をつけるとか——」(「バッハオーフェン『母権論』——富野敬照氏の邦訳について——」『京都帝国大学新聞』一九三九年一月二〇日号)と、懇切に翻訳のありかたについてのべているのは、Z本に四箇所もの引用訳をのせるほど、『母権論』をよんでいたからにちがいない。

引用第一をそれぞれの訳とよみくらべてみると、Entwicklungの訳では、Z本では「進化」、F本、G本、J本、J'本では「発展」であるが、H本、H'本、I本では「歴史」と意訳されている。

FortbildungをF本では「発展」、G本では「進化」、H本、H'本、J本、J'本では「移行」、I本では「推移」とされていて、翻訳の苦勞がうかがえるのであるが、中川氏のZ本では「移り変って行くということ」と訳したことで、文章はやわらかく、なめらかに感じられる。ところが、EntwicklungとFortbildungは、選集本では双方ともchangeなのじゃあ。

また、「平和的……」と「暴力的……」との文章のつながりかたも、語学力の正確さも必要だが、日本語としての工夫も必要という中川氏の考えがあらわれている。これにちかいは、吉原訳の日本と日本である。意識にかたむくか、直訳にかたむくかであるが、わたしは原書に

ちかひ状態ではませてもらいたいと思う。

つぎに引用第二で Heptismus という用語の訳がでてくる。中川氏のZ本では「ヘテリスムス」そして引用第四では「雑交」と、統一した訳にされていない。F本では双方とも「ヘテリスムス」である。

引用三、四にある Gynaikokratie という用語は、中川氏のZ本では「母権支配」および「母権」とされている。F本では「女治制」に統一されている。

この場合、バッハオーフェンは Mutterrecht と Gynaikokratie とをつかいわけているのであるから、中川氏のように、「どちらも「母権」と訳するわけにはいかないようである。Gynaikokratie は Mutterrecht の一つの要素とかがえなければならぬ。

中川氏がこのような邦訳をおこなったのはなぜかを述べねばならないが、とにかくあしかけ三年間の留学からかえった翌年の一九二六年には、佐喜真興英の遺著『女人政治考』の書評において、すでに『母権論』の読みをふかめていることがわかる。また翌一九二七年には、「一夫多妻婚の類型について」「社会学雑誌」第三卷三三三号で、第二版「エジプト」章、第七四節、一五三頁(なお第三版四〇八頁、日本三八三頁によまれる)から引用しているし、同年刊行された「J. Baccholen, Mutterrecht und Urreligion. Eine Auswahl Herausgegeben von Rudolf Marx. Leipzig. 1927.」を「同誌三十七号で紹介している。

このように「母権論」にはやくから注目したのは、ちょうど「母権論」復興の時代にヨーロッパに留学したことにもよるが、すではやく、その師である穂積重遠から『母権論』のことをきいていたためとも思われる。ここあたりのことは、あらためてくわしく書かねばならない。

日本女性史における母権

原始日本における「母権」の証明はむづかしい

犬童美子

(一)
 シュトゥットガルトで『母権論』が刊行されてから、一三〇年を経た昨年から今年にかけて、その本文の邦訳が三種も刊行されはじめました。これは画期的なことだといわねばなりません。『母権論』こそ女性史・女性学・フェミニズムの根柢となるものであると教えられ、それをたしかめたいと思ってきました私たちにとって、この上ないよろこびであり、同時におどろきでもありました。

その『母権論』は、たとえば、『おんなの歴史』上・一九七一年では、次のように紹介されています。

「いまから約百年前（一八六一）のことです。スイスの民法学者バツハオーフェン（一八一五—一八八七）は『母権論』(Das Mutterrecht)を発表、数々あつめた古典文学などの多くの例から、人間の歴史のはじめは母がうやまわれていたこと、その性関係は無規律におこなわれていたことなどを推論しています。」(九頁)と「原始社会のおんな」の冒頭の項を書き出しています。

つづいて「同じころのアメリカの学者、モーガン（一八一八—一八八二）は、アメリカ・インディアンの一種族、イロクォイ族の養子となり、彼らの間に四十年間生活して、その習俗をくわしく研究し、労作『古代社会』（一八七七）を発表しました。それによりますと、モーガンもやはり、人類のはじめに父母兄弟姉妹を問わない無規律な性関

係があったことをみとめています。それがやがて一集団内における世代別の婚姻関係、つまり親の世代、子の世代別の雑婚にもとづく血族婚へと変化し、さらにつきの段階では半血族婚とよぶ集団婚に変化したというのです。」このあとのくわしいことをはぶきますが、この引用では大きいまちがいがあります。たとえば、イロクォイ族というのは、六部族のあつまりであり、養子とされましたが、彼らのあいだで生活したわけではありません。

さらに「エンゲルス（一八二〇—一八九五）は、その著『家族・私有財産および国家の起源』（一八八四）において、人類の歴史のはじめ、母権的社会があったというバツハオーフェンの推論を肯定し、さらにモーガンの『古代社会』については、マルクスとは別な道をとって独自の唯物論的歴史観を成立させた業績を高く評価し、モーガンの家族の変遷の推論をそのまま『家族の起源』に引用して家族関係を考察しています」と紹介していきます。

しかし、すぐそのあと「バツハオーフェンやモーガンそしてエンゲルスなどの説いた原始社会における雑婚・集団婚の存在はウェスターマークやその他大方の学者によって最近では否定されています。」と

のべて、これを受け入れています。

④群れをつくって生活していた人類のはじめは、「生物学的男性優位社会」であって、⑤「母権的社会が現れたのは女たちによって原始

農業が開始され、生産の主導権を女たちが握った時代である」としています。「母権的社会は、人類の歴史の原初からあったのではなく、経済発展の特定の段階であられた」のであり、「牧畜を主とし、農業を営まなかった氏族には、生れた子が母方の氏族員になる母系系統制はあっても、母権的社会はあり得なかった」とのべています。これは、まちがっています。

そのうえで、「母権的社会」の特色を次のように記しています。

「生活が同族集団である氏族中心に営まれ、女の地位が高かった」とと、共産制度がおこなわれていたこと」や、「女が生れた氏族をうごくことなく、男が女のもとへ通うなり、住みつきなりして結婚生活が営まれたこと」、「生れた子どもたちは、母方の氏族員として——氏族全体の責任で育てられた」こと、「典型的な母権的社会では族長の地位も母から娘へゆずられ、女系中心の共同体生活」であったとのべながら、◎このような母権的社会の成立については、「クロード・レヴィ・ストロース（一九〇八〜）なども否定しています」（一七頁）とも記しています。

さらに、母権的社会の説明をして、「支配・被支配の階級性はなく、母権といっても、それは独裁的なものではありません。現在の家庭における『カカア天下』的に、ほほえましく平和的なものであり、氏族員のねがいを体現した母の指導によって生活が運営されたのであり、のちの父権のように、専制的・独裁的なものではなかったようです」とものべています。

これら母権的社会の説明は、どれも証明ぬきであり、あまりに素朴にすぎるといわざるをえません。

①「人類の歴史のはじめは母権的社会であった」というバッハオー

フェンを紹介しながら、②母権的社会は「経済発展の特定の段階であられた」としています。これはクーノールの説のようですが、これは正しいかどうかです。そして③母権的社会のレヴィ・ストロースによる否定を紹介しているのです。レヴィ・ストロースをうけいれて、『第一の性』を書いたボーヴォワールについては、共著『母権論解説』のなかの光永洋子氏の「なぜ女は第二の性なのですか？——ボーヴォワールと『母権論』——」をぜひとも読んでほしいと思います。

(二)

つぎに日本のばあいをみます。「古代日本のおんな」で、「原始農業が営まれている日本の未開社会が、母権的な社会であり、女の地位が高かったことは、実在した卑弥呼やアマテラス（天照大神）神話などからもうかがえること」としています。

しかし、卑弥呼のときは三世紀半ばであり、大人や下戸がおり、妻子を没するという刑罰がある時代です。したがって、もはや母権的社会ではありません。

アマテラスに関連して、「母権的社会がまだ崩壊しきっていないかた原始から古代初期にかけての日本の女たちは、男に対するコンプレックスなど、みじんも、もちあわせていなかった」ことは、『記紀』によまれる「天の岩戸の前でストリップ的踊りをおこなったアメノウズメ（天の宇受売）の行動などからも考えられること」としています。つづいて「書紀の天孫降臨の項には、アマノウズメがこのストリップの姿態で、みごとに『雄捕り』をしたこと、すなわち「その胸乳を露にかきたて、裳帯を臍の下に抑り、あざわらひて向き立つ」て、「難なくその男サルタヒコ（猿田彦）を道案内人にして」しまったということです。

「言語や思想を異にしている異種族であっても、性は人間の普遍的な事実です。女はその異族との間をつなぐ輻輳機の役割をしたのでしょう。だがここには後世の人身御供のような湿っぽさはありません。胸乳をあらわにかきたて、陰をひらいて豪放いらくなく笑いで男と向きあっている、堂々たる女のすがたがあります。女族长であったらしいイザナミも、これと相似た姿で、イザナギに『あなにやし、えをとこを』と先立って声をかけたのではなかったでしょうか」とのべています。

アメノウズメの行為は、天の岩戸説話では『記紀』いずれでも、『書紀』の天孫降臨の説話でも、露出リストリップとみていることがわかります。

布村一夫先生は、論文「露出 ベレロポーンとサルタヒコ・母権 Ⅱ 共同体的人間関係・」で、アメノウズメノミコトを論じておられます。

『古事記』と『日本書紀』ではウズメのあらわれ方がちがっており、『古事記』での記述のようなことは、ありえないことだとされます。

『古事記』で、ウズメは「神がかりして、胸乳をかきいで裳緒を番登におしたれき」とあり、「アマテラスをイハトからひきだすためにあつまった神たちのまえで、ウズメが『露出』した」とよまれるが、人間がはじめて組織された社会をつくったときには、族外婚の規律（婚姻規律）があったはずであり、「女が同じ血族者たち、とくにそのような男たちのまえで、女を『露出』することは、ゆるされることではない」とされます。

『日本書紀』本文では、ウズメの行為は「手にちまきのホコをもち、アメノイハヤトのまえにたたして、たくみに作俳優す」とよまれ、『古

語拾遺』でも「手にさなぎのホコをもて、イハヤノトのまえにおいてうけふねつき、にはひをあげて俳優をなして、ともに歌ひ舞はしむ」とあり、『古事記』によまれるような「露出」ではなくて、「ホコ」をもっておどったとするのが、正しいとみるべきとしておられます。

『古事記』には、ヤチマタでのウズメの「露出」は記録されておらず、これはアメノイハトの場で、すでに「露出」をのべたので、編者が独断的にけずり取ったのかもしれないと指摘されます。

「これを傍証するのは、サルタヒコという他の血族者集団にぞくする男にたいするウズメのそれである。——ニニギが天からくだってきたとき、サルタヒコがアマノハチマタでたちふさがった。『日本書紀』によると、このときウズメが、『その胸乳をあらはにかきいでて、裳帯をホトの下におしたれて、あざわらって向きて立つ』のである。「露出」することは、たんにストリップではなくて、「露出するからには婚姻をしめす」ということであるはずと説明されます。

このように「アメノウズメによる『露出』は、イハヤのまえのことではなくて、サルタヒコのまえのことであり、この男にたいする女の『露出』は婚姻の申し込み、使用の許可である、と『記紀』の本文を批判的によみとりたい」とされるのです。

このウズメの露出に対応するのが、ギリシア神話のベレロポーンのはあいであるとされます。

バッハオーフェンは『母権論』本文第一章リュキアの第一節を、このベレロポーン説話から記しています。

「母権に関するあらゆる研究は、リュキア民族から出発しなければならぬ。このために、極めて確実で内容豊かな証言がある」（井上訳）との書き出しで、ヘーロドトスの『歴史』によまれる「リュキア

人は、何者かと訊ねると、彼は母方の系統をのべ——」などのリュキアの習俗をのべています。つぎにブルータルコススの『女の徳性について』第九章を引用して、ベレロポーン説話が記されています。

「リュキアで起こったらしいこの出来事は、——古い神話に基づいているのである。——アミンダレースは——リュキア人に非常な害を与えた。——ベレロポーンはペーガソスにまたがってアミンダレースを追跡し、殺した。——しかしベレロポーンは、自分の功に当然の報酬を得ることができず——極めて不当な扱いを受けた。そのため、彼は海へ行き、この地が荒れた不毛の土地とならんことをポセイドーンに祈った。彼が祈りおえて再び立ち去ったとき、波が高まり、この地方に氾濫した。——男たちはベレロポーンの許に行き、海を鎮めてくれるよう懇願する以外になす術を知らなかった。しかし、女たちが△衣服の裾をからげて▽彼を出迎えたとき、彼は恥じらいゆえにわれにもどり、同時に海水もひいたとのことである。」これでリュキア章第一節は終っています。

このクサントスの女たちが、△衣服の裾をからげて▽ベレロポーンを出迎えるというのが、アメノウズメとサルタヒコのあり方に対応すると論じられているのです。だが、クサントスの女たちのばあいは、これによって母権が確立されたとパッハオーフェンはみるのです。もはや「露出」はアメノウズメの「露出」とは意味がちがってくるかと教えられました。

これらを学ぶとき、『おんなの歴史』(H)は、日本の原始に母権が存在したことを証明したことになります。そのうえに、母権のある歴史段階で農耕と結びつけてあらわれるとみなしていることは、農耕以前に、父権的社会があったという説をとっていることになります。

農耕以前に父権的社会があったということを、どのように証明しているかはわかりませんが、狩猟や牧畜を生業としている人たちのあいだでも母権が存在したことは、民族学では証明されているのです。特定段階で母権的社会が存在したとする説は、否定されると、布村先生からご教示をえました。

ようするにこの本では、日本に母権が存在したことを証明しているではありません。しかも、パッハオーフェンによる母権存在の証明を十分によみとらず、たとえば、レヴィ・ストロースなどのまちがいを受けうりしているだけなのです。このためにも洞富雄氏の『日本母権制社会の成立』をご参照ください。

季報・唯物論研究 第四二号

モルガンとパッハオーフェン

民族学者モルガンの近代批判

——パリ・コミュニケーションをめぐる——

よみがえる地母神たち

——共著『母権論解読』によせて——

(右掲載されております)

大阪唯物論研究会哲学部会一九九二年 八〇〇頁

布村一夫

光永洋子

夫妻別氏をもとめる

「選択的別氏同籍」に反対する

林 葉 子

(一) 明治の民法のもとで

武者小路房子(一八九二—一九八九)は、武者小路実篤(一八八五—一九七六、作家、子爵、「新しき村」をつくる。第二次世界大戦後まもなく貴族院の勅撰議員に選ばれたが、戦時下の言動を理由に追放処分を受けた。一九七六年追放解除、文化勲章をうける)の最初の妻です。この房子は九七才で亡くなるまでの間に一〇回以上も「氏」が変わっています。房子は十代半ばの貧しい母の私生児として生まれ、女学校の時に強く希望して、福井の名家で実父の養子先である竹尾の氏になりました。一七才で結婚してすぐに離婚したあとは、家出、結婚、離婚をくりかえします。そのころ「青鞥社」に出入りして武者小路実篤と知りあい、結婚の約束ができました。実篤、二五才、房子二〇才です。房子はそのとき結婚していた宮城にたのんで、協議離婚してもらい(一九一二年一〇月一八日)武者小路房子となりました。その後この夫妻は「新しき村」を作って生活しますが、房子に愛人ができ、実篤にも愛人ができて二人は離婚します。その離婚手続きがすんだ三年後の一九三二年二月に、房子は無理に頼んで房子より一〇才若い内縁の夫である杉山正雄を、武者小路の養子とし「直ちに養子縁組を解消して、武者小路正雄の一家を創立し、同じ日に竹尾ふさをと結婚」(阪田寛夫『武者小路房子の場合』)して、再び武者小路房子と名のついで生涯を終えました。この戸籍いじりはおかしいのですが、吉田隆

「武者小路房子の最期」(『新潮』一九九二年一〇月)にも同じように記されています。それほどに「武者小路」の氏にこだわったのです。「女、氏なくして玉の輿に乗る」といいますが、身分制度の強かった当時、私生児として生まれて、皇族につく特権階級の華族様にまでなった房子は或る意味では女の出世頭です。房子は明治民法の下で「氏」にこだわって、何度もおかえながら生きました。彼女は利発な女であったようですが、自立した経済力はなく、「女は甲斐性のある男に養われて暮らすのが一番」という社会通念をモットーに、わがままで男に媚びるかわいい女として、いつも父や夫によって生活し、これで地位と名誉を得たとおもったのです。

房子より六才年上の平塚らいてう(一八八六—一九七二)が、青年画家の奥村博史と一九一三年一月に共同生活に入り、二児の母となっても、平塚の氏を変えないでがんばったのは、房子とは対象的です。その、らいてうも一九四一年に、息子が兵隊にとられる時には、奥村家に入籍しました。これはおかしいと思います。

(二) 戦後の民法のもとで

一般の日本の女は、結婚をするとき、自分の氏を捨てます。そして夫を「主人」とよび、夫に扶養され、生活の保証を受けるのですが、自立した生き方は放棄せねばなりません。一方、男と男のつくる社会は、結婚の相手を「嫁」とよびます。この嫁という字、女に家が密着

して逃げるに逃げられない形です。女が家を背負っている姿にもみえます。この嫁は、他人の前では夫から「家内」と言われ、他人からは「奥様」と呼ばれます。男は結婚の翌日から嫁を家にとじこめて、出来れば無能力にして（明治民法ではまさしく妻は無能力者でした）、自分の身の廻りの世話、家族の炊事、洗濯、掃除などの一切をさせ、子を生ませ、育てさせ、病人の看護、老親の世話、等々をさせ、それが自分たちに気持ちよくできた場合に、良妻賢母といってくれます。

こういう「嫁」の役割を担って法律婚をしている専業主婦を、政府は税金や年金などで優遇しようとしています。どうして成人した人間を配偶者というだけで、「扶養家族」ととらえて税金控除ができるのか。それも妻のパート収入が年間百万円以下なら配偶者控除、百万円〜百三十五万円の場合は配偶者特別控除が適用されるというしくみは、妻を家の中にとじこめておくためと、パートの女の収入を低く押さえるためとしか考えられません。国際労働機関（ILO）は「男性の賃金水準を一〇〇とした場合の女性の賃金の比率を八〇年と八八年で比べると……日本では五三・八から五〇・七に低下した」と報告しています。また、「日本については、家事も含めれば女性の週平均労働時間は五六時間で、男性の五四時間を上回っている」とも指摘しましたが、その根因は、このあたりにあるのです。「配偶者控除」などはやめて、男にも女にも一人一人に認められる「基礎控除額」をふやしてほしいものです。またなぜ妻の年金の保険料は免除されるのでしょうか。それは国や社会がするべき福祉の仕事を、すべて「嫁」がしてくれるからでありましょう。国が嫁にこういう役割を担わせるかぎり法律婚を奨励し、それをしない者を差別し、懲罰さえもしたいのです。このような仕組みが少しわかってくると、女は嫁になりたくありません。農

村で嫁不足がひどいといわれますが、嫁を探すから女たちはふりむかないのです。五分と五分のつきあい、配偶者を探してくれる良い男を、良い女たちは探しています。いまにもって昔ながらの「嫁」を探す男ばかりなので、実は女たちもひどい結婚難です。四年制大学を卒業した女の未婚率は、三〇才未満では五六・二%と過半数に達し、三才未満でも五人に一人は、結婚していないということです。新しい結婚は、このような扶養義務から解放された各人が、自分の足で立ちながらの、魂のふれあいを基調にした関係であるべきです。そのためには、(一) 夫妻は別氏であるべき、(二) 個人登録制度であるべき、(三) 生まれた子は成人するまでは母の氏であるべき、だと思つてのです。

(二) より新しい民法を

(一) 民法七五〇条には「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とあり、夫妻の氏をどちらかに決めなければ、法律上、結婚することはできません。これは憲法二四条一項の「結婚は両性の合意のみに基づいて成立し……」二項の「……婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」という条文に違反しています。氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であつて、人格権の「内容」と最高裁判所はいつています。氏名権というものがありません。氏をかえさせられるのは、自分を抹殺され、屈伏させられる気です。結婚したからといって氏をかえるべきではありません。もとの氏を通すのが本筋です。そもそも同氏を強制されるようになったのは、一八九八年、明治民法成立以来のこと、そんなに古い話ではありません。結婚、離婚、再婚のたびに、なぜ女だけがプライバシーを公開せねばならないのでしょ

う。夫妻同氏を廃止しようという声は、戦後まもなく民法改正が議論されたときから、法律家の間ではあったのですが、「家」制度の存続に執念をもやす人々に押し切られて、今の民法になりました。民法改正のとき、夫妻別氏論者であった中川善之助は、一九七一年三月一日号の機関紙『税務大学校』に、「民法改正余話」として、「私は起草委員会のころから、この規定に疑問をもった。なぜ夫婦は一つの氏にしなければならぬのか、……しかし案外と賛成者は少なかった。とりわけ賛成してくれそうに思った若い人に反対論が多かった。……私の大別別氏論は無残の敗退を余儀なくされた。……最後にこう提案してみたい『……つまり、婚姻の際には、夫は妻の氏を称すべきものとする」ととしたい』みんなはやや呆れた顔で『そんなのは無茶だ』といった。煎じつめるところ、夫が妻の氏を称するのは恥辱だという偏見が根底にあるのだと私は思う」とかいています。

この「民法改正余話」が書かれた一九七一年ころから社会全体の動きが変わってきたようです。また一九五五年には「法制審議会民法部会身分法小委員会における仮決定、および留保事項」というのが出ています。これは、我妻栄が民法部会の部会長、またその下の小委員会の委員長をしていた時のことで、民法七五〇条についても、夫婦別氏に改正の議論がありました。留保になりました。そのとき幹事であった加藤、立石、唄の三氏は「別姓論を主張したのですが、法務省関係の方は、それに乗らなかつたという記憶です」(「ジュリスト」、九二六)とあります。その後一九七六年に夫妻が離婚した場合に、婚姻中の氏を続けて使うこともできるという「婚氏統稱」の規定を入れる改正がされました。つづいて、一九八八年に養子法の改正があって、離婚の場合に、養子であったときの氏をそのまま使うこともできると

いう、「縁氏統稱」の規定も入りました。女性の社会参加が進む中で一九七四年に「結婚改姓に反対する会」が発足して、改姓を強制されることに反対する運動がおこり、各地に拡がりはじまりました。一九八五年には、女子差別撤廃条約を、日本も批准し、はじめは小さかった改氏反対の声が、高まりをみせ、昨年から法務大臣の諮問機関である法制審議会の民法部会、身分法小委員会は、民法の婚姻に関する条文(七二―七七一条)の見直しに着手しました。法務省から日本弁護士連合会に諮問があり、「女性の権利に関する委員会」は九二年秋頃には試案を出すそうです。「夫婦別氏の法制化を実現する会」の発起人でもある、福島瑞穂弁護士は、夫妻別氏が法制化されるのは早くて三年、おそくとも五年の後には実現するでしょう、全野党は賛成しており、自民党だけが「責任政党ですから」と返事を渋っているところだといわれました。この場合には「夫婦同戸籍で、別氏を選択できる」という法案が通過しそうな気配です。しかしこれでは別氏を選択できるというだけで、今までとあまり変わらない戸籍簿になります。しかも夫妻同氏が原則で、別氏は変則という感じさえ伴います。同戸籍ではない、選択制ではない、夫妻別氏の制度を作らねばなりません。

(2) 日本の婚姻届は本人が持って行かなくともよいし、郵送してもよい手軽さでできる「世界でもっとも簡単に法律上の結婚が成立する制度」(二宮周平『結婚届』)なのだそうです。この届出婚主義をとっているのは、日本の他には韓国だけで、韓国は一九二三年に日本が統治していた時代につくられたものです。日本の届けは、本人の気持ちもたしかめないで、戸主が勝手に届け出ればよいわけで、「家制度を戸主の意志を中心に機能させるためには、単なる届出がよいのです」と、二宮周平氏も言っています。それで、偽装結婚が簡単にできるのです。

ある女性が結婚しようとして戸籍をとってみると、もはや自分は知らぬ男と結婚していることになってしまったという記事がありました。前にこの女にふられた男が嫌がらせをしたのでした。またバーや喫茶店で、割のよいアルバイトの話をもちかけられて、外国人との書類だけの結婚を承諾し、数年たつて本当に結婚しようとして戸籍をとると、自分は結婚したことになっており、相手の住所も顔もわからないという話もありました。どれも書類を出すだけでよい日本の婚姻届の落とし穴だったのです。また、法律婚をしている女から生まれた子は嫡出子として世帯主との続柄欄に長男、長女、二男、二女と記されるのに対して、法律婚をしない女から生まれた子は非嫡出子として母の戸籍に男、女とか、住民票には子と記されます。そして非嫡出子の相続分は嫡出子の半分です。子の扶養控除も「親族」に限定されていますので、父と共に暮らしても父が認知していないならば、受けられません。個人の自由意志による「赤の他人」への財産贈与は冷遇されて課税されるのです。このように家父長制の名残りの強い、人を差別することのつよい戸籍制度は廃止して、個人登録制度にするべきです。そもそも「戸」などはないのに戸籍というのはおかしいし、戸籍筆頭者は即ち戸主であり、家制度が温存されることになりません。

(3) 生まれた子の氏をどうするかについては、いろいろなやりかたがありますが、私は母の氏にするのが一番よいと思います。婚外子差別をなくそうという運動が各地におこっていますが、生まれる子はみんな母の氏にするのであれば、婚外子の差別はなくなります。民法七九〇条1には「嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する」、同条2には「嫡出でない子は、母の氏を称する」とあり、現状では嫡出

子は父の氏、非嫡出子は母の氏です。また八一九条3には「子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は母がこれを行う」とあり、親権者である母と子の氏がちがうことがおこります。また女だけにある六ヶ月の再婚禁止期間(七三三条)は、離婚後に生まれた子の父親の推定に混乱が生じないようにと定められたとされていますが、混乱は生じるし、女だけにある差別なので廃止すべきです。七七一条の1には、妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定するとあります。七七二条の2には、婚姻成立の日から二〇〇日後、又は婚姻の解消若しくは取り消しの日から三〇〇日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定するとあります。父親推定については、福島瑞穂弁護士は「離婚が成立するまでに時間がかかり、その前に結婚生活が破綻しているケースが多く、子供が生まれれば、ほとんど後婚の夫の子」(日本経済新聞、九二・五・二一)と言っています。また子供のいる夫妻が離婚した場合、八割は妻が親権者になっています。妊娠、出産、授乳と、母と子は切っても切れない関係にあるのですから迷わず、みんな母の氏にする決めればすっきりします。子が成人してから自分の好きな氏を選べるようにしておけばよいのです。

上記の(1)(2)(3)を実現するためには、女が精神的にも経済的にも自立することが先決です。経済的に収入があるだけではいけません。何かにつけて人に頼り、自分で考えない癖が、女的美徳として、私どもにはこびりついているようです。次に社会が、WOMAN I H O O D の発揚をうけいれる仕組みに変わることです。女が働きながら子供も生まれ、それがのびのび育つような仕組みです。私たち、とくに女たちがイニシアチブをとって、法律をつくっていくことが民主主義の世の中では大切なことではないのでしょうか。

我妻栄を読む

その革新と限界と

伴 栄 子

第二次大戦後における民法改正、とくに家族法の改正で指導的役割を果たしたのは、当時東京帝国大学教授我妻栄と、東北帝国大学教授の中川善之助であった。なかでも我妻栄は改正民法の草案作成から啓蒙まで、精力的にその活動を繰り広げた人であるから、彼の考え方や民法を勉強することによって、戦後の改正民法の性格を知ることができるとはならないかと考える。

我妻栄は一八九七年、山形県米沢市の生まれである。東京帝国大学法学部助教授のとき、一九三三年六月から一九三五年十二月八日まで約二年半アメリカ、ドイツ、スイス、フランスに留学して、資本主義社会における所有権、債権等を学んできたといわれる。

帰国後に「私法の方法論に関する一考察」(『法学協会雑誌』四四巻、六、七、一〇号、一九二六年)、「資本主義生産組織における所有権の作用」(『法学協会雑誌』四五巻、三、四、五、一九二七年)、「近代法における債権の優越的地位」(『法学志林』二六、三、四、六、一〇号、一九二九年〜一九三一年)の論文をかいている。

なかでもドイツの『マルクス研究』第一巻、一九〇四年に発表されたカルネルの「法律制度特に所有権の社会的作用」を紹介したのが、「資本主義生産組織における所有権の作用」である。『近代法における債権の優越的地位』の「序」で彼は、このことについて「資本主義の発展に伴う私法の変遷」ともいうべきテーマを終生の研究課題にしよ

うと決心する直後の動機となり、翌年から右の「債権論」を書くに当たっては、重要な資料となったものである。(『近代法における債権の優越的地位』有斐閣、一九五三年、序九頁)といわれるように、資本主義と私法という彼のとりくみの最初の紹介論文と考えられる。

このなかで家族にふれているのは「第二節 資本と家族」である。「カルネルは断案していふ。『彼等の家族?それは、『個人の数学的複数が貸家(番地)に集まったものにすぎない』。そこには、もはや『父権の監督』はない。父は、朝早く出て、夜遅くまで、その家族を見ない。成長した子供は、父母と共に企業家の『傭主たる権力』に服する。……中略……嘗ては巨大な権力を総合した『父権』といふものも、今はかくして、箇々の『権力担当者』に分属するに至った。」(『近代法における債権の優越的地位』四一三頁)とカルネルの家族観を紹介している。

このあと家族に関するものとして、「資本主義社会に於ける家族制度の運命」(『社会政策時報』第一四三号、一九三二年)がある。このなかでは、長男子一人相続、戸主権によって統率される大家族制度、先祖の家名、祖先の祭祀等が否定される。そして祖先の祭祀を続けることによる超世代的家の理念を保護することは道德の分野である。国民教育の任務に止まる。法律の分野に於いてこれを積極的に援助すべき何等の手段もない。法律は分解する現実の家族共同生活態を規律す

ることが当面の任務である」という。(資本主義社会に於ける家族制度の運命)『社会政策時報』第一四三号 一五頁)。六年後にかかれた「近代に於ける家族の共同生活」においても同じことがのべられている。なかでも家族制度については、「飽くまでもこの現実立脚した法律上の家族制度を確立することに努力すると共に、他方に於いては、この法律制度の推移にも拘らず万古不易の家族制度精神を存続せしむることを企画する所に、我が国家家族制度の進むべき道が存在するのだ」とされる。(近代に於ける家族の共同生活)『家族制度全集 史論編』第四卷 河出書房 一九三八年 一五六頁、一五七頁)

このことからみると家族は夫婦と子を中心とし、子どもを養育し、均分相続を伴うという近代家族の姿を描きながら家族制度は法律上のものと、法律とは別の家族制度を存続させるという極めて矛盾した表現がされている。

では敗戦後、家族や民法改正についてどのような主張がなされたのであろうか、『毎日新聞』(一九四六年四月二日)に掲載された「新憲法の焦点―民法―」では、「草案第三二条、婚姻は、両性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

この一箇条のために、民法の親族・相続両編の四百あまりの条文は、全面的改正を必要とする。」として「家」の廃止と、夫婦とその子を中心とした民法が考えられている。「ことは、単に民法の規定だけでなく、家を中心として編成している現在の戸籍制度の根本に触れ

る大改正を必要とし、理論的にも、実際的にも、困難を極めた大仕事」であり、「国家構成の基礎を、そうした夫婦・親子を中心とした結合団体におくべき」であるとされる。(『家の制度―その倫理と法理』酣燈社 一九四八年 三二頁、三四頁)

「資本主義に於ける家族制度の運命」のなかで主張された「家」を法律上からなくし、道徳の分野に残すという考え方については、戦後一九四七年二月に行われた憲法普及公講演「家族制度と婦人」のなかで「もし家族制度を家、戸主、家督相続、という一連の法律制度だと考えますと、今度の改正はまさに家族制度の廃止であります。しかし家族制度を父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和すという親族的な倫理だ、親族的な道徳だと考えますと、今度の改正は決して家族制度の廃止ではないということになります。」(『家の制度―その倫理と法理』酣燈社 一九四八年、八三頁)といわれている。

さらに「法律の改正としては、右の因習的な国民感情も、ある程度まで―もちろん、改正の大理想を無意味にするおそれのない程度で―考慮にいれ、これを実現しようとするればできないこともない、という途を残すことが、賢明だということになる。」そして、改革への道を進むために「『立法は妥協だ』という言葉は、常に真理である。」(『改正親族・相続法解説』日本評論社、「前編 親族法―第一章序説―」四頁、五頁 一九四九年)とされるなかに、草案作成者としての我妻栄の考え方や、態度がもつとも端的に表現されている。ここでは、戦前の我妻栄とおなじものをみるとすると、これが彼を戦後の貴族院議員に選ばせた理由があるのかもしれない。

セク・ハラ考

「インディペンデント」紙は、一九九二年八月一日付、国際欄に熊本市議会女性議員北口和皇さんのセクシアル・ハラズメント問題を本人の写真とともに大きく報道した。タイトルは「いやがらせのあと、いじめに包まれている日本女性」という記事である。それはインディペンデントの東京支局長テリー・マッカーティー氏が自ら北口市議の自宅を訪れ、約三時間にわたって取材したものである。

当紙によれば、北口市議へのセクシアル・ハラズメントは彼女の選挙運動中から始まった。選挙ポスターは切りぎざまれて通りに捨てられるし、無礼な電話やあざけりなどがあった。当選後も、よくないことが起った。馬場県議から受けたセク・ハラである。何の謝罪もない馬場県議の破廉恥行為を告訴したセク・ハラを公にしたあと、右翼や匿名者による恐迫の数々、さまざまないやがらせ、恐怖など、くわしく述べられている。また北口市議がセク・ハラを受けた女性のために設立するよう呼びかけた彼女に対する答が微罰動議だったとも書かれていた。「インディペンデント」は英国で、ザ・タイム、ザ・ガーディアン、デイリーテレグラフと並ぶ四大新聞の一つであり、日本では発行されていないが読売新聞に毎週金曜日「インディペンデント」よりの紹介を載せている。インディペンデント紙はなぜ、これほど大きく北口市議の事件を載せたのであろうか。東京支局に聞いてみた。

英国では女性の地位は高く、人権も確立しているので熊本で起った

小玉稜子

セク・ハラ事件など考えられない出来事だという。またセク・ハラ後の右翼の宣伝カー行動、検察庁の対応など驚くことばかりであり、セク・ハラを人権問題として取りあげた。とに角、女の立場・対応・考え方が日本とは全くちがうということであった。インディペンデントは、馬場県議の事務所にも連絡をとったが、このケースにはコメントできないと拒まれている。

北口和皇さんは熊本農協長で自民党の大物だった祖父の後継者として議員の道を進むことになった。しかし周囲の環境は女にとって生やさしいものではなかったそうである。そんななか、一九八八年、立候補したのは二八才のときであった。同じ地域から親戚四名を含む一〇人が立候補する激戦区で二八七八票獲得したが落選した。そして四年後、再度の挑戦では地域外を含めて四一六九票を得、二〇位で当選した。このとき立候補者数七四名（同地域より一〇名）のうち議席五六という難しい選挙戦だったという。北口さんの話によると、育った地域では女性の地位は低く、男の勝手による男中心の生活に包まれている。そんな女の生き方に疑問を感じた彼女は政治家への道をめざしたにちがいない。北口さんは、保守系の女性議員として立ちながら、自民党からの誘いには応じなかった。そして考えるところがあったので一人で自由クラブを結成したという。そのあと二人の男性議員が加わり今は三人の会派となっている。

一九九一年六月二〇日、市議会史発刊祝賀会に出席していた北口市議がOBの馬場貞議から破廉恥な行為を受けて以来、一年四ヶ月、別なハラスメントはまだ続いている。この間、県議に対する熊本地検の処分、有罪判決、起訴猶予、市議会から県議会への馬場貞議に対する申し入れなどが行われたにもかかわらず前進は見られなかった。そして市議会から受けた北口市議の微罰動議である。それは一九九二年六月九日、定例熊本市議会が行われているときに起った。その日は北口市議の一般質問があるためか席は傍聴者で一ぱいだった。北口市議はセク・ハラ一〇番を中心に六つの議題を提案し、学校での体罰問題に入っていた。彼女は市議会の対応の生ぬるさに「こうして熊本で起って世界的にも有名な事件一つきっちり対応できないのだから、議会はいいかげんと云われても仕方がない」といかりをぶつけた。そのとき、突然議会は停止し傍聴者の見守る中で議員らは退場した。一般市民が微罰動議の可決を知らされたのは翌日であった。微罰動議を出した市議はセク・ハラを行った馬場貞議と同じ派閥に属している。派閥の横暴と男社会のあり方が見えた。しかし北口議員への非難や誹謗は男性ばかりか女性からもある。それはとても悲しいことだと彼女はいう。一方、北口市議への五〇通を越す励ましも寄せられている。それは、微罰動議への抗議文や要望書などである。その中に一五名の署名とともに本渡市の人から提出された「当の県議から謝罪声明どころか、事実を認める発言すらなく県議として職を続けている」との抗議声明や、「議会の対応はいい加減だった」という言葉は私たちのほが共通の認識であると書かれたものもある。これらの抗議文や要望書は回覧の形で各会派に回されるが、内容を読む人は少ないのではないかということであった。北口市議は、つねに市民の一人である

ことを忘れず市民の代表として、党派を越えて女性の立場・人権・人間性を考えながら政治に取り組みたいと話していた。その志を忘れないで欲しいものである。それにしても議会には女性議員が少なすぎると考えられるのである。

伝統的な家父長制に基づく男性の主導権は職場にも浸透し、男性がまるで家父長のようにふるまい、すべて決定権をもつ。そして女性に従属するという図式は今も変わっていない。しかし女性の社会進出は着実に延びつつあり、セクシアル・ハラスメントも増加している。アメリカは一九八〇年十一月に公民権法第七編七〇三条に基づいてセクシアル・ハラスメントのガイドラインを発表した。そのあと一九九一年、公民権法が改正されてはじめて法律としてのセクシアル・ハラスメント禁止が認められるようになった。カナダ・イギリス・ニュージーランドなどでもセクシアル・ハラスメントの法理論は確立しているが、いづれも雇用上の違法な性差別に関するものである。日本ではこのような法律はまだ無い。救済の方法としては民法に示されている損害賠償を請求されるだけである。福岡の裁判がこの例であった。

セクシアル・ハラスメントは職場だけの問題ではない。相手の意思に反した望まない行為を受けることをすべて含んでいる。セク・ハラを法制度化したアメリカでは、被害者に支払われる最高額が三〇万ドルであるがお金で解決できる問題ではないのではないだろうか。東京労働経済局労働相談所の金子雅臣氏は、『セク・ハラ事件の主役たち』の中で男と女の性に対する考え方のちがいを指摘している。セク・ハラを無くすための努力は教育にしかない。一番大切なのは基本的人権の理解と思いやりの心を持つことであろう。

『結婚届』によせて

中山 そみ

(一) わたしは、『母権論』を取り入れて増補改訂した『家族、私有財産および国家の起原』(以下『家族の起原』と略称) 第四版百年のさやかな記念文(『女性史研究』二二六集)の末尾に、二宮周平氏の『結婚届―出す自由と出さない自由―』(一九九〇毎日新聞社、以下『結婚届』と略称)にふれたが、いまこそ『家族の起原』を読まねばならないことを痛感した。また、『結婚届』の『読書ガイド』で、『家族の起原』がもっと知りたい人のために、「ベスト一四」の他に「プラス一」として紹介されていることが、なぜ「プラス一」なのか。「いつかは読んでほしい本」であって、なぜ他の本と一緒に紹介しなかったのだろうか。その意図にもこだわった。というのは著者が「私的所有制度と結婚制度の……密接な関連」を云々しながら、『家族の起原』については「本文ではほとんどふれて」ないといっているからである。だが、『ローマ法』と『家族の起原』は、法律学者の基本的な必読書だときいている。「新進気鋭」といわれる二宮氏に、とうぜんその読解のあとがあるはずにちがいない。

(二) 二宮氏には、大著『事実婚の現代的課題』(一九九〇日本評論社)があり、これは、「フランスにおける事実婚―コンキェビナージュの研究」一・二(一九七八『阪大法学』一〇六・一〇七)をはじめ、多くの事実婚研究の成果によるものとみられる。この本の執筆中に著者は、現代に生きる若いフェミニストたちのための啓蒙書として企画

したのが、『事実婚を考える―もう一つの選択』(一九九一・五日本評論社)と、先述の『結婚届』である。さらに、今年二月には、共著『非婚を生きたい―婚外子差別を問う』(善積宗子編青木書店)があり、婚外子差別と闘う会、民法と戸籍を考える女たちの連絡会、住民票続柄裁判交流会などの人たちのなかにあつて、「多様な生きかたを保障する法理も追求したい」の「一言」がある。これは、『結婚届』の「出さない自由」の法理の追求でもあろう。フェミニズム運動にとつて、『家族の起原』に救いの手はみいだせないのだろうか。氏にとつては摸索の過程であらうか。

(三) 『結婚届』の「出す理由」として、一枚の「届」という簡単な手続き要件ですむ日本の法律婚を家族の基本に据えた一つの理由は、「明治政府の政治権力を安定させるため」であり、二つめの理由は、その政府が、「国民の経済生活の窮乏」をすくうためであるという。後者について著者は、「土地の私有制は、重税や商品経済の浸透によって、多くの自作農から土地を奪い、有力地主に土地を集中させる結果となり……政府の保護のもとに成長した企業」は、国際経済競争力の不足を労働者の長時間労働と低賃金で補ったとし、労働者の生活をぎせいにしつつも資本主義の急成長を願う政府は、労働者の「疾病、失業、貧困の救済」を、「家」制度における「相互扶助に求めた」として、こうした政策を国民のすべてに浸透させるために、簡単な「届」が必要

だったという。このように、日本の「家」制度を私的所有制度のもとで、おくれた資本主義における労働者の家族政策の中心にすえて説明している。

婚姻については、強力なきずなで結びあった「家」（夫の家）に嫁入り（夫方居住婚）した妻には、「重い貞操義務があり……妻の姦通（不倫）は、それだけで離婚原因になるだけでなく懲役二年以下の姦通罪として処罰されるが、夫は、人妻と関係をもったときにのみ離婚原因にな」る。この不平等な夫妻関係の理由は、「家の跡継ぎが夫の子であることの確証が、妻が夫以外の男性とセックスをしないことによってしか得られなかったため……厳しい刑罰やモラルで妻の姦通を戒めるほかに、妻の子が夫の子であることの保証がない……夫は家の血筋を守るために、妻に子供がでなければ妻以外の女性に子を産ませるのむしろ当然でも」あった（『結婚届』）。

このように、明治民法は妻にのみきびしい貞操義務を果したのであるが、これは日本だけのことでなく、夫の財産を相続する立派な後継者を産み育てることこそが妻の仕事であり、一夫一妻婚は妻にとつてのみ必要であった。エンゲルスは、一夫一妻婚の成立について「比較的大きな富の一人の手——しかも夫（男）の手——への集中とこの富を他人ではなしにこの夫の子供たちに相続させようとする欲求の結果であった」（戸原沢九九、『全集』二二巻七九）とし、さらに、「その目的のために必要だったのは、女の側の一夫一妻制であつて、夫の公然、または隠然の多妻制をけつして妨げるものではなかつた」とのべら。これは、エンゲルスが世界史を大きくとらえ、「婚姻には全体として人類発展の三つの主要形態。野蛮期には集団婚が、未開期には対偶婚が、文明期には姦通と買春によって補足される一夫一妻婚」とした

もので、この文明期の一夫一妻婚である。これは私有財産制度と財産相続のためにこそその婚姻形態であつて、『家族の起原』が提起する家族発展段階説の大きな骨子をなす一部分である。

『結婚届』のなかの一文をとりあげて、私の浅薄な『家族の起原』研究を重ねあわせながら、二宮氏の読解の一部をかいまる思いがした。日本が、特殊な「家」制度であつたとしても、「私有財産制度と結婚制度の関連」については『家族の起原』に依拠せざるをえないようだ。それは、現在も私有財産制度なのだから……。

（四） 敗戦によるアメリカの対日占領政策は、家族の民主化をめざして民法改正を進め、相続は均分相続になつた。日本国憲法の基本的人権や合意にもとづく結婚をよそに、法律婚を裏づける戸籍制度は「家」制度の残存を許している。フェミニズム運動は、その矛盾にきづいて、その解決に摸索する。事実婚、自由なライフスタイルを許すなかでの子供の減少が危ぶまれる。氏は、「書けば書くほど様々な疑問」〔『結婚届』あとがき〕をもつという。氏は「近代家族機能論」に併記して歴史的視点から、婚姻制度の問い直しをする。「婚姻から生まれた子……家産を継承……今日でも、財産の継承と密接なつながりがある。……結婚は、プライベートな出来事ではなく、一の義務や役割を負わされた公的な出来事になつた」（『非婚を生きたい』所収）と。これも『家族の起原』の援用ではなかるうか。

エンゲルスが、「家族史（の研究）」は一八六一年、バッハオーフェンの『母権論』の刊行をもってはじまる」として受け入れた『母権論』の邦訳刊行が数種、一九九一年から始まつたし、『母権論解説』フエミニズムの根拠（布村一夫他世界書院。印は筆者）も出版された。ソ連の崩壊とはかわりなく、すぐれた古典は現代にこそ生かされる。

「家庭雑誌」一〇〇年によせて

徳富蘇峰の女性観

「大江義塾」を閉じて上京した徳富蘇峰は、一八八七年（明治二〇年）、民友社を創立して「国民之友」を発刊、九〇年には「国民新聞」を創刊して社長兼主筆となったのについて、九二年（明治二五年）九月からは「家庭雑誌」を発刊しています。今年（一九〇〇年）ということになります。この雑誌は、日清戦争をはさんで、九八年（明治三一年）八月の第一九号まで六年間続くことになります。しかし時代に合わなくなってきた「国民之友」とともに廃刊せざるをえなくなっていました。「家庭雑誌」は月に二回、あとで一回になります。が、四〇頁、定価は五銭でした。第二号（一〇月一五号）の社告によると「家庭雑誌第一号は非常な喝采を以て江湖に迎へられ、已に第三版を売尽くしていまや第四版成れり」とあって、好調なスタートであったのがうかがわれます。なぜそんなに人気が高かったのでしょうか。創刊号の内容をみると「社説」「論説」「科学」「史談」「文芸」「家政」「雑録」「時事一般」「寄書」からなっており、「創刊の言葉」はあります。あえて探してみますと「時事一般」のなかに「個人的若くは平民的改革は家庭改革にあらずや。『家庭雑誌』は家庭改革の導火とならんとす者なり」といっています。「吾人は天下に吾人と志を同ふする者の必ず寡からざらんことを信じ、ここに『家庭雑誌』を鑿して、第二改革の途に上る」と内容は不明確ですけども考えが述べられています。

富田佐保子

その背景を語る記事とみられる「寄書」に「社会事情一般・其一・近時の文学界」が巻末に小文字で掲載されていますが、貴重なものと思われま。『明治十九年は近頃の思想史中最も記憶すべき年なり』として、条約改正から政略的に欧州主義が輸入され、これに応じて「貴族的文明の風習」と「平民的文明の理想」の二つが「大いに入り来り、一方は踏舞、宴会、女論、女子教育、束髪、洋装、改良会の「大流行を来し」、他方は「平民的理想は最も意外なる地（注・熊本）より輸入せられ、文学上より発表せられたり。『将来の日本』（注・明治一九年刊）著者はたしかに之が発表者の一人なるべし」とあります。その立場は読者となった壮士・書生や、貴族的進歩とも「相反ける」と述べ、平民的理想主義をうたっています。署名は「有、無、」となっています。社説「家庭教育の事」は「教育の要は、只だ其性の長ず所に従ひ之を發達せしむに在るのみ」というだけで署名もありません。

論説は五本ありますが、九溟生の「現今の家庭」は、「……國に於ては自由民権既に發揚すと哉、家庭の一小國は依然たる専制君主國たる也」と椰諭し「我邦の根本的改革は須らく先ず家庭より初め来らざる可らず」と現状をみつめています。

六六居士の「家庭の歴史」に細君は日記を書くように勧め、愛山生の「勤勞」では「鶏鳴と共に起ち、日中に勞作し、日斜に還り、妻子団樂して歎び語る……」といい、蔽日生は「夜の家庭」で、実行し

てほしいことは「第一、子女をして夜遊の悪習に陥らしめざる事、第二外泊外宿などの弊風に染ましめざる事」と今も変わらぬお説教が続きます。また白雲生は「女教師を論ず」の中では、「妙齡の女子を教育す学校の教えが、口舌言語の学習に流れて、躬行貞静の練磨に乏しきは、見る毎、聞く回、遺憾の思ひを為さずんばあらず」として、女子の教育は老年の良教師に委託せよと説かれると、私たちは明治の近代化を理解するのにとまどわされてしまいます。いわば蘇峰の建前的な平民的理想は女性論として具体化しようとする、進歩的改良論にはなりえていない感が残ってしまいます。

第二号の論説「新日本の地盤」Ⅱ「其一 新家庭」は当時の結婚、離婚の様子が今と変わらぬ姿を描きだして、考えなければなりません。「吾人は日本の家庭に於て其組織上に一大欠点あるを認むること久矣。一夫一婦偕老の約成て斯に家庭を生ず、男女室に居るは家庭の始なり。然るに日本の家庭は奮家庭を以て、其宜く成るべき新家庭を吞併し、兒女の婚嫁をして他の家庭に没入せらるる手続きたらしむ。」と一〇〇年前に蘇峰は結婚の定義づけをしています。

同志社大学人文科学研究所編『民友社』(雄山社)に坂本武人「民友社の婦人・家庭論」があり、「家庭雜誌」についての分析も詳しく載っています。その論文は、初期、中期、後期に分けることができ、「初期において平民主義的姿勢を強力に打ち出したのであるが、中期、日清戦争の勃発と共に、次第に国家主義的色彩を強くして行き、遂にその主張のうちに、家庭の、あるいは個人の独立、自治をあえて国家の、あるいは社会のために犠牲にすべきとする論調が紙面を賑わすに至った」後期には「次第に通俗的なものとなり、新しさと訴求力を欠くようになる」とあります。

この「家庭雜誌」前後の蘇峰の残した書簡一通が水俣市にあります。婦人会の深水為子と東硯子に宛てた、一八八七年(明治二〇年)一月九日付けの書簡に「……天下国家の事に至りて男子而已打任せ婦人達是如何に日本国か成行とも、平氣にて向岸の火事同様に只只すまして眺め被下ては決して決して一國の進歩は覚束なきことと存申候、」とあります。女性も天下国家をかんがえよというのは遅れてきた「民権派」といわれる片鱗がうかがえます。実際に水俣婦人会は一八八六年(明治一九年)には結成されていて、その呼び掛けも「予の発議にて出て来たもの」と「愛郷望郷」(昭和四年)に蘇峰は書いています。一九三三年(昭和八年)三月二四日付けのもう一通には「水俣が」最近物質上長足ノ進歩ヲ来シ工業地トシテ將タ商業地トシテ其ノ面目ヲ一新シタルコトハ寃ニ祝着ノ至リテアリマス。ケレトモ此ノ物質的進歩ニハ必ラス精神的心靈的ノ進歩ヲ以テ調節スル必要カアリマス。ソレヲ成就スハ専ラ水俣婦人会ノ方々ノ責任ト申サネバナリマセヌ。……」と、要するに工業地として発展する水俣では、女は精神的にも進歩して時代に沿うようにあれ、それは婦人会の責任である、といっているのです。

「家庭雜誌」第四五号の「文世」の欄に横井小楠夫人の死を悼む、蘆花の「叔母横井つせ子」があり、蘇峰を育てた矢島家「四賢夫人」をはじめ姉音羽子、初子たちの消息もあちこちにみえています。母久子やつせ子が熊本洋学校に娘「みや子」を入学せしめむとす。内外異論囂し。つせ子顧みず、吾母上と計つてみや子及び姉君はつ子を就学せしむ。是れ熊本に於て婦人の特に学を修む嚆矢なり」とあります。これによっても母久子と叔母つせ子が蘇峰の「家庭雜誌」の教育記事を越えていることを読み取ることができます。

バッハオーフェン学者 布村一夫先生

『母権論』研究のあゆみをお聞きして

緒方 和子

この稿は先生からご研究のあゆみをお聞きしてまとめたものです。私たちは家族史研究会で一九七〇年からバッハオーフェンの『母権論』について、そのころの熊本女子大学教授布村一夫先生から講義を受けておりました。バッハオーフェンについての解説を、いつも新しい驚きと好奇心でおききました。

『女性史研究』第一集が刊行されたのは、一九七五年二月でしたが、その第三集、一九七六年二月では、井上五郎氏による『母権論・序説』が邦訳されました。この邦訳は布村先生のおすすりによるものですが、このとき先生は「ギリシアの女神たち」という論文をおかきになりました。この論文と「原始・母性は月であった」(『教育国語』七三、一九八三年)とがまとめられて、「女性史双書第一」として、『原始・母性は月であった』が一九八六年に一冊となりました。この本はフランス装丁の大変きれいな本です。このようなギリシアの女神についてのご研究は、このたびの共著『母権論解説』一九九二年のなかの論文「梟の女神アテーナー」へとつづいています。

そして『女性史研究』第六集と第九集で、M・コスヴェンによる『母権論』解説Ⅰ・Ⅱを邦訳されていますが、これほどすぐれた『母権論』の解説は外にないかと評価されています。このコスヴェン解説はその著作『母権制』一九四八年にふくまれているものです。さらに井上五郎氏が、『第二二集、第一三集、第一五集』に『母権論』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとして

邦訳されましたが、これも布村先生がよくすすめられたからとのことです。なお先生はバッハオーフェンがモルガンにあてた五つの手紙が残っていて、二人の間に親交があったことを述べています。一八七八年五月一日づけの第一の手紙には寄贈された『古代社会』に対する謝意が述べられているとのことです。このあと二人の間の学問的な通信が続けられています。バッハオーフェンを神秘主義者とするよりもむしろ進化論者とみるべき証拠がこの手紙によってわかるこのことです。このモルガンにあてた第一の手紙は『母権論』刊行一〇〇年を記念して、一九六一年一〇月の「歴史評論」に邦訳、発表されました。そのご布村先生のご労作『モルガン「古代社会」資料』一九七七年のなかで「モルガン・バッハオーフェン往復書簡」としてバッハオーフェンの手紙五通、モルガンの手紙七通が邦訳されました。これは実に大変な資料です。モルガンへの手紙五通は、ヴィンニコフ編『モルガン遺文集』一九三五年で公表されましたが、この時はモルガンのバッハオーフェンへの手紙七通の所在を御存知なかったとのことです。だが、この七通は『バッハオーフェン全集』第一〇巻、一九六七年に掲載されたので一九七七年に布村先生が邦訳して公表することができたとのことです。

三〇年前からバッハオーフェン研究の成果を發表されている素晴らしい先生の講義を、熊本の地で頂く幸せを私達は感謝しております。

バッハオーフェンの『古代書簡』と

『母権論』第二回編集―Ⅶ―

ヨハネス・デールマン

訳・石塚正英

8 (の上)

バッハオーフェンは、一八八〇年一〇月二十九日に、印刷したての巻を二部、モルガンおよびワシントンのスミソニアン協会にあてて郵送し、モルガンには同日付の添え状でもって自分の意図を打ち明けたのだが、その折には既に第二巻に着手していたし、新たな大胆な計画を実行に移し始めていた。以来かれは、もはやアヴンクラート(『母方オジ権』)にとどまらないで、全体を問題にしようとする。すなわち次に続く書簡、続巻が全体的叙述に寄与するとされていたのであり、婚姻と家族の、いやその上さらには社会体制を含む包括的な発展史が考えられていた。一八六九年一月『母権論』第二回編集をすることに決心した時、バッハオーフェンは新開地の前に立っていたのではあるが、成し遂げられるべき仕事の範囲については、おそらく殆ど予想していなかった。一一年間にわたって間断なき努力を重ねてきた今となって、かれは、民族誌的な事実の、類なき量の資料を自由に使いこなし、アングロ・アメリカの偉大なる社会学者たちと知り合い、同時代の研究に習熟していたのである。いまや断行しうる時であった。

一八八〇年一〇月からバッハオーフェンが『古代書簡』の統刊起草に没頭し始めたのがわかる。その起草は、かれが一年間にわたってその仕事を続け、遠大な計画の完成を遂行するのにおおかた差し障りないものだった。一八八一年一〇月までに一五通の書簡が起草され

た。それは第二巻のちょうど半分ではあったが、しかし基礎となっている考えを認識するには十分なものであった。モルガン、ホルヌング、それからコーラーあて書簡中に読まれる若干の意見表明が、全体像の欠を補ってくれる。しかしその後突然、その糸が途切れる。第一巻に対する理解のいかない黙殺のせいで苦しい失望をあげたバッハオーフェンは、そっけなく決心して、この著作を未完のまま脇へ置いた。そしてためらいもなく、新たな著作『ローマの墳墓燈』にとりかかった。遠大な計画の方はけっきょく完遂されたものではあるが、しかし――A・ジロー・トゥーロンによってであった。すなわち、一八八四年『婚姻と家族の起原』という書名でジローの著作が刊行されたのであり、それは、その都度必要な変更を加えつつも既に一〇年前に一度告知してあったものの繰返しだった。それでもなお『古代書簡』第二巻は、のちにJ・コーラーの感激で勇気づけられるという影響下で出来上がった。むろん計画と構成においてすっかり様変わりはしていた。だがその点はあと回しにして、まずは一八八〇年の計画について説明することとする。

作業は迅速に進んだ。バッハオーフェンは創造力あふるる心持ちにあった。そのことは、書簡最初部の血湧き肉おどる文体でわかる。体裁のことではもはや苦心するに及ばなかった。それは第一巻であてがわれており、今回もそれが用いられる。すなわち、架空の「親愛なる」

ないし「尊敬する友」へあてた『書簡』が続けられることとなったのである。とはいえこの融通のきく、わずらわしくない体裁は、長年にわたる創作活動の過程に、ことのほか適したものだ。比較の視点が維持され、とりわけアメリカとオーストラリアとにまで比較考察が拡張された。第一巻と同様、第二巻でも三〇通の書簡が含まれることとなった。各テーマについて特定の章数が立案され、最初から番号付けされた。厳格な規律に従うという一つの試みであるが、かれは少しあとで、同じようにしてこれを『ローマの墳墓燈』でも企てた。

第二巻はアヴンクラートに関する五通のシリーズで始まっている。したがって、第一巻との連結が維持されたのである。一八八〇年一月に第三一簡「パラス・ラマの母殺し」がまとめられ、翌一月に第三二簡「サンガラ神話における父家族に対するオジ家族の歴史的關係」がまとめられているが、両稿では母殺しのモチーフと、母系から父系への、オジ家族から父家族への過渡の観念がいま一度取り上げられている。また変更が加えられていて、発展の哲学的原理が最初に立てられている。これを背景としてバツハオーフェンは、同年さらに三通の書簡において、まったく新たな観点のもとにアヴンクラートを論じた。かれは、母方オジに関する(Stavunculus)系譜の問題を比較研究において展開し、この最古の系譜的体系とその観念、その起原も詳細に論じた。avus と avunculus および nepos なる語の言語史的研究は有機的に結びついており、また最古の親族観念は神話だけでなく言語においてもまた証明されねばならないとの根本思想にも相応している。バツハオーフェンは、以前は他の同時代人同様、成立してまもない比較言語学を整葺していたものではあるが、そうこうするうちに白らの立脚点を根本から変更することになった。すなわち、いまやかれ

は、ゲオルグ・クルティウスとフランツ・ビュッヒエラーについて学び、A・クーン、Th・ベンファイ、そしてA・ウエーバーを研究した。この信念の著しい変化は何によって惹き起こされたのか。ジュネーヴの天才的な言語学者F・ド・ソシュールと親交があり、比較言語学の成果に対して絶えず考慮を払っていたジロー・トゥーロンを想起するならば、われわれはたしかに思い違いをしていないのである。その上また親族名称法およびこの学問への高い評価をもって、たしかにモルガンの影響も付け加わる。

一八八一年一月、バツハオーフェンは(第四〇—第四五の)六通の書簡のシリーズに着手した。それらは婚姻の発達史を論じたものであるが、ついでに原始社会の全問題点が話題になった。それとともに、アヴンクラートのみに限定するわけにはいかなかった。全体的叙述への思い切った決心が明らかとなり、一八八〇年一月の大がかりな計画が今やはっきりとした形をとるに至った。草稿の論題は以下のようである。(第四〇簡)「人類の動物的起点——初期のホルド生活。無拘束のプロミスキテート」。——(第四一簡)「人類の動物的起点——集団婚。南インドのトダ族およびカエサル」ガリア戦記」第五章第一四節にみられるブリタニー族のばあい」。——(第四二簡)「オーストラリア・カミラロイ族の集団婚——ホルド原理と階級区分。氏族の端緒——キング・ジョージ河口付近」。——(第四三簡)「或るアラブ族の親族法に関するストラボンの報告」。——(第四四簡)「ストラボンに読まれる仮説との比較におけるインドの伝説にみられるプロミスキテートの没落——原住民。パンドウイーデンの立場。スヴェタケツ。ヴェナ。ヴィンディヤベルゲ。ニョーガ」。——(第四五簡)「スヴェタケツの伝説にみられるプロミスキテートおよび王都ナーラの没落」。

一八八一年の聖金曜日(復活祭直前の金曜日)でキリスト受難日(バツハオーフェンは欠けている第三六―第三九簡を充たそうと思つた。この欠損はたんに番号付け上のことだけでなく、のちに示されるように、体系の概要上、著作の構成上そうなのである。四月と五月に、「ローマのマーター・マトゥータ神崇拜とギリシアの(イノ)ロイコテア神崇拜における親族考察」に関する包括的な論文が、三篇の書簡として出来あがった。既に先行しているアヴンクラートに関する研究との結びつきは当然にして整合的である。「十二分に尊敬する友へ。わたしは姉妹の息子および母の兄弟について研究中です。いまや母の姉妹に注目しようではありませんか。ローマの術語では、それは特別の名称で特徴づけております。アヴンクルス(母方オジ)にマテルテラ(母方オバ)が並んで立ちます。太古にあってこれらの親族名称には、いかなる内実が与えられていたのでしょうか。姉妹の子供がアヴンクルスのことを自分の父、祖先と認め、後者が前者を自分の息子と認めたならば、それと並んで母の姉妹との関係はどのような形をとるでしょうか。この問題は或る一つのマトゥータ女神礼拝で解決されます。この礼拝においてイタリヤ最古の土着諸部族は、上述の親族関係に関するこれらの解釈をまとめ、後世に伝えているのです」。第一に母の兄弟、そして今や母の姉妹、したがってこれが研究の歩みなのである。アヴンクルス(母方オジ)は原始に帰せられたが、今や同様にマテルテラ(母方オバ)もまたそうされたのである。「われわれの前に一部族が姿を現わす。その部族の起原は原母(Urnutter)に帰せられるのであって、原父(Urvater)にでなく、また両力の結合に帰せられるのではない。女系以外のいかなる血統も尊重されず、したがって民族の根幹は妻のところで認められるのである。母の血による共同性はこの

部族を一つの全体へと結び合わせるのだが、その全体において、各成員のあらゆる個性は埋没している……。未だ個人的な母は存在せず、ただ母たちの類別があるだけであり、産みの母親の子というものは存在せず、ただ息子たち、娘たちの類別があるだけである。さらには、個人的な姉妹や兄弟は存在せず、ただ姉妹の階級と兄弟の階級とがあるだけである。血族集団総体の構成はこうしたわずかばかりの原初的親族概念にもとづいている」。にもかかわらずバツハオーフェンは、六月に、この稿を捨て、半分に切り詰め、親族名称法から最古の親族概念を導き出す試みを付け加えたのだ。新たな稿は類別制親族名称体系に関する四書簡の第一のものである。それらは最初「母の姉妹」という主題であったが、のちには「類別原理」と変えられた。そのうち(第三六簡)は「古典諸民族の類別原理」で、(第三七簡)は「アメリカ原住諸部族の諸親族名称体系にみられる類別原理」である——(第三八簡)は「アジアの諸親族名称体系にみられる階級原理(A)——ドラヴィダおよび北インドの体系」である。——そして(第三九簡)は「アジアの諸親族名称体系にみられる類別原理(B)——若干の非アーリア原初部族」である。

要するに、神話および比較言語の研究と並んで親族名称諸体系が、最古の親族観念および社会組織の起原と発展とに対する証明としてあらわれたのである。モルガンへの依拠は明白であるが、バツハオーフェンもまたここでいっそう深く諸事情に精通するところまで至っている。第二一から第三五書簡までとうまく調和しつつ、これらの四つの草稿(第三六―三九簡)は、バツハオーフェンの原則「第一に現象諸形態、次に諸原因」に従って、集団婚に関する統簡にうまく先行している。なぜならバツハオーフェンはモルガンとともに、親族名称体

系は婚姻形態と家族形態とから生み出されたとの見解を主張しているからである。

遺された文書類を見れば、かれはおそらく一八八一年一〇月までこれらの草稿群に従事していたことが明らかである。その後については、文書類は何も語っていない。パッハオーフェンは先の見込みが大いにある企てを中止して、『ローマの墳墓燈』の仕事に精力的に着手した。かれはまる一年のあいだ辛抱強く、好意的な反響を望み、待ち続けた。ローマの氏族制度に関する熟慮された所見が記されている一八八一年一月四日付モルガンあて書簡は、依然にぶつていない創作力と仕事の喜びとを放っている。その年の中頃、かれは原始の探究に引きつけられる。「わたしは、しばしば身をわくわくさせるような実際的な関心事を見つけました」と、七月七日付ホルヌングあての或る書簡に記されている。ほどなく生じる中止に注意を向けさせるものは何もなかったが、それでも既に苦痛の訴えは大きくなっている。「一日働いてもけつて名を呼ばれない、そこにはただ苦痛だけがある」。かれは好意的な反響を、何にも左右されない理解に満ちた批評を、待ちに待った。しかし無駄だった！ 再度の失敗が日増しにはつきりとしてきて、八月にはそれが歴然としたのである。パッハオーフェンは一八八一年一〇月二三日付コーラーあて書簡でも依然として「続いて出る諸分冊」を話題にし、その中で同時に、『パッハオーフェンがコーラーに』送付した著作『タナクウィル（伝説）』と『古代書簡』（第一巻）への（コーラーによる）短評は当該諸研究をさらに出版するようかれに勇気を起こさせるだろうと述べている。しかしながらその短評はあまりにも遅れてしまい、発表されたのは二年後によく『比較法雑誌』第四巻で）のことであった。その間にパッハオーフェンはあきら

めの境地に達してしまつたのである。

原註

(267) 書簡中の最も重要な箇所については本書五七五頁の注3（訳では原註203）参照。

(268) 一八八一年一〇月三日付のJ・コーラーあて書簡においてもなおパッハオーフェンは、こう書き送っている。「古代書簡は、わずかな例外を除いて親族概念の歴史に関連しておりますし、続いて出る諸分冊（一）の中では、その対象にとって依然として重要な資料が収録され解説されます」。

(269) このことは、就中、既に言及済みの一八八〇年一〇月二九日付モルガンあて書簡（本書五七五頁注3）（訳では原註203）から明らかである。また、一八八一年一月四日付モルガンあて書簡で、パッハオーフェンは既に問題全体に対して十分に態度を決めており（本書五九三頁参照）、一八八一年の或る草稿（本書五九一頁）ではたしかに氏族の起原が説明されている。

(270) 本書の注で既述済みのモルガンあて、コーラーあて書簡のほかに、さらに一八八一年六月六日付ホルヌングあて書簡も挙げられる。それについては本書五九三頁をみよ。

(271) 『パッハオーフェン全集』第七巻所収のモイリ（解説）五一五頁、五二一頁、それから五九二―五九三頁をみよ。

(272) 本書、五六〇頁以下および五七七一頁をみよ。

(273) 『全集』第七巻、モイリ（解説）、五二四―五二五頁をみよ。

(274) 遺稿二二七。

(275) 遺稿二二八。

- (276) 第一巻の第三―第九書簡、本書三七頁以降。
- (277) 遺稿一三九、パッハオーフェンによって第三書簡と表された。第三四と第三五にあたる書簡は、遺稿中には遺されていない。しかしその内容は別の断片類から推論される。
- (278) 本書五八二頁、注1をみよ。
- (279) 従って第三六―第三九書簡は差当り棚上げにされる。本書五九一頁をみよ。
- (280) この草稿は遺っていない。しかしそれがかつて存在したことおよびその論議は、次の第四一書簡(遺稿一三二)から推測される。
- (281) 遺稿一三一、一八八一年一月五日付。本書四五〇頁以下で初めて公表される。六〇〇頁注6(本訳文では原註34)をみよ。
- (282) 遺稿一四四、一八八一年一月二六日付。本書四五七頁以下で初めて公表される。六〇〇頁注6(本訳文では原註34)をみよ。
- (283) 遺稿一四五、本書四六七頁以下で初めて公表される。六〇〇頁注6(本訳文では原註34)をみよ。
- (284) 遺稿一三二。
- (285) 遺稿一三三。
- (286) 遺稿一五二。
- (287) 遺稿一五二、A一頁。
- (288) 遺稿一五二、C一八頁以下。また本書五九三頁の一八八一年六月七日付ホルヌングあて書簡をみよ。
- (289) 遺稿一五六、マテルテラ(母方オバ)の語原、二二D―三三A。またアマタ(父方姉妹)については、二三D―二四A。コンソプリニ(従兄弟)、コンソプリネ(従姉妹)については、二四D―二五A。ソプリニ(従兄弟)については、一五D―一六D。
- (290) 遺稿一五六、一八八一年六月付。一八八一年一月四日付モルガンあて書簡をみよ。
- (291) 遺稿一四三、一八八一年八月一日付。
- (292) 遺稿一二九。
- (293) 遺稿一三〇。
- (294) 第一巻でもまた、第一にアウンクラートの叙述、次に諸原因に関する問題となっている。本書五八三頁、次頁をみよ。
- (295) 遺稿中にある残りの六草稿は後代のもので、それらに関しては本書五九頁以下で取りあげられている。
- (296) 本書五八九頁、注2(本訳文では註296)をみよ。パッハオーフェンとモルガンは、ローマの氏族に関して再三にわたって楽しく意見交換をしている。例えば一八七八年二月一七日付パッハオーフェンあてモルガン書簡、一八七九年二月二四日付モルガンあてパッハオーフェン書簡。ここでパッハオーフェンは明らかに抜きん出ており、また、問題はモルガンが『古代社会』で試みようとした程には単純に解決されないとの主張は、まったく正しい。
- (297) 六月にパッハオーフェンは「古典諸民族の類別原理」草稿を書いた。本書五九二頁をみよ。それは、かれがホルヌングに書いた内容と一致している。「以前わたしは、母系家族に基づいて確立された人間状態の光景を描こうとばかりしていました。しかし今では、それを細部にわたり完全なものとするばかりでなく、もっと過去に遡る道筋を準備し、母系家族に先立つ人類の様子を描写しようとしております。以前は未開(Darbaitie)についてでしたが、今では野蛮(Sauvagie)について、すなわち個々の母親という觀念のない母性、すべてで母親の二類別という母性(Ca maternité)今後のわたしの『書簡』はこの主題に入っていく

でしよう」(『原文フランス語』。一八八〇年一月二十九日モルガンあて書簡中で氏族制度に、したがってある程度発展した後代の一段階に取り組むとの意向が述べられている。よって、今やかれの研究は最古の野蛮時代に捧げられており、従来の研究範囲を越えて出ているのである。

(298) それについては、『全集』第七巻、五三三頁のモイリ(『解説文』をみよ。本書五八六頁をみよ。

(299) 本書五八六頁をみよ。

(300) 本書五八九頁、注一(本訳文では原註298)をみよ。

(301) 一八八三年五月六日コーラーあて書簡。「わたしは世捨て人として次のことを感じております。わたしの考察・研究方法の原則は一切の承認を得られず、またわたしの着想の内容とその展開過程、それから地上の様ざまな民族のもので採り集めた補助手段とともに、学術的には認められた枠組と形式とは相容れないのだと……。数年来この世捨ての気持ちが高深まるにつれそれだけ、あなたから頂戴する承認はいまやますますわたしに活気を与えてくれます。ですからわたしは今後、蒐集した資料——その資料は、たとえいかに包括的であろうとも、さらなる活用をするつもりはまったくございませんでしたが——を用いて個々の論文の発表を続けていく所存です」。

〈訳者あとがき〉

本論文は Johannes Dornann, Bachofens' Antiquarische Briefe und die Zweite Bearbeitung des 'Mutterrechts' in Johann Jakob Bachofens Gesammelte Werke, 8er Band, Antiquarische Briefe, Schwabe & Co Verlag Basel/Stuttgart, 1966, SS.523-602. のうち SS.588-593 の部分を訳したものである。SS.523-587 は既に本誌第二一—二六集にて発表済みであり、後続部分は次号で発表する予定である。前号の〈訳者あとがき〉では、今号をもって本論文はすべて訳さ

れることになるとしたのだが、訳者のかかえる諸々の事情から約束違反となってしまう。深くおわびする。なお、今回も、前回同様フランス語文については大澤明氏に下訳をお願いし、それに対しわたくしの責任において、二、三訳語の変更をした。大澤氏には重ねて御礼申しあげたい。

石塚正英氏の諸論文を紹介します

1. 法定寺石佛群のフェティシユ的性格
——首無地蔵は何故遺ったか——
〔史正〕二二号 一九九二年一〇月
 2. 神佛虐待儀礼の発生根拠を問う
——事例の紹介を兼ねて——
〔高志路〕三〇五号 一九九二年一月
 3. 庚申信仰とフェティシズム
〔日本の石佛〕六四号 一九九二年二月
- なお、著作『フェティシズムの信仰圏』が、世界書院から近刊される予定とのことです。

一九世紀後半のロマン主義と進化主義（補訂稿）

『母権論』と『古代社会』と

布村 一夫

(1)

モルガンはその『古代社会』一八七七年のなかで、バツハオーフェン『母権論』一八六一年から、いくつかの引用をおこなっている。これについては、共著『母権論解読』一九九二年のなかの拙論「梟の女神アテーナー・アッティカ四部族における母権」のなかで、くわしくかいた。モルガンはついでながらに、あるいは偶然に、『母権論』を引用したのではないのである。

(1)モルガンが『母権論』をよんだのは、一八七二年以降とされる。それは『バツハオーフェン全集』の第八巻五五一頁に指示されている。

(2)そしてモルガンがバツハオーフェンに、最初の手紙をかいたのは、一八七四年二月二十五日づけである。これによってモルガンが『母権論』をよばや所感していることがわかる。これへのきっかけは、E・クルティウス『ギリシア史』イギリス語訳、一八七一年、第一巻をよんだことである。この本をモルガンが何年によんだかはあきらかでない。

(3)おそらくは一八七四年中に、モルガンがさきのバツハオーフェンへの手紙をかくまえに、ホルト出版社のヘンリー・ホルトから、『人類の血族と姻族の諸名称体系』一八七一年の改訂版をだすようにとすすめられている。どのような内容の改訂版なのかはわからないが、この出版のすめをうけたときには、モルガンはもはや『母権論』をよんでいたにちがいない。

これが改訂版（としての『古代社会』）をかく決意をさせたのではないかと、おもわせるのである。この臆測は、つぎのようにうらづけられる。

(a)モルガンは一八五七年のモントリオールでひらかれたアメリカ科学振興協会の会合で、「イロクォイ族の出自の諸基準」を報告した。彼は一八五一年に最初の著書『イロクォイ族の連盟』を出版し、そのあとインディアン研究をやめたが、一八五七年報告は、研究の再開をしるしづけるようであるが、そうではないのである。だが、この報告は、『イロクォイ族の連盟』でか

かれた母系出自は、イロクオイ族に特有なものではなくて、地球的規模で、多くのおくれた民族にひろく存在することをしめすものであった。しかもここでモルガンは、歴史的にも、小アジアのリュキア人において母系出自がみられたとして、ヘーロドトス『歴史』第一巻第一七三節をしめしているのである。

これはモルガンがイロクオイ族の研究をやめたとはいえ、さまざまな民族誌や歴史書をよんでいたことをしめしている。このヘーロドトス引用は、『古代社会』でもくりかえされるのは、あたりまえのこととなるのである。

(b) くしくも、そのまえの一八五六年に、バツハオーフェンはシュトゥットガルトでの学会で、「女権について」を報告した。これについても、さきの拙論で、くわしく考証した。この報告「女権について」が『母権論』第一章「リュキア人」のもとになっている。『母権論』はまさにリュキア人から書きはじめられているのである。

まさしくおなじところに、まさしくおなじリュキア人が、モルガンによってもバツハオーフェンによっても、とりあげられた。まさしく奇跡的であるともいえる。

(c) とにかくモルガンが、『母権論』でのリュキア人、その母系出自をしたのは、一八七一年のヨーロッパ旅行からかえったあとのことである。一年にあまる旅行で、モルガンがなにをえたかについては、なんだかかいたが、とくにパリ・コミュニケーションをめぐってのモルガンの日記記事はすごいものである。

このようなヨーロッパ旅行から、一八七一年八月にアメリカにかえったモルガンは、そのあとになにをしたかである。

しかもこのモルガンは、一八五八年にオジブワ族の親族名称のあり方がイロクオイ族のそれとおなじであることを知ったあと、世界の多くの民族における親族名称（幕末日本人のそれをふくめて）をあつめ、整理し、そこからみちびきだしたものをまとめた大冊の『人類の血族と姻族の諸名称体系』一八七一年を出版したばかりのモルガンなのである。この一八七一年は彼にとってはすばらしい年であった。特異な民族誌的研究をなしとげて、功成り名をとげた年ともいえる。

このモルガンはここでとどまってもよかったかもしれない。だが彼はとどまらなかった。イロクオイ族の民族誌と世界の諸民族の親族名称の研究をおえた彼は、民族的諸制度の研究を民族学という学問にまでたかめる仕事に、とりかからねばならなくさせられてきたのである。

これを図示する。

- 一八五一年 『イロクォイ族の連盟』 刊行
- 一八五七年 モントリオール報告
- 一八五八年 オジブワ族の
親族名称を知る (親族名称の研究)
- 一八七一年 『諸名称体系』 刊行 (氏族・母系出自の研究)
- 一八七二年 『母権論』を知る
- 一八七四年 バッハオーフェンへの最初の手紙
- 一八七七年 『古代社会』 刊行

ヘンリー・ホルトから出版をすすめられたモルガンは、つぎの年の一八七五年には、未公表の「時代区分の表」をつくっている。これは『古代社会』のはじめの第一篇のもとになった。しかもこの表での家族発展の三段階は、『諸名称体系』一八七一年での三段階をあらためたものであり、『古代社会』でのそれとおなじものである。

つぎの一八七六年に彼は論文「モンテスマの正餐」をかく。ここでメキシコ帝国とかメキシコ王国とかいわれているもの基底にあるアステカ族の原始的な諸社会組織として氏族的諸制度を論ずる。モルガンはここで、アステカ連合体をみいだした。これはまちがいであると、いまでは正しく批判されているとしても、階級社会にあったアステカ族社会の歴史をとくために、氏族的諸制度をあきらかにしなければならぬことはあきらかである。

このようなモルガンの研究は、古典古代ギリシア・ローマにみられる氏族的諸制度の残存からの原始的氏族的諸制度についての解明につながっている。

(1) この一八五七年報告は、『アメリカ科学振興協会紀要』XI、一八五七年、一三二—一四八頁に印刷されたが、その一四五頁によまれる。

(2) 「民族学者モルガンの近代批判——パリ・コンミュニオンをめぐる——」『季報唯物論研究』四二、一九九二年六月をみよ。

(2)

(1)『母権論・序説』はこれまでに四たびも邦訳された。これらのうちのはじめの三つの邦訳文の対比の一端が、このたびの共著『母権論解説』のなかの拙論でおこなわれた。そうじて第二回目の邦訳である井上五郎訳がすぐれている。それは『女性史研究』三、一九七六年に発表されたが、おしくも単行本になっていない。

一九八九年刊の吉原達也訳『母権論序説』は、よみややすくするための配慮がみられる。そのうえに、①訳注②参考文献③パッハオーフェン年譜がつけられているのはうれしい。ここではさきの井上訳、戦前の富野訳が参照されている。このあとの四度目の邦訳が、岡・河上監訳『母権論』の第一巻一九九一年によまれる。

(2)パッハオーフェン『自叙伝』(一八五四年にかかれたもの)といわれるものは、富野訳と吉原訳でよまれる。富野訳『母権論』は、「序説」と「自叙伝」との訳であることを、念のために記す。そして吉原訳のさいごの「過日ラガツのお屋敷で」うんぬんであるが、これはいまの Bad Ragaz での in Hofe すなわちラガツ温泉地の館あるいは旅館である保養施設でのことであると、すでに指摘しておいた。

一八五四年の『自叙伝』から一八五六年のシュトゥットガルト報告「女権について」へ、そして一八六一年の『母権論』までのあゆみのなかで、彼のロマン主義的な夢想とむすびついた彼の法学研究は、古典古代の法のまえにあるものを原始の慣習法とさせたのである。

(3)さきにモルガンが一八五七年に、ヘーロドトスをしめしたとしたが、古原訳本では、「ヘロドトス(前四八四―四二五年頃、ギリシアの歴史家) 〱『歴史』巻一・一七三〱によれば」とかかれている。⁽²⁾これは『序説』のはじめの部分にかかっているのであるが、()と〱と〱とは、訳者による。しかも引用文のすべてが邦訳されている。⁽³⁾そのうえに、『母権論』本論全集版第二巻八五頁(注一)を参照とある。きわめて親切である。

『パッハオーフェン全集』の第二巻と第三巻とは、『母権論』がおさめられている。これが『母権論』第三版とされている。その第二版は、一八九七年の未亡人による復刻本であり、その未亡人による覚書は、「史学史の窓」第九、第一〇集をみよ。二冊本である第三版の『母権論』のうちの第一分冊すなわち『全集』第二巻の八五頁注一は、岡・河上監訳『母権論』第一巻の六一頁によまれる文にほどこされたものである。

くわしくいうと、『母権論』の第一章ともいえる「リュキア」章のなかの第一節には、『母権論』第三版の編者によると、「リュキアの母権制に関する証言の概要」（監訳本による）とのみだしがつけられているが、この第一節の冒頭の「母権に関する研究はいずれも、リュキア民族(原注1)をその出発点としなければならない」にみられる原注(1)が、さきの『母権論』第三版の八五頁注一なのであり、監訳本第一巻、六一頁にみられる注一なのである。監訳本六一頁の右下に「八五」とあるのが、『母権論』第三版の第一分冊の八五頁をしめしている。したがって吉原訳での訳注は、このたびの監訳本によっておぎなわれる。

(4) ちなみに井上訳でのさきの冒頭の一文をしめしておきたい。

「母権に関するあらゆる研究は、リュキア民族から出発しなければならぬ」⁽⁴⁾。

そして井上貴美子訳「バッハオーフェン『母権論』の目次」では、いわゆる第一章は「リュキア人」であり、第一節は「リュキアの母権についての証言の総括」である。これらでの「母権」も「総括」も直訳であるとしても、このまじいとしたい。すすんでここで、井上訳、吉原訳、監訳を対比する一例をしめしておきたい。このような作業がなされるべきときにきているのである。

(x) 「母権の存在と内的特質とについて証言しているあらゆる報告のうちで、リュキア民族に関するものが最もはっきりしており、最も価値のあるものである」⁽⁵⁾。

(y) 「母権制の存在とその内的特質を伝えるすべての記録のなかでリュキア民族（小アジアの古代民族）にかんする記録が最も明確でかつ重要である」⁽⁶⁾。

(z) 「母権制の存在とその内的特質を伝えているすべての記録のうちで、リュキア民族にかかわるものがもっとも明確で貴重なものである」⁽⁷⁾。

(z) は(y)の手なおしらしくもうけとめられるが、どのようにうけとるかは読者の自由であるとしても、学術書は一応のところは直訳的であるのがこのまじいようである。

ともかくにも『母権論』でははじめの一〇節にわたってのリュキア人——リュキア民族についての論述に、モルガンはおどろいたが、みずからの認識とおなじことを、バッハオーフェンがかいているのに、よろこびをもったにちがいない。これがモルガンをして、ギリシア史の勉強をふかめさせることとなってきたのである。

この成果が、とりあえずは『古代社会』第二編の第八章によまれる。

(イ)「未開時代の下層状態にあらわれたイロクオイ族とその上層状態にあらわれたギリシア氏族を並置させるとき、前者はその太古的形態、後者はその究極の形態という差はあるが、両者は同一の組織であるということを確認ざるをえないのである」⁽⁸⁾。未開時代の上層状態におけるギリシア氏族については、『古代社会』第二編第一四章においてかかれている。

(ロ)「未開時代の中層状態における彼らの歴史は、彼らの技術、制度、発明および言語上の改良の中にわずかに保存されたものをのぞけば、まったく失われている」。

(ハ)「彼らが未開時代の上層状態にはいつたときには、すくなくとも、ベラスゴイ部族およびギリシア部族にあっては、女系出自はまったく消えうせてはいなかったことは、ありうべきことと思われる」⁽⁹⁾。

原始ギリシア人の歴史では、未開の上層状態である英雄時代よりもまえは、わからないというのである。したがって父系出自にかわっていた氏族がとりあげられるが、母系出自がまったく消滅していったとはしない。

こうしてモルガンはいう。「ギリシアおよびラテンの氏族にあっては女系出自は古代にひろくおこなわれていたことを支持する推測が存在する。」そして「ギリシアおよびラテンの氏族における古代の出自が女系であったとの直接の証拠がない⁽¹⁰⁾」ことは、これを支持する推定をくつがえすものではない。

このような推理のもとで、モルガンはギリシア氏族、そこにおける母系出自をもとめた。これはパツハオーフェンによる母系出自の指示を、イロクオイ族での母系出自の現存、みずからの一八五七年報告でのリュキア人の母系出自についての指示にあわせて、氏族の母系出自として、民族学的に、歴史的にたしかめようとするものである(こうして『古代社会』では母系出自先行説がとられた)。

- (1) 『神話とマルクス』一九八九年、一八四頁。
- (2) 吉原達也訳『母権論序説』、七九頁。
- (3) 同上、一七三頁、訳注(3)。
- (4) 『女性史研究』二二、一九八一年、四六頁。
- (5) 同上、三、一九七六年、三頁。
- (6) 吉原達也訳『母権論序説』、七九頁。
- (7) 監訳『母権論』第一巻、二頁。

- (8) 青山訳『古代社会』(岩波文庫)、上巻、三二七頁。
 (9) 同上、下巻、一〇四—一〇五頁。
 (10) 同上、一〇七頁。

(3)

監訳本は『母権論』第三版を底本としているが、そのかぎりでの第三版のおわりに、すなわち『全集』第三巻のさいごに、つけられている編者カール・モイリによる「後書」を、訳者たちがよんでいるにちがいないのである。したがって吉原訳本につけられている上山安敏氏の「解説」と監訳本での河上倫逸氏の「まえがき」とを、モイリ「後書」(一〇一—一〇二八頁にかかっている)と対比されて、よまねねばならないようである。ちなみにモイリ「後書」は、丹後杏一氏による「カール・モイリによるバツハオーフェン『母権論』の解説」で紹介されていることをかきとめておかねばならない。

「後書」は三部にわけられているが、その第一部「バツハオーフェンの生涯」については、丹後氏は「カール・モイリによってえがかれたひとつのバツハオーフェン像」として紹介されているので、そのまえの解説は、第二部『母権論』の成立、本質と影響」の紹介である。はやばやとモイリ「後書」はしられているのである。

そこでは「最近の歴史民族学では、バツハオーフェンによって提起された乱婚制から母権制、そして父権制へ移行という一種の発展段階説が否定され、乱婚制、母権制は人類の発展史上決して普遍的なものではなかったということが、さまざまな個別制の実証的研究に基づいて立証されつつある。」³⁾とかがかかっているが、これは『全集』第三巻一一—三頁あたりで、モイリがかいているのものにとづく。モイリは母権に同感的でない。いますこしモイリにふれるならば、彼は非インド・ゲルマン母権説をとおり、モルガンの類別制諸親族名称体系をみとめていない。モイリは老バツハオーフェンによるオーストラリアの階級婚制度の研究がわかっておらず、つまりは反バツハオーフェン者ということになる。

これに反して、吉原氏の論文「バツハオーフェンの古代学—ムムゼン批判をめぐって—」はぜひともよまねばならないものである。そこではかかっている。

「ゲルラッハはバツハオーフェンの共著というかたちで刊行された『ローマ人の歴史』の意図はイタリア太古及びローマ王政期にかんするローマの伝承をニーブルの『ローマ史』によって確立された批判的方法から救済することであった。」⁴⁾

このニーブールの批判が、「その後のモムゼン批判へと直接的につながっていく」のであるが、ゲルラッハはバッハオーフェンに「決定的な影響」をあたえたのである。「バッハオーフェンが『大いなる発展』を『理性法則の現示における進歩』と同視し、各時代に『以前の法則を実現する』という独自の意味を与えるとき、むしろそれはサヴィニーというよりもむしろ彼の論敵ヘーゲルを想起させる。」との論述はすばらしい。これを「バッハオーフェンの歴史はローマ古典学説法をつきぬけて太古のローマに達する」とつなぐと、バッハオーフェンが古典古代ローマにおける父系出自のまえに、原始ローマにおける母系出自があるとした探求のみちすじが理解されるはずである。まさにここに合理主義者バッハオーフェンをみるべきである。彼のロマン主義はあこがれであり、法学と歴史学の勉強は進化主義を身につけさせている。

- E・G・デーヴィスはその著『第一の性』で、『母権論―序説』イギリス語訳から引用している。
- (a) The strictness of the patriarchal system points to an older system that had to be combated and suppressed.⁽⁷⁾

これはつぎのように邦訳されている。

- (b) 「父権体制の厳しさは、父権制がそれと闘って鎮圧せねばならなかったそれ以前の体制に向けられている。」⁽⁸⁾
 この箇所の井上訳をしめす。

- (c) 「ローマの父権制度は、それがもつ厳格なものによって、克服され除外されねばならなかったある先行制度を暗示している。」⁽⁹⁾

つぎは吉原訳である。

- (d) 「ローマの父性の体系が示す厳格さは、攻撃され排除されたはずの以前の体系を示唆する。」⁽¹⁰⁾
 そして監訳本から引用する。

- (e) 「ローマの父権の体系はきわめて厳格なものであったが、そのことによって制圧され排除されるべきより古い体系が存在していたことを示唆しているのである。」⁽¹¹⁾

五つの訳文をとりあげたが、patriarchal system とイギリス語訳されている Paternitäts-system を、わたしは「父性制度」と訳したい。これを父性すなわち父であることを確実にするための法律とみるならば、それは父系出自を強制する制度であるとみられないことはない。ローマ共和国いでローマ帝国の法律が、父系出自を規定し、強制したとしても、なおも母系出自

が残存していたとしてもおかしくない。この残存を視点にいれて、現存の父系出自の法からして、より古い時代である原始に、母系出自がひろく存在したと逆推する。このようなバッハオーフェンは父系出自を強制する父性制度が、それが厳格なものであったので、より古い制度としての母系出自を制圧し、排除しなければならなかったとかいたのであったとよみとりたい。

ここでも戦後の四つの訳文を対比して、私見をのべたことになるが、ここでのバッハオーフェンの記述を、ヴァルター・ベンヤミンはただしくうけとって、「法律研究と考古学研究は、古代の法を還元のできない究極の単位と見なすことを彼に禁じていたが⁽¹²⁾」と、その論考「ヨーハン・ヤーコブ・バッハオーフェン」でかいたかのである。もちろん考古学研究に法律研究が先行していることはまちがいない。

ついでながらにバッハオーフェンが反モムゼンであることは早くから知られていたことが、たとえば富野訳『白叙伝』ではよまれる。

「かくして、古代世界の偉大なる時代を、自分等の持つ小つぼけな頭脳に相応して、不敵にも永統的に地上に引き下げ得ると考へた愚かな人達（ニーブルやモムゼンの如き一訳者）は、一切のものを、雲霧の中に解消して了つたのである。⁽¹³⁾」

直訳されている「極北の人たち」が「愚かな人達」と訳され、「ニーブルやモムゼンの如き」との訳注がつけられているが、R・マンハイムによるイギリス語訳『神話、宗教、そして母権。バッハオーフェン選集』⁽¹⁴⁾一九六七年では、ニーブルやモムゼンをねらっているところある。富野氏はどこから得たかはわからないが、ここあたりはさきの吉原論文を参照してもらいたい。

- (1) 『熊本県高等学校社会科学科研究会、研究紀要』六、一九七七年。
- (2) 同上、四、一九七四年。
- (3) 同上、六、三八頁。
- (4) 『広島法学』一〇—四、一九八七年、一五三頁。
- (5) 同上、一八一頁。
- (6) 同上、一八二頁。
- (7) First Sex. p.133, なお一四八頁にも引用されているが、双方とも Myth, Religion, and Mother Right. p.75. と同じではない。
- (8) 日向あき子訳『ファースト・セックス』一七三頁。なお一九六頁にもみられるが、訳はことなる。

- (9) 『女性史研究』三、八頁。
- (10) 吉原達也訳『母権論序説』八九頁。
- (11) 監訳『母権論』第一巻、九頁。
- (12) 『みすず』三六八、一九九一年、二七頁。
- (13) 富野訳『母権論』五五頁。
- (14) Myth, Religion, and Mother Right. p.13.

(4)

たとえば監訳本では、つぎのようにかかれているのを、とりあげてみたい。

「自由な性交渉〔乱婚制〕⁽¹⁾」とあるが、これは『母権論』第三版、四九頁によまれる Hetarismus を「自由な性交渉」と邦訳し、「乱婚制」との訳注をつけたものとしてよい。わたしはすでに、「娼婦制」と戦前から邦訳されてきた Hetarismus を、「ヘテリスムス」と片仮名になおしておきたいとのべてきた。この「ヘテリスムス」が、老バツハオーフェンによって、「プロミスクイテート」とあらためられ、そのごの『古代書簡』二巻で、はっきりとうけいれられた。

だが、このヘテリスムスのプロミスクイテートへの改訂は、あきらかにモルガン『古代社会』での指摘によるものである。「いまや Heterism の新たな径路にその放埒さをあらわしたのである」とあるが、これにもとづいてエンゲルスは、「わたしもモルガンとともに、この意味でそれもちいるのである。」とかく。これは「ヘテリスムスとはギリシア人にとっては、……未婚または一夫一妻婚でくらしている男と未婚の女との性交を意味したのであり」とする意味である。モルガン・エンゲルスのいうヘテリスムスはバツハオーフェンのヘテリスムスとちがっている。

バツハオーフェンのいうヘテリスムスを「無拘束の性交」と邦訳したのであるが、これに「乱婚制」であると訳注がつけられるのは、『母権論』でのヘテリスムスが、『古代書簡』でのプロミスクイテートにかえられたのをうけいれての訳注であるとするならば、このことはまた、『全集』第八巻、一九六六年におさめられている『古代書簡』を、監訳本の訳者たちが参照していることをしめすのかもしれない。かりにそうであるならば、全集本の『古代書簡』におさめられているヨハネス・デルマンの解説もよまれているにちがいないのである。この仮定を否定してもよいが、とにかくこのデルマン解説は、石塚正英

氏によって、『女性史研究』に連続して訳出されていることを強調したい。それは同誌、二一、一九八六年ではじめられ、同誌、二六、一九九一年では第六回目の邦訳がよまれる。ながいあいだの努力に感謝したい。

このヘテリスムスとプロミスクイテートとにこだわるのは、女神アプロディーテーにつながるからである。『母権論』では「アプロディーテー的ヘテリスムス」とあるが、術語が改変されたので、これが「アプロディーテー的プロミスクイテート」となるのである。つまりアプロディーテーにモルガンのいう乱婚としてのプロミスキティが体现されているというのである。さらにいえば、ヘタイラとしてのアプロディーテーが、無拘束の性交をするアプロディーテーになるのである。これをたしめないのである、バッハオーフェンの術語であるヘテリスムスとプロミスクイテートとの意味が明確にならない。術語の内実をしらねばならないのである。

『古代社会』では、「氏族はこの神話が発達した時よりはるか以前にゼウス、ネプトゥーヌス、アレウス、アプロディーテーが人間の心中に考案される以前に――すでに実在したと思われる」⁽⁴⁾。ここでの女神アプロディーテーをふくめて、神がみのときよりもはるかまえに、氏族が実在したとモルガンがみたのである。神が人間をつくらなかったのではなくて、人間が、そのつくりだした氏族の社会に生きている人間たちが、神がみをつくりだしたとみるべきなのである。氏族をつくるものたちがある動物をトーテムとし、そのトーテムが人間化され、神がみがつくりだされると新しい神話学はかんがえている。こうなるとギリシアのアプロディーテーは、族外婚と族内婚とで規制されている氏族と部族のなかでの女神である。彼女を族外婚・族内婚のまえの段階の無拘束の性交とむすびつけることは無理なことである。バッハオーフェンがアプロディーテー的ヘテリスムス↓デーメーテールの婚姻との図式をくみたてたのは、すばらしい構想であるとたたえられるとしても、いまとなつては、アプロディーテーとヘテリスムスとのむすびつきも、アプロディーテーとプロミスクイテートとのむすびつきは、ゆるされるべくもないのである。

それにしても「乱婚」をみたとの古代の記録はのこされていない。一九世紀までの近代人が現存する未開人のあいだで観察できなかったものである。古典民族学が復元せざるをえなかったところの『無拘束の性交』なのである。この「無拘束の性交」が「乱婚」という訳語よりもこのましい表現である。

(1) 監訳『母権論』第一巻、四三頁。

(2) 青山訳『古代社会』下巻、二八五頁。

(3) 戸原訳『家族・私有財産・国家の起源』(石波文庫)、四三―四四頁。

(4) 青山訳『古代社会』上巻、三二―三頁。

(5)

すでに『全集』第八巻一九六六年におさめられている『古代書簡』(第一巻一八八〇年と第二巻一八八五年とをふくむ)にたいするデルマン解説にふれたが、それは「バツハオーフェンの『古代書簡』と『母権論』第二回編集」と題する「後書」であり、『全集』第八巻の五二―一六〇二頁によまれる。

このデルマンが『国際社会科学事典』第一巻一九六八年、四九三頁にかいた「バツハオーフェン」項で、「じっさい、一八七二年からあとは、バツハオーフェンにたいするモルガンの影響は、たえず大きくなった。だが、見解の共通に反して、モルガンはバツハオーフェンの諸アイデアを採用も進展もさせず、たんに『古代社会』(一八七七年)とその諸著書のなかで参照したにすぎなかった。」とかいたのを引用したあと、わたしは「これは十分でないことがあきらかにされた」としたのであった。

このデルマンの記述は、まちがいはなく『全集』第八巻での『後書』である解説にもとづいている。この解説の石塚訳によると、バツハオーフェンは一八七三年にモルガン『諸名称体系』一八七一年を入手した²⁾。そしてモルガンは一八七八年四月一日日づけの手紙で、『古代社会』を贈るとかきおくれた。だがバツハオーフェンはこの手紙をうけとるまえに、すでに『古代社会』をニューヨークからとりよせて、よみはじめていたのである³⁾。

『母権論』に刺戟されて著作された『古代社会』ではあるが、この『古代社会』は、こんどはバツハオーフェンにとって大きい刺戟であったにちがいないのである。

デルマンによると、すでに一八七〇年には、バツハオーフェンは新しい意図のもとにあった。ここらあたりから老バツハオーフェンによる新しい探求がはじまる。すでに『母権論』が刊行されたあと、たとえばイギリスのマクレナンによって一八六六年によまれたのであり、またフランスのジロールトゥーロンは一八六七年に論文「古代の諸民族における母」のなかで、「バツハオーフェンの偉大な業績を熱烈に讚美している」⁴⁾のである。

これらの事態をしているバツハオーフェンは、一八七三年にモルガン『諸名称体系』一八七一年をよんで、モルガンによるプロミススキティ(ドイツ語でのプロミススキティート)についての論述をしたにちがいない。そして『古代社会』での古典

古代ギリシアでの氏族についての諸論述にもとづいての、原始ギリシアの氏族、そして胞族、部族について、アメリカカ民族学にとつてかかれた論述は、バツハオーフェンの大きい注目をひいた。これらがつとに新しい企画のもとにあったバツハオーフェンをして、「アヴンクラート」の探求をふかめさせていくのである。「諸名称体系」を研究したあと、バツハオーフェンは、一八七三年に、「アヴンクラート」に関する大部の研究論文の執筆に着手した。この論文は、幾度にも及ぶ改稿を経て、『古代書簡』の第一巻に結実することになったものである。」

石塚正英氏によって邦訳されつづけられているデーрман「後書」である解説にもとづいて、モルガン『古代社会』をよんだバツハオーフェンによる『古代書簡』第一巻の刊行について、かきおよんできたのであるが、この二人の相互作用にうらやましさを感じとられるわたくしである。

『古代書簡』第一巻では、「アヴンクラート」が徹底的にもとめられている。この一八八〇年刊の本を、エンゲルスはよんでいたにちがいないとしてよい。だが、エンゲルスはこの本をしめさず、しかも「オジ権」と邦訳されている術語「アヴンクラート」をもちいないで、『家族、私有財産および国家の起原』一八八四年で、母方のオジとオイとの緊密な関係であるとして論述している。

「母方のオジとオイとのあいだの紐帯のとくに緊密な関係」は、「母権の時代に由来する」が、「ギリシア人はそれを英雄時代の神話のうちを知るだけである」。しかも彼は、タキトゥス『ゲルマーニア』にもとづいて、「ドイツ人のあいだにおける氏族制度の痕跡を、これ以外にもたないとしても、この一箇所だけで十分であろう」としている。たしかにそうであるにちがいない。

バツハオーフェンはこの「アヴンクラート」は、自分の姉妹の息子の権利と「相互に対応している」とし、「それは同一のこのながら、家族の発展史にかかわることであって、そのなかでは、姉妹―兄弟―姉妹の息子の三部から成る母系親族集団が考察の中心におかれている」と、遺稿「インドの伝承にみる姉妹の息子の権利。『母権論』の著者による、人類の親族概念発展史考」でかんがえられているのである。

この「姉妹の息子の権利」は Schwustersohnsbrecht の訳である。この術語は『古代書簡』をおさめた『全集』第八巻一四〇頁にみられるが、その一四四頁では Schwesterliche Nefenrecht とある。これは「姉妹方のオイの権利」と直訳されるかもしれないが、もっときりつめて Nefenrecht によればはすである。そうであるならば、「オジ権」と邦訳されてきたものは

Onkelrecht であるはずだが、バツハオーフェンはこのような術語、そしてまた Avuncelrecht との術語をしめしていない。これはどうしたことであろうか。

バツハオーフェンは Avunculat (イギリス語での Avunculate) との術語をもちいる。かんがえるに、この術語は、Levirat という術語がつくりだされたような意味をもって、つくりだされたとしたい。しられているように、バツハオーフェンの『母権論』第六章「インドと中央アジア」第九五節では、Leviratsehe, Leviratsverbindung, Levirat があらわれている。⁽⁸⁾ Levir は夫の兄弟をさしており、夫が死亡した妻は、夫の兄弟(または最近親者)と結婚する義務があるという慣習がレヴィレートである。これをレヴィレート婚と邦訳する。だが、『母権論』でのレヴィレートは、兄が結婚すると、その弟たちがつきつきと、生存している兄の妻と結婚する慣習をしめしている。これは兄弟多夫一妻婚としてのレヴィレート婚である。(ほかに非兄弟が多夫である非兄弟多夫一妻婚がある)。こうして Levir から術語 Levirat がつくられ、意味するところがひろげられた。

これとおなじく Avuncel からつくられた術語としての Avunculat は、母方のオジと姉妹の息子であるオイとの特に緊密な関係としての「オジ・オイ緊密性」とでも邦訳されるべきものである。これを「オジ権」と邦訳しては、誤解をもちこむだけである。こして老バツハオーフェンは Onkelrecht とも Neffenrecht ともしないで、Avunculat で代表させるようになったのは、もはや recht をもちいるべきでないとしたからかもしれない。あるいは「母権」の内実の一部を「アウンクラート」としてしめすためかもしれない。

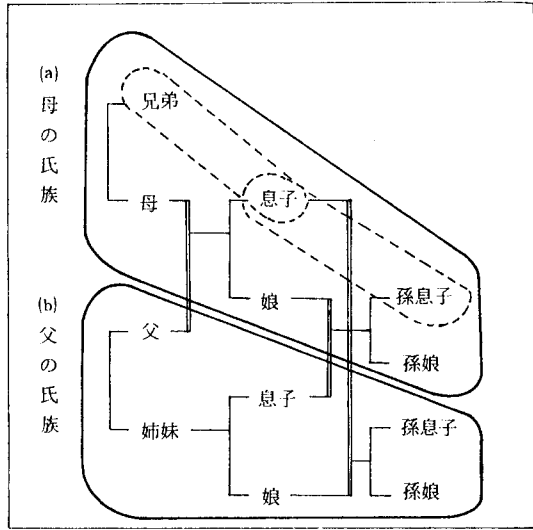
さまざまと臆測的にかいたが、このオジ・オイ関係については、拙稿「平安字書・上代籍帳のオジ名称⁽⁹⁾」をよんでいただきたいのである。さらには一八八一年一月に執筆された遺稿「オーストラリア・カミラロイ族の集団婚⁽¹⁰⁾」をめぐってのわたしの論文「母権を発見したバツハオーフェン」を参照して、進化主義者であるとしてよいバツハオーフェンの民族学への深入り、モルガンをこえてのオーストラリア階級婚制度の理解をしつてもらいたい。

この A 図の母系出自である (a) 母の氏族のなかで、「母の兄弟」と「母の息子」との「アウンクラート」、「母の息子」と「母の孫息子」との「アウンクラート」がみられる。この「母の息子」は (b) 父の氏族にぞくする「父の姉妹の娘」と結婚するので、「母の息子」は「父の姉妹」の娘婿となる。母かたのオジは妻の父であるので、岳父と娘婿の関係となって、(a) の氏族のなかでオジ、オイ関係の緊密性はつよめられる。

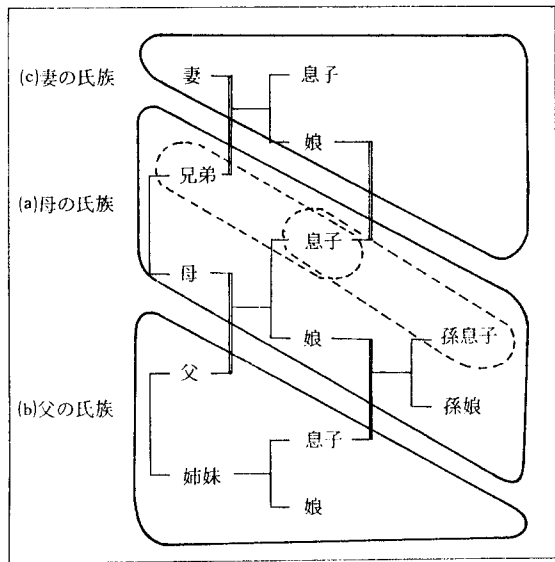
これは (a) 母の氏族と (b) 父の氏族との二氏族から成立する部族 (本原的な二位一体的組織としての dual organization) をもつ

部族)のばあいの典型的な事例である(原始ローマにみられる)。
 これにたいして、原始ギリシアでは、B図のように(c)妻の氏族があり、部族は三氏族より成る(三位一体的組織である三分組織をもつ部族)。ここでは一方的交叉いとこ婚が必然的である。これに対して原始ローマでの二分組織では、相互に交叉いとこ婚する双方的交叉いとこ婚が必然的である。こうして原始ローマと原始ギリシアでの部族という原始共同体のあり方がちがっている。だがアヴンクライトはおなじである。(A図B図のなかでの(a)母の氏族のなかで、母の息子―母の息子との関係がアヴンクライトである)。
 原始での社会組織を理解して、母―娘―孫娘の母系出自・母系相続とアヴンクライト(オジ・オイ緊密性)とを、したがって女人統治、母権をわかっていただきたいのである。

A 図



B 図



- (1) 『原始共同体研究』一九八〇年、二九〇頁。
- (2) 『女性史研究』二四、一九八九年、八〇頁。
- (3) 『モルガン』『古代社会』資料』一九七七年、二三八―三三九頁。
- (4) 『女性史研究』二二、一九八六年、七三頁。
- (5) 同上、二五、一九九〇年、三九頁。
- (6) 戸原訳『家族・私有財産・国家の起源』一八三頁。
- (7) 『女性史研究』二六、一九九一年、四七頁。
- (8) 『バツハオーフェン全集』第二卷、五〇四―五〇六頁。
- (9) 『教育用語』八七、一九八六年。
- (10) 『女性史研究』一九、一九八四年。
- (11) 『神話とマルクス』一九八九年におさめられている。

(6)

『母権論解説』の「第一部・現代を生かすバツハオーフェン」で、犬童美子・光永洋子・石原通子の三氏が、現在のフェミニズムのために、どのように『母権論』をよむかを、それぞれにかきこんでいる。

人はどのように『母権論』をよんでもよいのだが、もともとバツハオーフェンはなにをみだしたのか、第二部・原始を生かすバツハオーフェン』で論ぜられている。そして石塚正英氏がその健筆で、「未来を生かすバツハオーフェン」として、総括しているのである。

現在・過去そして未来にわたって、母権をつかみとりたいという大きい気持ちのもとにあるのだが、これだけで十分であるとは、決してかんがえていない。しかも監訳『母権論』第一巻の出版によって、わが国での『母権論』研究は、大きく展開するにちがいないとみるので、女性史双書Ⅱとして刊行されたバツハオーフェン一〇〇年忌を記念する『バツハオーフェン墓参記』一九八七年をながめながら、共著『母権論解説』をよまれて、大きいご教示をあたえられるようにと、心からおねがいする。

さいごに、吉原ほか訳『母権論』上巻が、この二月に出版されたことを、つけくわえておかねばならない。これは『母権論』第一版を底本とする。したがって、さきの監訳『母権論』第一巻が、『母権論』第三版を底本とするのとはちがっている。第一版と第三版とのちがいが、それぞれの邦訳書にあらわれていることは、くらべてみればすぐわかる。

第二版は未亡人版とよばれているが、本文は第一版のままの組みである（索引の組みかたがちがっている）。第三版の編者による校訂ばかりでなく、脚注のつけかたにも、注目しなければならないが、さらにはH・J・ハインリッヒス編『母権論』（ズールカンブ文庫一三五）一九七五年とも、対照されねばならない。なおこの文庫一三六は、おなじくハインリッヒス編『バッハオーフェン「母権論」資料集』一九七五年である。

『母権論』かんけいの諸文献がでそろったという感がある。

『母権論』復活を心からよろこばねばならない。

※

一九九二年一〇月追記。一九九二年二月にかかれ、一九九二年三月二〇日の「社会思想史の窓」九四に印刷された本論考を、『女性史研究』のもとめにしたがい、『社会思想史の窓』編集者のご承諾をえて、ここに転載する。だが、そのままの転載はゆるされず、いくつかの訂補をくわえた。主なことはつぎのとおりである。

(1) モルガンのモントリオールでの報告は一八五六年ではない。M・コスヴニンが一八五六年としているのにしたがったのであるが、『母権論解説』一九九二年、一六八頁、一八五七年がただし。

(2) 「アウンクラート」を説明するためにしめした図をB図とし、A図をつけくわえた。これを「一位一体的社会組織である二分組織におけるばあいの図示とした。

(3) 術語としての「アウンクラート」の創出にかんれんして、「ソロレート」の事例をしめしたが、これを「レヴィレート」の事例にとりかえた。術語「レヴィレート」をバッハオーフェンがつくりだしたとはいえないが、「アウンクラート」はバッハオーフェンによるものであるとかんがえられる。

(4) 本文のなかに記した典拠を、注としてまとめてしめた。

そのほかの小さい補足をしめさないが、これらによって、本論文を定稿とする。

ついでながら、さきに引用したベンヤミンの言は、『バツハオーフェン論集成』一九九二年では、「彼は法学と考古学の研究から、古代人の法律をこれ以上還元されえない最終的な統一体とは考えられなくなり、法律の基盤として、民族の精神というあまりに漠然としたものとは違うものを発見したとみずから信じた。」(一二頁)と訳されている。

ベンヤミンはこの論文を一九三三―三四年にかいたが、一九二〇年代の「バツハオーフェンへの回顧」にたいして批判的である。

また兄弟多夫一妻婚については河口慧海『チベット旅行記』(講談社学術文庫)一九七八年をみよ。

受贈図書

- 「女子教育」創刊514号 目白学園女子教育研究所
 「現代と女性史」第1輯・第2輯 北九州女性史研究会
 「人文学論集」第25号 仏教大学学会
 「昭和女子大学女性文庫目録」昭和女子大学女性文化研究所
 「女性文化研究所紀要」No.9・10 昭和女子大学女性文化研究所
 「年報」第9集 比治山女子短大女性文化研究センター
 『熊本研究文献目録—人文編II』熊本県企画開発部文化企画室
 石塚正英『文化による抵抗』拓植書房
 一九九二年 二、八〇〇円
- 森本謙三『タイプの音』I・II
 東京歴史研婦人運動史部会『女と戦争』昭和史叢書⑤女性
 秀泉社 二、三六九円
- J・J・バツハオーフェン著 『母権論』(序論・リュキア・クレタ)訳
 佐藤信行・佐々木充他訳
 三三社 一九九二年 三、二〇〇円

河野信子『夢劫の人—石牟礼道子の世界』

藤原書店 一九九二年 二、四〇〇円

稲子宣子『ソ連における子供の権利』

日本評論社 一九九二年 九、〇〇〇円

重富健一監修『いまコメ・食糧があぶない』

学習の友社 一九九二年 一、五〇〇円

白井隆一郎編『バツハオーフェン論集成』

世界書院 一九九二年 五、四〇〇円

白井隆一郎編『コヒーが廻り世界史が廻る』

中公新書 一九九二年 六六〇円

『総合女性史研究』第9号総合女性史研究会

『母権論』第一版、第一章第一節（試訳）

1. 母権についてのあらゆる研究は、リュキア民族から出発しなければならぬ。このために、きわめて確實で、そして内容ゆたかな諸証言がある。われわれの課題は、まず第一に、以下のすべてのことにたいして、確固たる基礎を得るために、古代人たちの諸報告を逐語訳でつたえることであろう。

ヘーロドトス第一巻第一七三節は、リュキア人はもともとクレータの出であり、サルペドーンの支配のもとにあつては、後になつても近隣の人びとによつてそうよばれてきたように、テルミライ人とよばれていたが、パンデーオンの息子リュコスがアテーナイからテルミライ人の国のサルペドーンのもとにきたとき、テルミライ人はリュコスにちなんで、リュキア人と呼ばれるようになった、と報告している。さて、この歴史家はさらにつづける。

「彼らの諸習俗は一部分はクレータ風であり、一部分はカーリア風である。だが彼らは、他のいかなる民族もっていない一つの特異な習慣をもっている。彼らは母にしたがつて名称し、父にしたがつてではない。Χαίεσσι ἀπὸ τῶν μητέρων ἑαυτοῖς, καὶ οὐχὶ ἀπὸ τῶν πατέρων. それでリュキア人に、何者かとたずねると、その男は母方の系統を述べ、自分の母の母たちをかぞえあげる。 *καταλέξει ἑαυτοῦ μητρός, καὶ τῆς μητρός ἀναμεμέετα τὰς μητέρας.* として一人の女市民が男奴隷と結婚しても、子供たちは高貴な生まれ (*γενναία*) とみなされるが、男市民が、たとえ最上流の人であっても、外国の女または妾を娶るならば、子供たちは卑しい出 (*ἀρετὰ τὰ τέχνα*) である。」この箇所は、母にしたがつての名称という風習が、生まれてきたものたちの法的地位とむすびついており、したがつて、これにひきつづいでいる箇所すべてにおいて、つらぬかれている基本的観点の一部分として叙述されているので、たいへん注目にあたいる。

ヘーロドトスの叙述は、他の著述家たちによつて確認され、補足されている。この注目すべき慣習についてのダマスコス
ニーコロオースの著作に、つぎのような断片がのこっている。(ミュラー編『ギリシア歴史家断片集』五・四六一)。

ἀρχαί τὰς γυναίκας μάλλον ἢ τοὺς ἀνδρας τιμῶσι καὶ χαλοῦνται μητρός, τὰς τὲ χιθρονομίας τὰς θυγατρῶσι

λέγουσαν, οὐ τοὺς υἱοὺς.

「リユキア人は、男たちよりも女たちにいっそうの敬意をあらわしている。彼らは、母にしたがって名称し、彼らの遺産を息子たちにはなく、娘たちに相続させる。」ポントスのヘーラクレイデース「国家について」断片一五（ミユラー編『ギリシア歴史家断片集』二・二一七）には、短い報告がある。

Nómos δὲ οὐ γράβεται, ἀλλ' ἔθειαι καὶ ἔχ. παλαιῶν γυναικὸν κατανοῦνται.

「彼らは成文法をもっておらず、ただ不文の慣習をもっているだけである。彼らは昔から女たちによって支配されている」。クラマー『ギリシア逸文集』一・八〇にある『テμισタゴラース ἐν τῇ χρυσῇ βίβλῳ において』には、こうである。

*Ὅτι αἱ γὰρ τὴν Ἄδρην τὴν οὖν γαλομένην λυγίαν, τὴν πρὸς τῇ Ἐφέσῳ γυναικὸς μὲν συμβουλή τὰ συνήθη ταῖς γυναικῶν ἔργα ἀπαρνησάμεναι. καὶ Λώνας χρησάμεναι καὶ ὄρλαγοῖς τὰ τῶν ἀνδρῶν πάντα ἐπέθευον, Πρὸς δὲ τὰ ἄλλα καὶ ἡμῶν οὖν αὐταῖς Λώνας (ὅ τῶν ἐθελῶν). διὰ ταῦτα καὶ Ἀπύλωνας χεῖρόθαι τὰς οὖν ταῖς Λώνας ἀμώσας. ちなみにアマゾンたちについて、ディオニュシオス『ペリエーゲシス』八・一八についてのエウスタテイオスの注釈に引用されているアリアーノスは、*ἀπὸ μητέρων ἐνεσολογούτο.* と述べている。これに關しては、ウエスタテイオス、ベルンハルディ編、二六二頁を参照せよ。母方の男祖先たちを *μήτραις.* と称する。ピンダロス『ネメア祝勝歌』一一・四三の古注釈家によると、テネドス人アリストアゴラースについて、*つぎのようにいわれている。τὸ μὲν οὖν ἀπὸ πατρὸς γένος εἰς Πείσαιον, τὰ δὲ ἀπὸ μητρὸς εἰς τοῦτον τὸν Μεδάντρον. Μήτραις γὰρ οἱ γὰρ καὶ μήτέρα πρόγονοι.**

引用した諸証言に、ブルータルコス『女の徳性について』第九章の注目すべき物語が加わり、そのためにヘーラクレイアの第四巻でのべている。かつて一匹の猪がヘーラクレイアの地を荒廃させ、動物や果樹を絶滅させたので、ベレロポーンに殺された。だが、この英雄は、この善行にたいして、なんらの感謝をえられなかったので、クサントス人を呪い、この地上のありとあらゆるものが塩をうみだすようにと、ポセイドーンに祈った（パウサニアス一・三三・七を参照せよ）。すると大地が苦くなつたため、すべてのものが破壊した。この状態は、ベレロポーンが女たちの願いをいれて、この悲惨な状態をおわらせてくれるように、ふたたびポセイドーンに嘆願するまでつづいた。そのためクサントス人にとっては、父にしたがってではなく、母にしたがってで名称する慣習がうまれた、*μη παρθέσων, ἀλλ' ἀπὸ μητρῶν χρηματίζεον.*（アポロドーロス、二・四・一。

クセノメデス、「ミューラー編『ギリシア歴史家断片集』二・四三、断片二）。*Xorparitēu* はここでは、ポリュピオスとディオドーロスにおいての *Xorparitēs Paarkēs*、「彼は王の称号を名のつて居る」*vēa 'Ians Xorparitēs*「彼女は自分を新しいイシスとよばせた」とおなじ意味である。エウセビオス『福音の準備』一・一〇のつぎの箇所は、「いちじるしい類似をしめしている。 *Ex touzōn phōzōn* (サンクニマトンの「ローン」ごよみ) *ēsvnēthēan Mhriōpōmos kai o Xōpōpōmos. 'Arō mhriōpōmōs, phōzōn, Xorparitēōn tōn tōte anadōnū mhriōpōmōn eis du ēntōzōn.*

ニュンピスの話は、母にしたがっての名称は、ある宗教的見地の所産であることをしめしており、大地の豊穰力と女の妊娠力が同一視されている。

この後者のことは、おなじ神話の別の説明のなかで、いっそう明確に強調されている。すなわちプルートルコスはおなじ箇所、つぎのようにのべている。「リュキアで起つたらしいこの話は、なるほどいかにも作り話めいているが、古い神話にもとづいているのである。アミソダロスあるいはリュキア人のよびかたではイサラスが（アポロドーロス二・四・一。クセノメデス、「ミューラー編『ギリシア歴史家断片集』二・四三、断片二）」、この伝承によると、好戦的で、しかも野蛮で残忍な男であるキマッロスが指揮する数隻の海賊船をともなつて、ゼレイア付近のリュキア人の植民都市からきた。この者は船首はライオン、船尾には蛇の標式をつけた船にのつて、リュキア人に非常な害をあたえた。そのためリュキア人は航行もできず、海辺の諸都市に住むことができなかった。ベレロポーンはそのさいペーガソスにまたがって彼を追跡し、彼を殺した。彼はアマゾンたちをも追いはらった。だがベレロポーンは、その功にふさわしい報酬をえることができず、イオパテースからひどい不当なあつかいを受けた。そのため、彼は海へ行き、この地が荒れた不毛の土地になるようにと、ポセイドーンに祈つた。彼が祈りをおえて、再び立ちさつたとき、海が高まり、この地方に氾濫した。そびえたつ海が彼のあとにしたがい、平地をおうような恐ろしい光景であった。男たちは海をしずめてくれるようにとの懇願をもって、ベレロポーンのもとへ行つたが、かなえられなかった。だが女たちが *anaspōphēnai tois xritōziōzōis* 彼をでむかえたとき、彼は恥じらいゆえに、うしろにさがつた、と同時に海水もひいたということである。」

(第一節おわり)

ことわりがき。井上訳（『女性史研究』一二一、一九八一年、四六一―四七頁）を下じきにし、みずず版『母権論』第一巻と白水版『母権制』上巻での邦訳を借用して、第二版での記述の順にしたがって配列したといえるのであるが、遂語訳のあるいは直訳的であるといえるほどに、意訳することをさけた。したがって試訳としたが、わたしのころみにすぎない。

それにしても、みずず版と白水版とに感謝する。まちがいもあるらしいが、どうぞおゆるしく下さい。

（布村）

日本神話学・神がみの結婚	布村一夫	むぎ書房	一五〇〇円
原始共同体研究	布村一夫	未来社	六八〇〇円
古代社会ノート	布村一夫	未来社	四八〇〇円
女性史双書			
Ⅰ 原始・母性は月であった	布村一夫		
Ⅱ バツハオーフェン募参記	緒方・瀬上・中山 シュミット・昌子、光永	共著	
Ⅲ 日本上代の女たち	布村一夫		
Ⅳ 熊本評論の女	石原通子		

『バツハオーフェン論集成』によせて

石塚正英

バツハオーフェンの『母権論』はこども読める、ああも読める、そしてどの読み方・解釈もとりあえずは可能の圏内にあるといった書物である。そのような多様な『母権論』解釈を一冊に編んでみたのが本書である。その多様性の中には、編者の解釈もむろん含まれている。

臼井氏は、解説の章で次のように語っている——「母権理論の惹起した問題領域の広がりを示すことが編者の意図であった」。そして様々なバツハオーフェン像が示される——「母権研究者」、「法学者」、「民族学者」、「神話学者」、「収集家」、「旅行家」、「刑事裁判所判事」、「州議会議員」、「文化ベシミスト」、「進化論者」、「独立独歩の人」、「新プラトン主義者」、「詩人」、「控訴審裁判所所長」、「古代研究者」、「バゼル人」。

バツハオーフェンは「象徴の解釈」としての「神話」に注目し、そこから自然社会としての母権的社会、自然宗教としての母権的宗教を探索することとなったが、その間に古典民族学者モルガンを知り、またジロー・トウロンを介して言語学者ソシュールをも知っていく。

またそのバツハオーフェンは、同時代人のエンゲルスに高く評価され、コラーその他の人びとによって各界で紹介されていった。そうして二〇世紀前半に至り、本書に収められた哲学者、思想家たちによってバツハオーフェン・ルネサンスのごとき盛り上がりがつくられたのである。編者臼井氏は、「バツハオーフェンは母権的象徴への共感

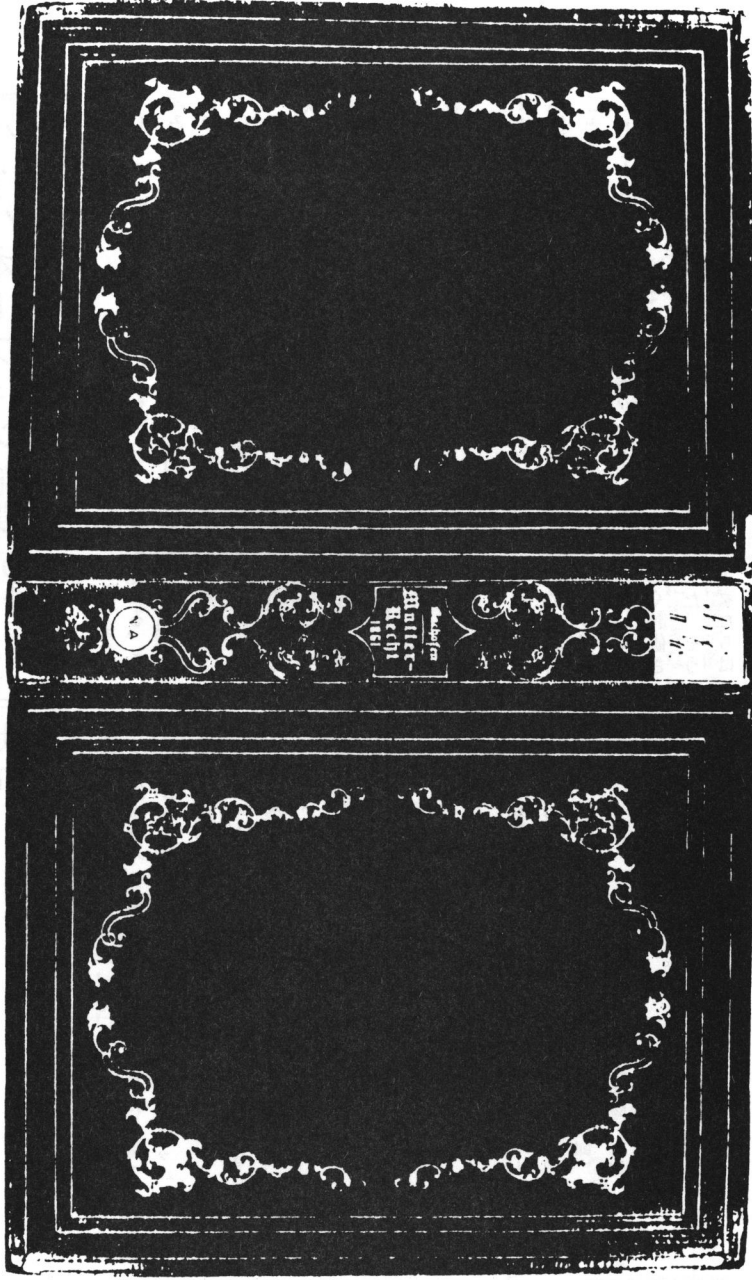
と父権的精神への尊敬とが均衡の取れた人間であった」と評している。かような感覚の持主によって編まれたバツハオーフェン論集を、諸氏には是非とも一読願いたい。

- 一章 ヨーハン・ヤーコプ・バツハオーフェン(W・ベンヤミン)
- 二章 永遠の都の本質(第一、第二講演、A・シュラー)
- 三章 バツハオーフェン(L・クラージェス)
- 四章 同害報復法(L・クラージェス)
- 五章 バツハオーフェンの言語芸術(W・ムシユク)
- 六章 母権理論の社会心理学的意義(E・フロム)
- 七章 バツハオーフェン ニーチェとアリアドネ 予備的研究(K・ケレーニ)

八章 母権(アンチゴネ)と自然法の関係について(E・プロツホ)

九章 母権と女性運動(B・ハウザー||ショイブリーン)

十章 記号の森の母権論(解説論文、臼井隆一郎編) 臼井隆一郎編 世界書院 五五、六一頁



図版(1)『母權論』第1版 1861年の革表紙
(バーゼル大学所蔵)

DAS MUTTERRECHT.

Eine Untersuchung

über

die Gynaikokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und
rechtlichen Natur.



Ματὴρ ἀγλῶν εἶδος.

Von

J. J. Bachofen,

Appellationsrath zu Basel.

Mit 9 Steindruck-Tafeln und einem ausführlichen Sachregister.

Stuttgart.

Vorlag von Kraus & Hoffmann.

1861.

DAS MUTTERRECHT.

Eine Untersuchung
über
die Gynaikokratie der alten Welt nach ihrer religiösen und
rechtlichen Natur.



Ματὲρ ἀγαθὴ εἶδος.

Von

J. J. Bachofen,

Appellationsrath zu Basel.

Zweite unveränderte Auflage.

Mit 9 Steindruck-Tafeln und einem ausführlichen Sachregister.

Basel.

Benno Schwabe, Verlagsbuchhandlung.

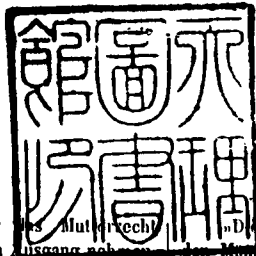
1897.

JOHANN JAKOB BACHOFEN
DAS MUTTERRECHT

I. BAND

MIT UNTERSTÜTZUNG VON
HARALD FUCHS, GUSTAV MEYER
UND KARL SCHEFOLD
HERAUSGEGEBEN VON KARL MEULI

BENNO SCHWABE & CO · VERLAG · BASEL
1948



I. Jede Untersuchung über das Mutterrecht muss von dem Lycischen Volke ihren Ausgang nehmen. Für dieses liegen die bestimmtesten, und auch an Inhalt reichsten Zeugnisse vor. Unsere Aufgabe wird es also zunächst sein, die Nachrichten der Alten in wörtlicher Uebertragung mitzuthellen, um so für Alles folgende eine sichere Grundlage zu gewinnen.

Herodot 1, 173 berichtet, die Lykier stammten ursprünglich aus Kreta, sie hätten unter Sarpedon Termitter geheissen; wie sie von den Nachbarn noch später genannt worden seien; als aber Lykos, des Pandion Sohn, von Athen in der Termitter Land zu Sarpedon gekommen, da seien sie nach ihm Lykier genannt worden. Dann führt der Geschichtschreiber also fort:

»Ihre Sitten sind zum Theil Kretisch, zum Theil Karisch. Jedoch eine sonderbare Gewohnheit haben sie, die sonst kein anderes Volk hat: sie benennen sich nach der Mutter und nicht nach dem Vater. *καλέουσι ἀπὸ τῶν μητέρων ἑαυτοῦς, καὶ οὐκ ἀπὸ τῶν πατέρων.* Denn wenn man einen Lykier fragt, wer er sei, so wird er sein Geschlecht von Mutterseite angeben, und seiner Mutter Mütter her erzählen. *καταλέξει ἑαυτὸν μητρῶθεν, καὶ τῆς μητρὸς ἀνανεμέτει τὰς μητέρας,* und wenn eine Bürgerin mit einem Slaven sich verbindet, so gelten die Kinder für edelgeboren (*γενναῖα*); wenn aber ein Bürger, und wäre es der vornehmste, eine Ausländerin oder ein Kechswieb nimmt, so sind die Kinder unehrlieh (*ἀτιμα τὰ τέκνα*). Diese Stelle ist darum so merkwürdig, weil sie uns die Sitte der Benennung nach der Mutter in Verbindung mit der rechtlichen Stellung der Geburten, folglich als Theil einer in allen ihren Folgen durchgeführten Grundanschauung darstellt.

Herodot's Erzählung wird durch andre Schriftsteller bestätigt und ergänzt. Aus Nicolaus Damascenus Schrift über die merkwürdigen Gebräuche ist uns folgendes Fragment erhalten: (Müller, fr. hist. graec. 5, 461.) *Λύκιοι τὰς γυναῖκας μᾶλλον ἢ τοὺς ἄνδρας τιμῶσι καὶ καλοῦνται μητρῶθεν, τὰς τε κληρονομίας τὰς θυγατέρας λείπουσιν, οὐ τοὺς υἱούς.*

Bachofen, Mutterrecht.

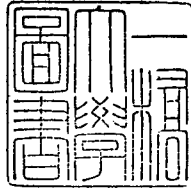
Die Lykier erweisen den Weibern mehr Ehre als den Männern; sie nennen sich nach der Mutter, und vererben ihre Hinterlassenschaft auf die Töchter, nicht auf die Söhne.« Heracles Ponticus de rebus publicis fr. 15 (Müller, fr. hist. gr. 2, 217) hat die kurze Angabe:

Νόμοις δὲ οὐ Χρῶνται, ἀλλ' ἔθεσι καὶ ἐκ παλαιῶν γυναικοκρατοῦνται.

»Sie haben keine geschriebenen Gesetze, sondern nur ungeschriebene Gebräuche. Von Alters her werden sie von den Weibern beherrscht.«

Themistagoras *ἐν τῇ χρυσῇ βίβλῳ* bei Cramer, Anecd. 1, 80. *Ὅτι αἱ κατὰ τὴν Ἀλόπην τὴν νῦν καλουμένην Λυκίαν, τὴν πρὸς τῇ Ἐφέσῳ, γυναῖκες μῖζ' συμβουλήν τὰ συνήθη ταῖς γυναῖξιν ἔργα ἀπαρνησάμεναι, καὶ ζῶναις χρυσάμεναι καὶ ὄπλισμοῖς τὰ τῶν ἀνδρῶν πάντα ἐπειθέονοι. Πρὸς δὲ τὰ ἄλλα καὶ ἡμῖνον σὺν αὐταῖς ζῶναις (ὅ ἐστιν ἐθέριζοι). διὰ ταῦτα καὶ Ἀμάζονας κεκλησθῆναι τὰς σὺν ταῖς ζῶναις ἀμώσας.* Von den Amazonen nun sagt Arrian bei Eustathius zu Dionys. perieg. 828: *ἀπὸ μητέρων ἐγενεαλοῦντο.* Dazu Eustath. bei Bernhardt p. 261. Die mütterlichen Ahnherrn heissen *μητρώες*. Beim Scholiast zu Pindar Nem. 11, 43 heisst es von dem Tenedier Aristagoras: *τὸ μὲν σὺν ἀπὸ πατρὸς γένος εἰς Πείσανδρον, τὰ δὲ ἀπὸ μητρὸς εἰς τοῦτον τὸν Μελίτιππον. Μητρώες γὰρ οἱ κατὰ μητέρα πρόγονοι.*

Zu den angeführten Zeugnissen kommt die merkwürdige Erzählung des Plutarch de virtut. mulier., c. 9, wofür der Heraclote Nymphis als Gewährsmann angeführt wird. Sie lautet in wörtlicher Uebersetzung: »Nymphis erzählt im vierten Buche über Heraclaea, einst habe ein Wildschwein das Gebiet von Heraclaea verwüstet, Thiere und Früchte vernichtet, bis es von Bellerophon erlegt wurde. Als aber der Held für seine Wohlthat keinerlei Dank erhielt, habe er die Xanthier verflucht, und von Poseidon erlehrt, dass alles Erdreich Salz hervorbringe (Vergl. Paus. 2, 32, 7). So ging alles zu Grunde, da das Erdreich bitter geworden, und dies habe gedauert, bis Bellerophon aus Achtung vor den Bitten der Frauen wiederum zu Poseidon flichte.



I. Jede Untersuchung über das Mutterrecht muss von dem Lycischen Volke ihren Ausgang nehmen. Für dieses liegen die bestimmtesten, und auch an Inhalt reichsten Zeugnisse vor. Unsere Aufgabe wird es also zunächst sein, die Nachrichten der Alten in wörtlicher Uebertragung mitzutheilen, um so für Alles Folgende eine sichere Grundlage zu gewinnen.

Herodot 1, 173 berichtet, die Lykier stammten ursprünglich aus Kreta, sie hätten unter Sarpedon Termiler geheissen; wie sie von den Nachbarn noch später genannt worden seien; als aber Lykos, des Pandion Sohn, von Athen in der Termiler Land zu Sarpedon gekommen, da seien sie nach ihm Lykier genannt worden. Dann führt der Geschichtschreiber also fort:

„Ihre Sitten sind zum Theil Kretisch, zum Theil Karisch. Jedoch eine sonderbare Gewohnheit haben sie, die sonst kein anderes Volk hat: sie benennen sich nach der Mutter und nicht nach dem Vater. *καλοῦσι ἀπὸ τῶν μητέρων ἑαυτοὺς, καὶ οὐκ ἀπὸ τῶν πατέρων.* Denn wenn man einen Lykier fragt, wer er sei, so wird er sein Geschlecht von Mutterseite angeben, und seiner Mutter Mutter her zählen. *καταλέξει ἑωυτὸν μητρόθεν, καὶ τῆς μητρὸς ἀναμείεται τὰς μητέρας,* und wenn eine Bürgerin mit einem Slaven sich verbindet, so gelten die Kinder für edelgeboren (*γενναῖα*); wenn aber ein Bürger, und wäre es der vornehmste, eine Ausländerin oder ein Kebsweib nimmt, so sind die Kinder unehrlich (*ἄτιμα τα τέκνα*). Diese Stelle ist darum so merkwürdig, weil sie uns die Sitte der Benennung nach der Mutter in Verbindung mit der rechtlichen Stellung der Geburten, folglich als Theil einer in allen ihren Folgen durchgeführten Grundanschauung darstellt.

Herodot's Erzählung wird durch andere Schriftsteller bestätigt und ergänzt. Aus Nicolaus Damascenus Schrift über die merkwürdigen Gebräuche ist uns folgendes Fragment erhalten: (Müller, fr. hist. graec. 5, 461). *Δύκιος τὰς γυναῖκας μᾶλλον ἢ τοὺς ἄνδρας τιμᾶσι καὶ καλοῦνται μητρόθεν, τὰς τε κληρονομίας τὰς θυγατέρας λείπονσιν, οὐ τοῖς υἱοῖς.*

Bachofen, Mutterrecht.

„Die Lykier erweisen den Weibern mehr Ehre als den Männern; sie nennen sich nach der Mutter, und vererben ihre Hinterlassenschaft auf die Töchter, nicht auf die Söhne.“ Heraclides Ponticus de rebus publicis fr. 15 (Müller, fr. hist. gr. 2, 217) hat die kurze Angabe:

Νόμοις δὲ οἱ χρῶνται, ἀλλ' ἔθει καὶ ἐκ παλαιῶν γυναῖκοκρατοῦνται.

„Sie haben keine geschriebenen Gesetze, sondern nur ungeschriebene Gebräuche. Von Alters her werden sie von den Weibern beherrscht.“

Themistagoras ἐν τῇ χρυσῇ βίβλῳ bei Cramer, Anecd. 1, 86. *Ὅτι αἱ κατὰ τὴν Ἀλόπην τὴν νῦν καλουμένην Λυκίαν, τὴν πρὸς τῇ Ψερέῳ, γυναῖκες μὴ συμβουλή τὰ συνήθη ταῖς γυναῖξιν ἔργα ἀπαρνησάμεναι, καὶ ζῶνας χρησάμεναι καὶ ὀπλιμοῖς τὰ τῶν ἀνδρῶν πάντα ἐπετήδευον. Πρὸς δὲ τὰ ἄλλα καὶ ἡμῖον οὖν αὐταῖς ζῶνας (ὅ ἐστιν ἐθριζόν). διὰ ταῦτα καὶ Ἀμάζονας κεκλησθῆαι τὰς οὖν ταῖς ζῶνας ἀμώσας.* Von den Amazonen nun sagt Arrian bei Eustathius zu Dionys. perieg. 828: *ἀπὸ μητέρων ἐγενεαλογοῦντο.* Dazu Eustath. bei Bernhardt p. 261. Die mütterlichen Ahnherren heissen *μητρῶες*. Beim Scholiast zu Pindar Nem. 11, 43 heisst es von dem Tenedier Aristagoras: *τὸ μὲν οὖν ἀπὸ πατρὸς γένος εἰς Πείσανδρον, τὰ δὲ ἀπὸ μητρὸς εἰς τοῦτον τὸν Μελένικπον. Μητρῶες γάρ οἱ κατὰ μητέρα πρόγονοι.*

Zu den angeführten Zeugnissen kommt die merkwürdige Erzählung des Plutarch de virtut. mulier., c. 9, wofür der Heracleote Nymphis als Gewährsmann angeführt wird. Sie lautet in wörtlicher Uebersetzung: „Nymphis erzählt im vierten Buche über Heraclea, einst habe ein Wildschwein das Gebiet von Heraclea verwüstet, Thiere und Früchte vernichtet, bis es von Bellerophon erlegt wurde. Als aber der Held für seine Wohlthat keinerlei Dank erhielt, habe er die Xanthier verflucht, und von Poseidon erfehlt, dass alles Erdreich Salz hervorbringe (Vergl. Paus. 2, 32, 7). So ging alles zu Grunde, da das Erdreich bitter geworden, und dies habe gedauert, bis Bellerophon aus Achtung vor den Bitten der Frauen wiederum zu Poseidon flehte;

LYKIEN

1. Jede Untersuchung über das Mutterrecht muß von dem lykischen Volke ihren Ausgang nehmen. Für dieses liegen die bestimmtesten und auch an Inhalt reichsten Zeugnisse vor. Unsere Aufgabe wird es also zunächst sein, die Nachrichten der Alten in wörtlicher Übertragung mitzuteilen, um so für alles Folgende eine sichere Grundlage zu gewinnen.

Herodot 1, 173 berichtet, die Lykier stammten ursprünglich aus Kreta; sie hätten unter Sarpedon Termiler geheißten, wie sie von den Nachbarn noch später genannt worden seien; als aber Lykos, des Pandion Sohn, von Athen in der Termiler Land zu Sarpedon gekommen, da seien sie nach ihm Lykier genannt worden. Dann fährt der Geschichtschreiber also fort¹: «Ihre Sitten sind zum Teil kretisch, zum Teil karisch. Jedoch eine sonderbare Gewohnheit haben sie, die sonst kein anderes Volk hat: sie benennen sich nach der Mutter und nicht nach dem Vater. Denn wenn man einen Lykier fragt, wer er sei, so wird er sein Geschlecht von Mutterseite angeben und seiner Mutter Mütter herzählen, und wenn eine Bürgerin mit einem Sklaven sich verbindet, so gelten die Kinder für edelgeboren (*γενναῖα*); wenn aber ein Bürger, und wäre es der vornehmste, eine Ausländerin oder ein Kebsweib nimmt, so sind die Kinder unehrlich (*ἄτιμα τὰ τέκνα*).» Diese Stelle ist darum so merkwürdig, weil sie uns die Sitte der Benennung nach der Mutter in Verbindung mit der rechtlichen Stellung der Geburten, folglich als Teil einer in allen ihren Folgen durchgeführten Grundanschauung darstellt.

Herodots Erzählung wird durch andere Schriftsteller bestätigt und ergänzt. Aus Nicolaus Damascenus Schrift über die merkwürdigen Gebräuche ist uns folgendes Fragment erhalten²: «Die Lykier erweisen den Weibern mehr Ehre als den Männern; sie nennen sich nach der Mutter und vererben ihre Hinterlassenschaft auf die Töchter, nicht auf die Söhne.» Heraclides Ponticus³ hat die kurze Angabe: «Sie haben

¹ [Herod. 1, 173 νόμοισι δὲ τὰ μὲν Κρητικοῖσι, τὰ δὲ Καρικοῖσι χροῦνται. ἐν δὲ τόδε ἴδιον νενομίκασι καὶ οὐδαμοῖσι ἄλλοῖσι συμφέρονται ἀνθρώπων·] καλέουσι ἀπὸ τῶν μητέρων ἔωντος καὶ οὐκ ἀπὸ τῶν πατέρων. [εἰρομένου δὲ ἑτέρου τὸν πλησίον τίς εἴη,] καταλέξει ἔωντὸν μητρόθεν καὶ τῆς μητρὸς ἀναμεύεται τὰς μητέρας.

² Müller, Fr. h. Gr. 3, 461 [fr. 129 = Fr Hist 50 fr. 103 k] Λύκοι τὰς γυναῖκας μᾶλλον ἢ τοὺς ἄνδρας τιμῶσι καὶ καλοῦνται μητρόθεν τὰς τε κληρονομίας ταῖς θυγατρῶσι λέγουσιν, οὐ τοῖς υἱοῖς.

³ de rebus publicis fr. 15 (Fr. h. Gr. 2, 217 [= Aristot. fr. 611, 43 p. 379, 21 R.]) νόμοις δὲ οὐ χροῦνται, ἀλλ' ἔθεσι, καὶ ἐκ παλαιοῦ γυναικοκρατοῦνται.

Von den verschiedensten Seiten wurde dem Wunsche nach einer neuen Auflage dieses Werkes Ausdruck verliehen, welches im Buchhandel seit vielen Jahren vergriffen und nur noch im Antiquariatshandel mit Schwierigkeit und zu hohem Preise erhältlich ist. Die seit dem Erscheinen dieser Arbeit (1861) und im Anschlusse an dieselbe entstandene einschlägige, reichhaltige Litteratur legte die Erwägung nahe, eine Neubearbeitung des Werkes durch eine geeignete Kraft zu veranlassen oder aber einen unveränderten Abdruck der ersten Auflage zu veranstalten. Die Pietät gegenüber dem verstorbenen Verfasser entschied, den letzteren Weg einzuschlagen. Die vorliegende zweite Auflage, die ich, in Erinnerung an meinen Mann, meinem lieben Sohne J. J. Bachofen widme, erscheint daher als eine gänzlich unveränderte.

Basel, im September 1897.

Ww. Louise Bachofen geb. Burckhardt.

図版(8)『母権論』第2版への未亡人覚書

J.J. バッハオーフェン『母権論』諸版について

石原 通子

図版(1) 四つ折り判。革表紙。背表紙には「Bachofen/Mutter/Recht/1861」と、4段にドイツ文字で印刷されている。

図版(2) この表題の次頁に母・ヴァレリア・バッハオーフェン＝メリアンへの献辞があり、つぎに序説 29 頁、内容の概要 6 頁 (13 章 164 節) (ここまでが前づけである)、本文 420 頁 (12 章と補遺。補遺のなかの第 164 節が第 13 章にあたる)、図版解説 4 頁、索引 11 頁、図版 9 頁がある。

図版(3) 四つ折り判。この「第 2 版は、まったく改訂せず出版される。わが夫の思い出として、本書を親愛なるわが息子 J.J. バッハオーフェンに献ずる。」と図版(8)のルーゼ・バッハオーフェン＝ブルクハルトの覚書が、第 1 版での母への献辞の次の頁に挿入されている。バッハオーフェン没後 10 年を記念して、未亡人によって出版されたものである。しかし、索引は組みかたがちがうために第 1 版よりも 5 頁多い。ここでの副題はラテン文字で印刷されている。

図版(4) 菊判。茶クロス装丁。副題がない。『母権論』は『バッハオーフェン全集』の第 2、3 巻に 2 分冊されているが、第 2 版の未亡人覚書はない。第 1 分冊は序説 58 頁、内容の概要 18 頁 (12 章と補遺)、本文 445 頁 (第 1—6 章) である。第 2 分冊は本文 461 頁 (第 7—12 章と補遺)、図版解説 14 頁、カール・モイリによる「あとがき」118 頁、索引 47 頁、正誤表 1 頁、目次 1 頁、図版 9 頁である。

図版(5)(6)(7) 第 1、2 版は二欄組みであるが、第 3 版は一欄組みのため、たとえば第 86 頁上欄外に 1b. 2a すなわち第 1 頁右欄、第 2 頁左欄と第 1 版の頁がしめされている。図版(7)での第 3 版における注は、図版(5)第 1 版、図版(6)第 2 版で本文中に組み込まれているギリシア語の部分を取りだして、編注をつけくわえたものである。この「リュキア人」章第 1 節については、布村一夫『『母権論』をよむ——テキスト・クリティク事はじめ——』および『『母権論』第 1 版、第 1 章第 1 節 (試訳)』が本集にあるので参照されたい。

図版(8) 「史学史の窓」No.10, 1990 年および『母権論解説』世界書院, 1992 年に石塚正英氏の邦訳があるので参照されたい。

熊本女性学研究会活動報告（一九九三年）

石原 通子

第一回 二月八日

報 告 田中真由美氏「夫妻別姓について」

内川 寛氏

光永 洋子氏「ギリシアの女神たち」

（共著『母権論解説』によせて）

連続講義 布村一夫先生「婚姻の歴史」

第一回 民法における一夫一妻婚。

第二回 五月二日

報 告 小玉 稜子氏「セクシュアル・ハラスメントをなくする

ために」

犬童 美子氏「佐喜真興英著『女人政治考』における

『母権論』」

（共著『母権論解説』によせて）

連続講義 布村一夫先生「婚姻の歴史」

第二回 結婚の女神ヘーラー。

多夫一妻婚。レヴィレイト婚

第三回 八月一日

報 告 林 葉子氏「夫妻別氏をもとめる」

（選択的別姓同居籍）批判）

連続講義 布村一夫先生「婚姻の歴史」

第四回 一〇月三日

講 演 日吉フミコ氏「わたしの歩いた道」

連続講義 布村一夫先生「婚姻の歴史」

第四回 単婚。ヘテリスムス。カント

婚姻哲学。

年四回の例会に、毎回四五人ほどの出席がありました。

現行民法のなかに残された「家」制度は、女たちをがまんさせ、いかにくるしめてきたかを、夫妻別氏の問題をとおして考えてきました。

また布村一夫先生の連続講義「婚姻の歴史」によって、現在の婚姻形態が原始から続いていたものではないことを学びました。そして既成のものをみなおす発想の転換と、その実行力の必要をかんじました。そこで水俣市議員として水俣病第一次訴訟のとき、患者と家族の人権補償のために尽力された日吉フミコ氏のお話をきいたわけです。

また一九九一年から、バッハオーフェン『母権論』邦訳書が三つの書店より出版されはじめ、その唯一の解説書である、『母権論解説』世界書院についても紹介がありました。フェミニズムの基礎文献として、『母権論』のよみをふかめていきたいと思っています。

第三回 日本人の奇妙な結婚。

後母婚など。

予 告 (1993年12月)

女性史研究 第28集

特集 熊本現代の女たち

1992年12月1日 印刷
1992年12月1日 発行

女 性 史 研 究 第 27 集

頒価 1,000 円
(送料実費)

編 集 家 族 史 研 究 会
東京事務局 東京都中野区新井4-27-6-801
〒165 Tel 東京 (03) 3385-0147
振替口座・東京 3-12894
熊本事務局 熊本市池田3-2-30
〒860 Tel 熊本 (096) 354-6158
振替口座・熊本 6-13171
家族史研究会熊本事務局

共 同 体 社

